平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	9月　5日	月	開会・提案理由説明	
2	9月　6日	火	本会議なし	
3	9月　7日	水	発言通告締切（午後５時まで）	
4	9月　8日	木	本会議なし	
5	9月　9日	金	質疑（全案件）	
6	9月　10日	(土)	休会	
7	9月　11日	(日)		
8	9月　12日	月	一般質問	
9	9月　13日	火	一般質問・委員会付託	
１０	9月　14日	水	本会議なし	建設環境
１１	9月　15日	木		経済観光
１２	9月　16日	金		文教厚生
１３	9月　17日	(土)	休会（敬老の日）	
１４	9月　18日	(日)		
１５	9月　19日	(月)		
１６	9月　20日	火	本会議なし	総務企画
１７	9月　21日	水		議会運営
１８	9月　22日	木	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会

目　次

第１号（９月５日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 4
４．説明のため出席した者 …… 5
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　議案第106号～議案第121号
　　認定第47号～認定第60号
　　報告第４号～報告第９号 …… 7
９．提案理由の説明 …… 9
（１）議案第106号（西田総務部長） …… 9
（２）議案第107号（清田病院事務部長） …… 10
（３）議案第108号（西田総務部長） …… 10
（４）議案第109号（西田総務部長） …… 11
（５）議案第110号（西田総務部長） …… 12
（６）議案第111号（西田総務部長） …… 12
（７）議案第112号（福田企画振興部長） …… 12
（８）議案第113号（西田総務部長） …… 14
（９）議案第114号（西田総務部長） …… 15
(10) 議案第115号（角野市民福祉部次長） …… 17
(11) 議案第116号（清田病院事務部長） …… 18
(12) 議案第117号（蔵原経済部長） …… 18
(13) 議案第118号（福田企画振興部長） …… 19
(14) 議案第119号（西田総務部長） …… 21
(15) 議案第120号（西田総務部長） …… 21
(16) 議案第121号（西田総務部長） …… 22
(17) 認定第47号（西田総務部長） …… 22
(18) 認定第48号（森市民福祉部長） …… 23

(19) 認定第49号（森市民福祉部長） …… 24
(20) 認定第50号（熊野環境部長） …… 25
(21) 認定第51号（角野市民福祉部次長） …… 26
(22) 認定第52号（角野市民福祉部次長） …… 26
(23) 認定第53号（池田水道局長） …… 27
(24) 認定第54号（有尾経済部次長） …… 28
(25) 認定第55号（有尾経済部次長） …… 28
(26) 認定第56号（有尾経済部次長） …… 29
(27) 認定第57号（有尾経済部次長） …… 29
(28) 認定第58号（池田水道局長） …… 30
(29) 認定第59号（清田病院事務部長） …… 31
(30) 認定第60号（熊野環境部長） …… 32
(31) 報告第４号（西田総務部長） …… 33
(32) 報告第５号（福田企画振興部長） …… 34
(33) 報告第６号（福田企画振興部長） …… 34
(34) 報告第７号（福田企画振興部長） …… 35
(35) 報告第８号（福田企画振興部長） …… 35
(36) 報告第９号（福田企画振興部長） …… 36
10. 散会 …… 36

第２号（９月９日）

１．議事日程 …… 39
２．本日の会議に付した事件 …… 39
３．出席議員 …… 39
４．説明のため出席した者 …… 40
５．事務局職員出席者 …… 41
６．日程第１　議案第106号～議案第121号（質疑）
認定第47号～認定第60号（質疑）
報告第４号～報告第９号（質疑） …… 42
（１）太田黒鐵郎議員第１回目質疑 …… 43
〇蔵原経済部長答弁 …… 45
〇池田建設部長答弁 …… 46
（２）太田黒鐵郎議員第２回目質疑 …… 46
〇蔵原経済部長答弁 …… 47

○池田建設部長答弁 …… 48
（３）太田黒鐵郎議員第３回目質疑 …… 48
（４）古田信助議員第１回目質疑 …… 49
○池田建設部長答弁 …… 50
（５）森　久雄議員第１回目質疑 …… 50
○西田総務部長答弁 …… 52
（６）森　久雄議員第２回目質疑 …… 53
（７）島田節男議員第１回目質疑 …… 54
○福田企画振興部長答弁 …… 54
（８）島田節男議員第２回目質疑 …… 56
○福田企画振興部長答弁 …… 56
７．散会 …… 57

第３号（９月12日）

１．議事日程 …… 61
２．本日の会議に付した事件 …… 62
３．出席議員 …… 62
４．説明のため出席した者 …… 63
５．事務局職員出席者 …… 63
６．日程第１　一般質問 …… 65
（１）森川昭彦議員第１回目一般質問 …… 65
○福田企画振興部長答弁 …… 68
（２）森川昭彦議員第２回目一般質問 …… 70
○福田企画振興部長答弁 …… 71
（３）森川昭彦議員第３回目一般質問 …… 72
○中嶋市長答弁 …… 73
（４）太田黒鐵郎議員第１回目一般質問 …… 73
○西田総務部長答弁 …… 75
（５）太田黒鐵郎議員第２回目一般質問 …… 77
○中嶋市長答弁 …… 80
○西田総務部長答弁 …… 81
○蔵原経済部長答弁 …… 81
（６）太田黒鐵郎議員第３回目一般質問 …… 82
○蔵原経済部長答弁 …… 84

○中嶋市長答弁 …… 85
（７）川野　功議員第１回目一般質問 …… 87
○福田企画振興部長答弁 …… 90
○田中教育長答弁 …… 91
○蔵原経済部長答弁 …… 93
○西田総務部長答弁 …… 93
（８）川野　功議員第２回目一般質問 …… 94
○福田企画振興部長答弁 …… 95
○田中教育長答弁 …… 96
○西田総務部長答弁 …… 96
（９）川野　功議員第３回目一般質問 …… 97
○福田企画振興部長答弁 …… 97
○西田総務部長答弁 …… 98
(10) 北原昭三議員第１回目一般質問 …… 98
○森市民福祉部長答弁 …… 99
○蔵原経済部長答弁 ……100
○田中教育長答弁 ……101
○森市民福祉部長答弁 ……101
(11) 北原昭三議員第２回目一般質問 ……102
○森市民福祉部長答弁 ……102
○田中教育長答弁 ……103
(12) 北原昭三議員第３回目一般質問 ……103
(13) 吉本政幸議員第１回目一般質問 ……103
○中嶋市長答弁 ……106
○西田総務部長答弁 ……106
(14) 吉本政幸議員第２回目一般質問 ……107
○中嶋市長答弁 ……108
(15) 吉本政幸議員第３回目一般質問 ……109
７．散　会 ……109

第４号（９月13日）

１．議事日程 ……113
２．本日の会議に付した事件 ……113
３．出席議員 ……113

４．説明のため出席した者 ……114
５．事務局職員出席者 ……115
６．日程第１　一般質問 ……116
（１）森　久雄議員第１回目一般質問 ……116
〇西田総務部長答弁 ……117
（２）森　久雄議員第２回目一般質問 ……118
〇中嶋市長答弁 ……119
（３）島田節男議員第１回目一般質問 ……119
〇西田総務部長答弁 ……122
〇田中教育長答弁 ……123
〇福田企画振興部長答弁 ……123
（４）島田節男議員第２回目一般質問 ……124
〇西田総務部長答弁 ……126
〇中嶋市長答弁 ……126
〇福田企画振興部長答弁 ……127
（５）島田節男議員第３回目一般質問 ……128
〇西田総務部長答弁 ……129
（６）原　　徹議員第１回目一般質問 ……130
〇森市民福祉部長答弁 ……132
〇西田総務部長答弁 ……133
〇熊野環境部長答弁 ……133
〇田中教育長答弁 …… 134
（７）原　　徹議員第２回目一般質問 ……135
〇森市民福祉部長答弁 ……137
〇西田総務部長答弁 ……137
〇熊野環境部長答弁 ……138
〇中嶋市長答弁 ……138
〇池田建設部長答弁 ……139
（８）原　　徹議員第３回目一般質問 ……140
〇熊野環境部長答弁 ……142
〇中嶋市長答弁 ……143
（９）立山秀木議員第１回目一般質問 ……144
〇蔵原経済部長答弁 ……145
(10) 立山秀木議員第２回目一般質問 ……145

○蔵原経済部長答弁 ……146
(11) 立山秀木議員第３回目一般質問 ……147
(12) 永田紘二議員第１回目一般質問 ……147
○西田総務部長答弁 ……148
○池田建設部長答弁 ……148
○蔵原経済部長答弁 ……149
(13) 永田紘二議員第２回目一般質問 ……149
○西田総務部長答弁 ……150
○池田建設部長答弁 ……150
○蔵原経済部長答弁 ……151
(14) 永田紘二議員第３回目一般質問 ……151
○西田総務部長答弁 ……153
○池田建設部長答弁 ……153
○蔵原経済部長答弁 ……154
７．日程第２　委員会付託 ……154
８．散　会 ……154

第５号（９月22日）

１．議事日程 ……157
２．本日の会議に付した事件 ……158
３．出席議員 ……160
４．説明のため出席した者 ……161
５．事務局職員出席者 ……162
６．日程第１　議案第106号～議案第121号
認定第47号～認定第60号
請願第２号～請願第３号
陳情第１号～陳情第２号 ……163
７．各常任委員長の報告 ……164
（１）建設環境常任委員長報告 ……164
（２）経済観光常任委員長報告 ……165
（３）文教厚生常任委員長報告 ……167
（４）総務企画常任委員長報告 ……169
８．質　疑 ……170
９．討　論 ……170

（１）原　　徹議員討論 ……170
10. 採　決 ……172
11. 日程第２　特別委員会の設置について ……174
12. 日程追加　日程第３　意見書案第４号～意見書案第５号 ……175
13. 提案理由の説明 ……178
（１）意見書案第４号（職員朗読） ……175
（２）意見書案第５号（職員朗読） ……177
14. 質　疑 ……178
15. 討　論 ……178
16. 採　決 ……179
17. 閉　会 ……179

９ 月 ５ 日（月曜日）

平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成17年９月５日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第117号　字の区域変更について

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第４号　専決処分の報告について
報告第５号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第６号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第７号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　北原昭三君
２番　芹川正美君
３番　藤原　豊君
４番　立山秀木君
５番　立山　隆君
６番　原　徹君

7番	平井邦廣	君
8番	吉本政幸	君
9番	池田誠一	君
10番	堀　茂幸	君
11番	永田紘二	君
12番	森川昭彦	君
13番	早田順一	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
助役	杉焼義文	君
収入役	永田忠晴	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君
企画振興部長	福田憲之	君
市民福祉部長	森　和芳	君
経済部長	蔵原栄一	君

建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	清田辰郎君
菊鹿総合支所長	蔵原賢一君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	有尾隆俊君
総務課長	星子四郎君
財政課長	戸次由夫君
行政改革推進課長	小川啓司君
福祉課長	富田辰郎君
農林振興課長	富安　豪君
建設課長	酒井博士君
農業委員会事務局長	松山　寛君
教育総務課長	有働典夫君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。ただいまから平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において池田誠一議員、堀　茂幸議員を指名いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月22日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３　議案第106号～議案第121号
認定第47号～認定第60号
報告第４号～報告第９号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第106号から報告第９号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び

規約の一部変更について）

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第117号　字の区域変更について

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第４号　専決処分の報告について
報告第５号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第６号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第７号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。

議案第106号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）を専決第28号として７月25日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。第１条は歳入歳出予算の補正です。総額に２億3756万円を追加し、総額を255億7290万8000円とするものです。

補正予算の内容についてご説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。３歳出、（款）消防費、（目）災害対策費の補正額190万円は、７月の集中豪雨災害時における災害対策に係る経費であります。

続きまして、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額は7366万円です。災害復旧事業1300万円は、集中豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害査定用の測量設計に要する経費であります。災害復旧事業（単独災害）3266万円は、小栗郷カントリーパーク等ののり面崩壊の復旧に係る経費でございます。次の応急対策経費2800万円は、廃土、崩土除去に係る重機等の借り上げ料及び原材料費でございます。

次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額1850万円につきましても、同じく災害を受けた林道等の災害復旧事業及び応急対策に要する経費でございます。

12ページをお願いします。（目）現年発生土木施設災害復旧費の１億4350万円につきましても、被害を受けた道路、河川の施設にかかります災害復旧及び応急対策に要する経費です。財源は分担金及び一般財源でございます。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算の

事項別明細書総括表を８ページから９ページにかけて掲載いたしております。ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

議案第107号　専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）を専決第29号として平成17年７月27日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、平成17年７月31日をもって退職しました医師１名の退職給与金を、地方公営企業法施行令第26条第２項及び第３項の規定に基づき補正するものでございます。

以下、議案によりご説明いたします。３ページをお開き願います。

第１条は総則でございます。

第２条は資本的収入及び支出でございます。このうち支出について補正をお願いするものであります。（第１款）資本的支出の既決予定額に102万9000円を追加し、総額を３億842万3000円とするものでございます。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきましては補正予算実施計画書にてご説明いたします。

７ページをお開き願います。支出の（款）資本的支出、（項）繰延資産、（目）退職給与金の補正予定額102万9000円は、医師１名の退職手当でございます。

なお、今回の退職給与金の補正は、地方公営企業法施行令第26条第２項及び第３項の規定に基づき、資本的支出繰延資産として翌年度以降５カ年で均等に償却を行うものであります。

以上、概略をご説明申し上げました。ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第108号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により、７月27日付をもって専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

熊本県におきましては、職員の退職手当事務、消防補償等の事務、非常勤職員の公務災害補償等の事務、交通災害共済事務及び県市町村自治会館の管理事務の五つの事務を共同処理するために、県内の市町村及び一部事務組合等で熊本県市町村総合事務組合を組織しておりまして、本市も加入しております。

この事務組合の加入団体であります八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村が本年８月１日に合併し、八代市が誕生いたしました。これによりまして八代郡生活環境事務組合は名称が変更されまして八代生活環境事務組合となり、八代市千丁町排水処理組合は解散し、脱退いたしました。

これらに伴いまして、組合を組織する地方自治体の数の減少、組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の一部変更を行う必要がございまして、この手続には構成団体の協議が必要で、この協議を行うためには議会の議決が必要でございます。議会を招集するいとまがございませんでしたので、専決処分をしたところでございます。

以下、規約変更についてご説明申し上げます。別表第１は、組合を組織する地方公共団体名をすべて列挙しております。この表に八代市を新たに加えまして、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村及び八代市千丁町排水処理組合を削り、八代郡生活環境事務組合を八代生活環境事務組合に改めます。

別表第２は、組合の共同処理する事務につきましておのおのの事務ごとに加入する団体を列記しているものでございますが、本表におきましても、別表第１と同様、所要の団体名の改正及び削除を行うものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成17年８月１日から施行いたしました。

なお、総合事務組合のすべての構成団体におきまして、同文により議決または専決処分がなされておるところでございます。

続きまして、議案第109号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案も地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）を専決第31号として平成17年８月８日に専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。第１条は歳入歳出予算の補正でございます。総額に4400万円を追加し、総額を256億1690万8000円とするものです。

補正の内容についてご説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。３歳出、（款）総務費、（目）衆議院議員総選挙費の補正額4400万円は、８月８日の衆議院の解散に伴い、公職選挙法第31条第３項の規定に基づく総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。財源は県支出金です。

以上、概略ご説明申し上げましたが、歳入歳出補正予算の事項別明細書総括表を８ページから９ページに掲載いたしております。ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、議会の政務調査費につきまして山鹿市特別職報酬等審議会に諮問するため、条例を改正する必要があり提案するものであります。

第２条は、報酬等審議会の所管事項の規定でございまして、市長は次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないとされており、第１号に議会の議員の報酬の額、第２号に市長、助役及び収入役の給料の額となっております。その第２条第１号中「報酬」を「報酬及び政務調査費」に改めまして、第１号を議会の議員の報酬及び政務調査の額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、納税相談員及び収納事務指導員の設置に伴い、条例を改正する必要があり提案するものであります。

別表第２は、日額報酬以外のものの職名と金額及び適用を定めております。交通指導員の次に市税及び国民健康保険税の滞納税の収納、納税相談等の業務を行うための納税相談員及び市税の滞納処分につきまして専門的な見地から実務指導等を行うための収納事務指導員を加えるものです。金額につきましては月額とし、それぞれ個別の要綱を定めまして、それに基づき予算の範囲内で市長が定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成17年10月１日から施行するものです。よろしくご審議お願いいたします。終わります。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市において行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

第９条の規定に基づき、条例を制定する必要があり提案するものでございます。申請・届け出等の法令に基づく行政機関への手続につきましては、書面による手続に加え、電子計算組織による手続を可能とする目的で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称行政手続オンライン化法が制定されたところでございます。熊本県におきましても、県と市町村による共同運営協議会を平成15年に設立し、各種手続・申請等がオンラインで行える双方向型の行政運営システムを確立するため協議を重ね、平成20年度には約2000手続のオンライン化を目指しているところでございます。

本条例は、同法の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化のため、条件整備の一環として法制上の整備を行うために制定するものでございます。申請・届け出等を初めとする手続について、書面によることに加えまして、オンラインによる手続も可能とするために必要な整備を行うものであり、各手続に係る個別条例等に通則的に適用することにより、個別条例等の改正を要せずにオンライン化が可能とするためのものでございます。

行政手続のオンライン化の事業効果といたしましては、自宅や職場からインターネットを利用して申請を行うことが可能となり、市民や企業の利便性が飛躍的に向上し、快適・便利な市民生活や産業活動の活性化が図られるものと言えます。

続きまして、本条例の概要についてご説明を申し上げます。

本条例は、全９条構成で、第１条は目的、第２条は用語の定義でございます。

第３条及び第４条は、行政手続における電子情報処理組織の使用を規定するもので、個別条例等の規定により書面により行うこととされている行政手続について、書面によることに加え、電子情報処理組織を使用して行わせることができるとするものであり、電子情報処理組織を使用して行われた行政手続につきましては、個別条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該個別条例等を適用すると規定するものでございます。また、書面処理で署名や記名押印を規定しているものにつきましては、電子署名での代替を可能とすると規定するものでございます。

第５条及び第６条につきましては、電磁的記録による縦覧・閲覧及び作成・保存についての規定で、市の機関が個別条例等の規定により書面により行うこととしているものについては、電磁的記録により書類の縦覧・閲覧及び作成・保存を行うことができるとするものでございます。

第７条については、情報システムの整備に係る規定です。

第８条は、オンライン状況の公表に係る規定で、少なくとも毎年度１回、手続のオンライン化の状況について公表するとするものでございます。

第９条につきましては、規則の委任です。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例ついてご説明申し上げます。

本市の公の施設につきまして、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく指定管理者の指定の手続に関する必要事項を定めるため、条例を制定する必要があり提案するものでございます。

指定管理者と申しますのは、地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人、その他の団体を指定して公の施設の管理を行わせることができ、この指定を受けた法人等を指定管理者と申します。

本条例では、本市のすべての公の施設について、この指定を行う場合の手続を一つの条例で定めるものでございます。

第２条におきまして、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人、その他団体を公募するといたしております。

また、同条第２項におきましては、選定の特例としまして、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効率的、効果的に達成するために、特に必要があると認めるときは、公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができるといたしております。

第３条では、指定管理者の指定を受けようとする法人等は、事業計画書に必要書類を添えて市長に申請しなければならないとしております。

第４条では、指定管理の候補者の選定基準について規定いたしております。指定を受けようとする申請があった場合、指定管理候補者の選定に当たりましては、一つ目には、公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。二つ目に、事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。同時に、管理経費の縮減が図られるものであること。三つ目に、安定した管理を行う為に必要な人員及び財政的基礎を有していること等を基準に候補者を選定するということとしております。

その他、事業報告書の作成及び提出について、このことを第５条に、指定の取り消しについて第７条に規定しております。また、第９条におきましては損害賠償の

義務、第10条におきまして秘密保持の義務等を規定いたしております。

この条例は、公布の日から施行するとしております。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正でございます。

まず、第１条、歳入歳出予算の補正は、総額に８億4471万9000円を追加し、総額を264億6162万7000円とするものでございます。

内容につきましてご説明を申し上げます。

４ページをお願いいたします。第２表地方債補正です。地方債の追加につきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書の歳出によりご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。３歳出、（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額281万9000円は、平成16年度に交付を受けております国・県支出金に対する精算返納金です。

続きまして、（目）高齢者福祉総務費の補正額907万6000円ですけれども、国・県支出金精算返納金764万6000円は、平成16年度に交付を受けた国・県支出金に対する精算返納金です。介護保険事業特別会計繰出金143万円は、介護保険法の改正に伴う電算システム改修に係る事務費繰出金でございます。

14ページをお願いいたします。（目）児童福祉総務費の補正額159万1000円につきましても、16年度に交付を受けた国・県支出金の精算返納金でございます。

続きまして、（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の補正額80万7000円は、地域の小児救急医療体制の充実を図るものでございます。財源は負担金、県支出金及び一般財源でございます。

続きまして、（款）農林水産業費、（目）農業総務費補正額460万3000円の減額は、農林水産施設災害復旧費への職員給の組み替えでございます。

（目）農業振興費の補正額1994万9000円でございますが、野菜果樹花き振興事業の中にあります園芸産地かつりょく強化対策事業882万円、これはイチゴの高設栽培施設の導入による収量増加、品質向上を図るものでございます。

次のグローバル化対応果樹産地整備事業100万円は、果樹の新規開拓品目の検討及び試験栽培への設置等により、少量・多品目の生産、出荷を目指すものでございます。

また、元気人気くまもと農業運動チャレンジ支援事業168万5000円は、鹿本農業の元気づくりを基本戦略とし、消費者ニーズに即した個性ある農産物の生産、販売を目指すものでございます。

続きまして、特産振興事業の中にあります茶生産安定対策事業632万円は、防霜、霜を防ぐファン等の導入により、収穫作業等の低コスト化、省力化生産を図るものでございます。

次の地域特産物産地育成強化事業112万4000円は、高架型作業機の導入により、栽培及び収穫作業の低コスト化、作業省力化を図るものでございます。

また、中山間地域等直接支払事務100万円は、中山間地域等直接支払交付金制度に係る地区測量に要する経費でございます。これは菊鹿地区でございます。財源は県支出金及び一般財源です。

続きまして、（款）土木費、（目）道路橋梁総務費の補正額1107万6000円の減額は、公共土木施設災害復旧事業への職員給の組み替えでございます。

16ページをお願いいたします。（款）教育費、（目）学校給食費の補正額45万円は、給食調理員の産休に伴う経費です。

次の（目）小学校学校管理費の補正額1857万円は、県道整備に伴う城北小学校の給食保管庫移転改築に係る経費でございます。財源は財産収入及び一般財源でございます。

次の（目）教育振興費補正額50万円は、幼稚園、保育園と小学校の連携、交流の充実を図る実践研究及び小中学校における人としての生き方の基盤となる豊かな心の育成を実践研究のテーマとした県の指定事業であります。財源は県支出金です。なお、本年度の指定校は米田小学校及び来民小学校でございます。

次の（目）中学校学校管理費の補正額490万3000円は、山鹿中学校の男子バレーボール部を初めとする、各部の全国大会への出場を支援するものです。

次の（目）保健体育総務費補正額42万3000円は、青少年スポーツクラブの全国大会出場に対する助成でございます。

18ページをお願いいたします。（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額２億1442万8000円は、７月の集中豪雨により被害を受けた農地87件並びに農業用施設47件に係る災害復旧事業であります。財源は国庫支出金、地方債、分担金及び一般財源です。

次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額4446万円は、同じく集中豪雨により被害を受けた林業施設、林道10件に係る災害復旧事業でございます。財源は国庫支出金、地方債及び一般財源です。

同じく、次の（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額５億4093万1000円は、

公共土木施設道路72件、河川59件に係る災害復旧事業でございます。財源は国庫支出金、地方債及び一般財源です。

次の（目）現年発生観光施設災害復旧費の補正額149万1000円につきましても、集中豪雨により被害を受けた岳間キャンプ場に係る災害復旧事業でございます。財源は一般財源です。

以上、歳出及び財源内訳について概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を８ページから９ページにかけて掲載いたしております。

また、補正予算に関する説明書として、20ページから23ページにかけて給与費明細書並びに地方債に関する調書を掲載いたしております。ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

おはようございます。

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7239万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7191万4000円と定めるものでございます。

７ページをお開きください。歳出予算につきましてご説明申し上げます。（款）総務費、（目）一般管理費の補正額285万9000円につきましては、介護保険法改正に伴いますシステム改修費でございます。財源は国県支出金142万9000円、一般財源143万円でございます。

次の（款）諸支出金、（目）償還金の補正額6953万6000円につきましては、平成16年度保険給付費確定に伴います国庫負担金及び支払基金交付金並びに県負担金の精算返納金でございます。内訳といたしまして、国庫負担金2617万4000円、支払基金交付金2700万4000円、県負担金1635万8000円でございます。財源は繰越金6953万6000円でございます。

５ページに歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしております。ご参照の上、ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

今回の補正は、病院駐車場の整備に係る費用及び地方公営企業法施行令第26条第２項及び第３項の規定に基づく早期退職者に伴います退職給与金を補正するものでございます。以下、議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は総則でございます。

第２条は、資本的収入及び支出でございます。このうち、支出について補正をお願いするものであります。（第１款）資本的支出の既決予定額に6554万7000円を追加し、総額を３億7397万円とするものでございます。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきましては、補正予算実施計画書によりご説明いたします。

４ページをお開き願います。支出の（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）構築物の補正予定額1400万円は、駐車場の整備に係る費用でございます。

同じく（款）資本的支出、（項）繰延資産、（目）退職給与金の補正予定額5154万7000円は、看護師２名の退職手当でございます。

なお、今回の退職給与金の補正は、地方公営企業法施行令第26条第２項及び第３項の規定に基づき、資本的支出繰延資産とし、翌年度以降、５カ年で均等に償却を行うものであります。

以上、概略をご説明申し上げました。ご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

おはようございます。

議案第117号　字の区域変更についてご説明申し上げます。

本案は、基盤整備促進事業、菊鹿町浦矢谷地区の区画整理事業に伴いまして字の区域を変更する必要があり、地方自治法第260条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

１ページをお願いいたします。変更前は、菊鹿町大字矢谷字水正平でございます。区域はここに記載しております４筆及びこれらの区域に隣接します道路、水路であ

る公有地の全部並びにほか３筆に隣接する道路、水路である公有地の一部でございます。面積は950平方メートルでございます。これを菊鹿町大字矢谷字中村に変更するものでございます。

３ページをお願いいたします。３ページに字界の変更図を添付いたしております。青の実線が旧字界でございます。図面上部が字の中村、下の方が字水正平でございますが、赤の実線が変更後の区域でございます。

４ページに総体的な位置図を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画の説明に先立ちまして、これまでの過疎対策の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、法律制定の経緯でございますが、昭和30年以降の高度経済成長に伴う過疎問題の発生に対処するため、昭和45年以来、３回の立法措置を経まして、平成12年４月に現在の過疎地域自立促進特別措置法が10年間の時限立法として制定をされ、今日に至っております。

そして、この現行法は、過疎地域における総合的かつ計画的な対策の実施によって、地域の自立促進を図ることで、住民の福祉の向上や地域格差の是正などに寄与することを目的といたしております。

次に、当地域における過疎対策の経緯でございますが、合併前においては、鹿北町、菊鹿町、鹿央町の３町が過疎地域の指定を受け、それぞれの町の過疎地域自立促進計画に基づき、生産基盤や生活基盤の整備を進めてまいったところでございます。

新山鹿市では、過疎法第33条第１項に規定する合併の場合の特例措置によりまして、本年１月15日から市全体がみなし過疎地域の指定を受けております。

したがいまして、このみなし過疎地域の指定を活用するためには、特別措置法の期間に合わせて本市の過疎計画を策定し、これに基づき有利な起債、いわゆる過疎債でございますが、効率的な事業推進を図る必要がございます。

続きまして、今回提案の過疎地域自立促進計画の策定手続と内容でございますが、まず、計画期間は、法律の期限でございます平成21年度までの、いわゆる後期５カ年の計画を策定するものでございます。

なお、本来であれば、この計画はことしの３月までに策定しなければなりません

でしたが、平成17年３月までに合併予定の市町村については、合併後、できるだけ速やかに策定することとなっておりますので、今回の提案となった次第でございます。ちなみに、県内では過疎指定38市町村のうち34市町村が策定済みですが、合併市町村である山鹿市を含め、四つの自治体が現在策定中となっております。

また、この計画内容は、当該市町村の基本構想等と適合するように定めなければならないものでありますが、基本構想を含む総合計画の策定につきましては、平成18年３月議会に提案の予定で、現在検討を重ねているところでございます。そのため、この過疎計画を第１次山鹿市総合計画よりも先行して策定しなければならないことになりますので、両方の計画ともに合併協議会で策定いたしました新市建設計画を基本に策定を進めることで、それぞれの整合性が確保できるように配慮いたしております。

なお、この計画による具体的な事業計画につきましては、現在検討を進めております総合計画の実施計画と調整を行っておりますが、県の指導が、過疎債が適用される事業かどうかにかかわらず、市全体の事業を掲載するようにとの方針でありますので、現時点で未確定要素が多い事業の幾つかを除き、ほとんどの事業を計画に掲載をいたしております。

今回、提案の計画につきましては、県が定めました過疎地域の自立促進方針に基づきながら、あわせて10項目にわたる計画の構成や主要な項目区分について、国の計画作成要領に沿って作成いたしております。

今回、この内容であらかじめ県との協議も済みましたので、法第６条の規定により議会の議決を経るため提案するものでございます。

続きまして、この計画の主な内容を議案に沿いまして説明いたします。

まず、計画全体は、作成要領に従いまして10項目で構成をいたしております。第１が基本的事項として、市の概況から計画期間までの５項目の内容を掲載しております。次に、第２が産業の振興、第３が交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、第４は生活環境基盤の整備、第５は高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、第６は医療の確保、第７は教育の振興、第８は地域文化の振興等、第９は集落の整備、そして、最後に第10としてその他地域の自立促進に関し必要な事項を記載しております。そして、それぞれの項目ごとに現況と問題点、その対策、そして計画という内容にいたしております。

以上、概要でございますが、山鹿市過疎地域自立促進計画につきましてのご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第119号から議案121号まで一括してご説明申し上げます。

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。議案第108号でご説明いたしました熊本県市町村総合事務組合の規約には、共同処理する事務を定めた部分がございますが、水防法の改正に伴いまして、この部分の引用条項に移動が生じました。

また、同組合の加入団体であります菊池南部清掃組合が８月１日に菊池環境保全組合に名称変更されました。これらに伴いまして地方自治法第286条第１項の規定による同組合の規約の変更について協議を行うため議会の議決を求めるものでございまして、総合事務組合のすべての構成団体におきまして同文によります議決をいただく予定でございます。

以下、規約の一部変更についてご説明申し上げます。

第３条第５号中、第34条を第45号に改めます。この条項は、組合の共同処理する事務を規定いたしたものでございますけれども、水防法が改正されまして、第34条が第45条に移動したことに伴うものでございます。

別表第１及び別表第２中、菊池南部清掃組合を菊池環境保全組合に改めるものであります。別表第１は、組合の構成団体をすべて列記したものでございまして、別表第２は、組合の共同処理する事務について、おのおのの事務ごとに加入する団体を列記しているものでございます。菊池南部清掃組合の名称変更に伴うものでございます。

附則といたしまして、この規約は知事の許可の日から施行し、改正後のこの規約は17年８月１日から適用するものでございます。

次に、議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

旧市町村の合併の特例に関する法律は17年３月31日に失効いたしましたが、同法の附則第２条第２項の規定によりまして、平成17年３月31日までに県知事へ合併の申請をした市町村の合併につきましては、同法第９条の２第１項の規定は同日後もなお効力を有するとされております。

この規定と申しますのは、市町村が対等合併しますと、合併関係の市町村は法人格が消滅するということになります。そうしますと、それらの市町村を含む地方公共団体で組織します一部事務組合においては消滅する市町村を組合から脱退させ、新たに設置された市町村を組合に加入させるという手続が必要になります。

しかしながら、この規定は、こういった場合に脱退、加入と複雑な手続を踏むこ

となく、構成団体の減少と規約改正の手続により当該組合を存続できることとする特例規定でございます。

本件は、その規定に基づきまして八代郡竜北町及び同郡宮原町の合併により、10月１日に氷川町が設置され、あわせて宮原町及び八代市中学校組合が氷川町及び八代市中学校組合に名称変更されることに伴い、事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更をするものでございます。

規約の一部変更につきましては、議案第119号と同様の改正を行うものでございます。

附則としまして、この規約は17年10月１日から施行するものでございます。

なお、本議案も前議案と同様、すべての組合構成団体において同文による議会の議決が必要でございます。

続きまして、議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本議案も前議案同様に、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町が17年10月３日に合併し玉名市が設置され、その前日には玉名市横島町中学校組合が解散され、玉名市外４ケ町病院組合は、玉名市玉東町病院組合に名称変更されることに伴うものでございます。前議案と同様の改正を行いまして、議会の議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

平成16年度の決算認定につきましては、去る６月定例会におきまして平成16年４月１日から17年１月14日までの合併の前日までですけれども、旧１市４町の決算について認定をいただいております。

今回、提出いたしておりますのは、同じく16年度決算ではありますけれども、平成17年１月15日から３月31日までの合併後の16年度の決算に係るものでございます。16年度の決算は、年度途中の合併でありましたので、６月に認定いただいております決算と、今回提出しております決算を連結することにより、本来の決算の姿となるものであります。

よって、後ほど一会計年度の総決算額並びに形式収支、実質収支額をそれぞれご説明申し上げたいと思います。

では、順次一般会計からご説明申し上げます。

認定第47号の５ページをお願いいたします。予算現額106億7614万2000円、調定

額120億5084万1905円に対しまして、収入済額は113億3623万1645円であります。不納欠損額4902万5757円、収入未済額６億6558万4503円であります。

８ページをお願いいたします。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額106億7614万2000円に対しまして、支出済額91億5140万3461円、翌年度繰越額１億4288万5000円、不用額13億8185万3539円であります。

９ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は21億8482万8184円となっております。

次、だいぶ飛びますけれども、65ページをお願いいたします。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。歳入歳出差引21億8482万8000円のうち、翌年度へ繰越すべき財源は574万6000円であり、結果、実質収支額は21億7908万2000円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条並びに山鹿市財政調整基金条例第２条第２項、それから、山鹿市減債基金条例第２条第２項の規定に基づき、６億円を財政調整基金へ、２億円を減債基金へ編入いたしました。

この結果、平成17年度への純繰越金が13億7908万2000円でございます。

10ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、66ページ以降に財産に関する調書を添付いたしております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

また、冒頭申し上げました合併前の決算額と合併後の決算額を連結いたしました16年度一会計年度における一般会計の総額ですけれども、歳入総額が315億9657万2000円、歳出総額が294億1174万4000円となっております。実質収支額は21億7908万2000円でございます。

ただいま申し上げました一会計年度の総決算額等につきましては、お手元に配付いたしております資料の財政状況に全会計分を掲載いたしております。ご参照いただきたいと存じます。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。

認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお開き願います。歳入決算書の一番下の歳入合計欄によって説明申し上げます。予算現額21億1153万円、調定額31億6377万4179円に対しまして、収入済

額は25億9479万7277円であります。不納欠損額は8791万3440円、収入未済額は４億8106万3462円であります。

５ページをお願いします。歳出でございますが、歳出の合計欄によって説明いたします。予算現額21億1153万円に対しまして、支出済額は18億6714万9201円であり、不用額は２億4438万799円であります。

次に、６ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は７億2764万8076円であります。

次に、17ページをお開き願います。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。３の歳入歳出差引額は７億2764万8000円、５の実質収支額も同額でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条並びに山鹿市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例第２条第２項の規定に基づき４億2000万円を基金へ繰り入れいたしました。

なお、７ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における国保会計の歳入総額は69億4448万8000円、歳出総額は63億2155万6000円となっております。歳入歳出差引額は６億2293万2000円、実質収支額も同額でございます。

ただいま申し上げました一会計年度の総決算額につきましては、お手元に配付してあります財政状況の２ページに掲載いたしております。

続きまして、認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお開き願います。歳入決算書の一番下の歳入合計欄によりご説明申し上げます。予算現額27億4720万7000円、調定額25億4999万2676円に対しまして、収入済額も同額の25億4999万2676円でございます。

４ページをお願いいたします。歳出でございますが、歳出合計欄によりご説明申し上げます。予算現額27億4720万7000円に対しまして、支出済額は25億3561万2919円であり、不用額は２億1159万4081円であります。

次に、５ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は1437万9757円であります。

９ページをお願いいたします。実質収支に関する調書につきまして申し上げます。３の歳入歳出差引額は1437万9000円、５の実質収支額も同額でございます。

なお、６ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結いたしました16年度一会計年度におけます老人保健会計の歳入総額は78億6830万9000円、歳出総額は78億5393万円となっております。

ただいま申し上げました一会計年度の総決算額につきましても、先ほど申し上げました財政状況の２ページの方に掲載いたしておりますので、よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。

認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の一番下の欄の歳入合計欄においてご説明いたします。予算現額11億459万円、調定額11億5494万8927円に対しまして、収入済額11億5062万4413円であります。不納欠損額ゼロ円、収入未済額432万4514円であります。

４ページをお願いいたします。歳出につきましても歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額11億459万円に対しまして、支出済額６億7849万8999円、翌年度繰越額は2509万円、不用額４億100万1001円であります。

５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は４億7212万5414円となっております。

12ページをお願いいたします。実質収支に関する調書につきましてご説明いたします。歳入歳出差引額４億7212万5000円のうち、翌年度へ繰越すべき財源は108万8000円であり、結果、実質収支額は４億7103万7000円であります。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、13ページ以降に財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、農業集落排水事業特別会計の合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における農業集落排水事業特別会計の歳入総額は18億6423万6000円、歳出総額は18億6314万8000円となっております。よって、歳入歳出差引額は108万8000円であります。なお、この108万8000円は、先ほど説明いたしましたように、翌年度に繰越すべき財源でありますので、結果、実質収支はゼロ円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお開き願います。歳入決算書の一番下の歳入合計欄によりご説明申し上げます。予算現額15億689万2000円、調定額14億7772万8546円に対しまして、収入済額は14億6218万7295円でございます。不納欠損額はゼロ円、収入未済額は1554万1251円でございます。

４ページをお開き願います。歳出決算書の一番下の歳出合計欄によりご説明申し上げます。予算現額15億689万2000円に対しまして、支出済額13億4834万8955円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額１億5854万3045円でございます。

次の５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は１億1383万8340円となっております。

12ページをお開き願います。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。３歳入歳出差引額並びに５実質収支額は、ともに１億1383万8000円でございます。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、13ページに財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結いたしました16年度一会計年度における介護保険事業特別会計の歳入総額は44億2500万2000円、歳出総額は43億1576万6000円となっております。歳入歳出差引額及び実質収支額はともに１億923万6000円でございます。

ただいま申し上げました一会計年度の総決算額等につきましては、お手元に配付してあります財政状況の２ページに掲載をいたしております。

続きまして、認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

３ページをお開き願います。歳入決算書の一番下の歳入合計欄によりご説明申し上げます。予算現額1773万6000円、調定額1435万2252円に対しまして、収入済額は同額の1435万2252円でございます。不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ円でございます。

４ページをお開き願います。歳出決算書の一番下の歳出合計欄によりご説明申し上げます。予算現額1773万6000円に対しまして、支出済額1435万2252円でございます。翌年度繰越額はゼロ円、不用額は338万3748円でございます。

次の５ページに記載いたしておりますように、歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

８ページをお開き願います。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。３歳入歳出差引額並びに５実質収支額はともにゼロ円でございます。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結いたしました16年度一会計年度における山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計の歳入総額は4582万円、歳出総額は同額の4582万円となっております。歳入歳出差引額並びに実質収支額はともにゼロ円でございます。

ただいま申し上げました一会計年度の総決算額等につきましても、お手元に配付いたしてあります財政状況の２ページに掲載をいたしております。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時06分　休憩

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前11時18分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

おはようございます。

認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の一番下の欄の歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額３億2238万円、調定額１億4472万7570円に対しまして、収入済額は１億4329万2680円であります。不納欠損額59万3910円、収入未済額84万980円であります。

４ページをお願いいたします。歳出合計についてご説明いたします。予算現額３億2238万円に対しまして、支出済額4330万5293円、不用額２億7907万4707円であります。

５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は9998万7387円となって

おります。

以上、概略ご説明いたしましたが、６ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしておりますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、簡易水道事業特別会計の合併前と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における簡易水道事業特別会計歳入歳出総額はともに２億1483万5000円となっております。したがいまして、歳入歳出差引額並びに実質収支額はゼロ円であります。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有尾経済部次長。

［経済部次長　有尾隆俊君　登壇］

○経済部次長（有尾隆俊君）

認定第54号六郷財産区から第57号稲田六郷財産区までご説明いたします。

認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

３ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額406万9000円、調定額467万2302円に対しまして、収入済額も同額でございます。

４ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額406万9000円に対しまして、支出済額はありません。

５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は467万2302円となっております。

８ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は467万2000円となっております。

６ページから７ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、９ページに財産に関する調書を添付しております。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における六郷財産区特別会計の歳入総額は479万3000円、歳出総額は12万1000円となっております。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の467万2000円でございます。

次に、認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額922万9000円、調定額1359万3286円に対しまして、収入済額も同額でございます。

４ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額922万9000円に対しまして、支出済額396万467円であります。

５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は963万2819円となっております。

８ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は963万2000円となっております。

６ページから７ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、９ページに財産に関する調書を添付しております。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における城北財産区特別会計の歳入総額は1892万2000円、歳出総額は929万円となっております。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の963万2000円でございます。

次に、認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額177万6000円、調定額268万3025円に対しまして、収入済額も同額でございます。

４ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額177万6000円に対しまして、支出済額はありません。

５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は268万3025円となっております。

８ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は268万3000円となっております。

６ページから７ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、９ページに財産に関する調書を添付しております。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における稲田財産区特別会計の歳入総額は318万7000円、歳出総額は50万4000円となっております。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の268万3000円でございます。

次に、認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額320万8000円、調定額654万5513円に対しまして、収入済額も同額でございます。

４ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額320万8000円に対しまして、支出済額はありません。

５ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は654万5513円となっております。

８ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は654万5000円となっております。

６ページから７ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、９ページに財産に関する調書を添付しております。

また、合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における稲田六郷財産区特別会計の歳入総額は895万4000円、歳出総額は240万9000円となっております。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の654万5000円でございます。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提案するものであります。なお、本決算は、同法第30条第２項の規定に基づき、去る８月10日に監査委員の審査に付したものであります。

２ページをお願いいたします。収益的収入についてご説明いたします。（第１款）水道事業収益、予算合計１億1940万2000円に対しまして、決算額は１億87万243円であります。

次に、収益的支出についてご説明いたします。（第１款）水道事業費、予算合計１億4315万8000円に対しまして、決算額は１億1940万7832円であります。

３ページをお願いいたします。資本的収入についてご説明申し上げます。（第１款）資本的収入、予算合計3048万2000円に対しまして、決算額は3157万5000円であります。

次に、資本的支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出、予算合計3991万7000円に対しまして、決算額は3437万6548円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額280万1548円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、８ページをお願いいたします。平成16年度水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金２億4311万6994円を生じましたので、減債積立金に386万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を２億3925万6994円で処分いたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、４ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしておりますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、水道事業会計の合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における水道事業会計の歳入総額は４億3963万7000円、歳出総額は３億6244万2000円となっております。したがいまして、歳入歳出差引額は7719万5000円であります。また、実質収支額は２億4311万7000円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提案するものでございます。なお、本決算は、地方公営企業法第30条第２号の規定に基づき、去る８月10日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、平成16年度山鹿市病院事業会計決算報告書によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。（第１款）病院事業収益は、予算額合計10億3435万7000円に対し、決算額は10億4248万3400円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）病院事業費用は予算額７億7682万3000円に対し、決算額は７億2434万9360円となりました。

２ページをお願いします。資本的収入及び支出について、収入より説明いたします。（第１款）資本的収入は、予算額合計２億2906万6000円に対し、決算額は２億2306万6000円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出は、予算額合計４億961万6750円に対し、決算額は４億344万4310円でありました。

６ページをお願いします。平成16年度山鹿市病院事業剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金9610万6440円が生じましたので、同額を翌年度繰越利益剰余金といたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、３ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、病院事業会計の合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました平成16年度一会計年度における病院事業会計の歳入総額は27億2862万1000円、歳出総額26億4078万6000円となっております。よって、収入差引額8783万5000円に繰越剰余金

827万1000円を加えた実質収支は9610万6000円となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提案するものであります。なお、本決算は、地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき、去る８月10日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、平成16年度山鹿市下水道事業会計決算報告書によりご説明いたします。

２ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益、予算額２億4096万2000円に対しまして、決算額は２億138万3409円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）下水道事業費用、予算額３億4340万6000円に対しまして、決算額は２億9711万3626円となりました。

３ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入、予算額５億1553万2000円に対しまして、決算額は４億9231万6000円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出、予算額４億3131万円に対しまして、決算額は３億6106万8150円となりました。

８ページをお願いいたします。平成16年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金１億775万9858円を生じましたので、減債積立金に540万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を１億235万9858円で処分いたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、４ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、下水道事業会計の合併前の決算額と合併後の決算額を連結しました16年度一会計年度における下水道事業会計の歳入総額は９億3816万4000円、歳出総額は８億3040万5000円となっております。よって、歳入歳出差引額並びに実質収支は同額の１億775万9000円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

説明を訂正させていただきます。１ページの収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の決算額を10億4248万3400円とご説明いたしましたけども、10億4248万3004円でございます。おわびして訂正いたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

報告第４号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、消防団活動中の事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

２ページをお願いします。事故発生日時は17年７月17日、午後４時、相手方は山鹿市久原、田中富貴子、事故の概要につきましては、消防団が防火水槽清掃中に使用しましたホースを火の見やぐらにかけている際に、走行してきた相手方の自動車にホース先端部が当たり、フロントガラスを損傷させたというものであります。

これに対する損害賠償の額は９万3608円、また、和解事項といたしまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないとするものであります。以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

報告第５号から報告第９号までの５件につきましてご報告を申し上げます。これらは、現在、市が出資しております６法人のうち、５法人でございます。財団法人山鹿市地域振興公社、幸の国木材工業株式会社、株式会社小栗郷、株式会社あんずの丘、株式会社鹿本町振興公社につきまして、決算が整いましたので、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

なお、公益法人である財団法人と株式会社との会計方式の違いや、資料内容での作成の違いもありますが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、株式会社菊鹿フラワーバンクにつきましては、決算期が９月末でありますので、12月議会にご報告を申し上げます。

まず、報告第５号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告についてでございます。４ページをお開きください。２の事業内容でございますが、（１）自主事業といたしまして文化、福祉、スポーツ関係などのいろいろな振興事業を行っております。

また、５ページの（２）の受託事業でございますが、当公社の主な事業を占めておりまして、記載しておりますような市の各施設につきまして、受託により管理運営に当たっております。

６ページから８ページまでは、その施設の入場者数や使用料収入などの実績でございます。10ページから13ページにかけては、公益法人の会計であります収支計算書を掲載いたしております。各事業項目ごとの決算内容については、ご一読をお願いしたいと思います。

収入につきましては、11ページをお願いいたします。当期収入合計が１億2342万9964円で、前期からの繰越収支差額が3848万1875円を加えまして、収入合計が１億6191万1839円であります。

支出につきましては13ページをお願いいたします。当期支出合計が１億2291万3674円でございます。

したがいまして、当期の収支でございますが、先ほどの当期収入合計からこの当期支出合計を差し引いた当期収支差額は51万6290円となりました。また、次期への繰越収支差額は、11ページの収入合計から当期支出を差し引きまして3899万8165円となりました。

14ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。収支の結果などから、正味財産につきましては、下から３行目でございますが、当期財産の増加が64万3290円増加し、最後の行の期末正味財産合計は4552万1165円となりました。そのうち3000万円が市が出資した基本財産でございます。

15ページは貸借対照表、16ページには財産の内訳であります財産目録等を掲載しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。17ページ以降は17年度の事業計画、収支予算書でございます。

続きまして、報告第６号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告を申し上げます。

４ページ、５ページは事業総括報告と貸借対照表でございますので、ご参照を願いたいと思います。

６ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算といたしましては、純売上高が７億951万8281円、売上総利益で7481万3999円となりましたが、経費である販売費及び一般管理費を差し引きました営業損失が1633万1186円、また、営業外も

あわせました経常損失は701万9025円となりましたが、特別損益をあわせまして税引き後の当期純利益の96万1509円を確保いたしました。

したがいまして、７ページでございますが、当期未処分利益が3759万9052円となっております。

８ページから９ページは、損益計算書のうち、販売費及び一般管理費の内訳、それから製造原価の内訳報告でございます。10ページは利益処分計算書でございますが、利益処分を行わず、すべて次期へ繰り越しいたしております。12ページから14ページまでは次期の予算計画でございます。

続きまして、報告第７号　株式会社小栗郷の経営状況についてご報告申し上げます。

４ページから８ページまでは事業報告と貸借対照表でございます。

９ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としては、純売上高が７億7428万2863円、売上総利益で１億7270万1747円となりまして、経費である販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は34万5083円、また、営業外もあわせました経常利益は1105万5379円を確保いたしました。

なお、特別損失といたしまして、市の方へ1000万円の寄附も行うことができました。

結果的には、税引き後の当期純利益の56万5279円を確保いたしまして、当期未処分利益が2845万9639円となっております。

10ページは利益処分計算書でございますが、利益処分を行わず、すべて次期へ繰り越しをいたしております。11ページは販売費及び一般管理費の内訳でございます。12ページから16ページまでは次期事業計画及び予算計画でございます。

続きまして、報告第８号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について、ご報告申し上げます。

４ページから８ページまでは事業報告と貸借対照表でございます。

９ページの損益計算書をお願い申し上げます。今期の決算としては、純売上高が9169万6867円、売上総利益で7414万5587円となりまして、経費である販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は、10ページでございますが392万9024円、また、営業外もあわせました経常利益は233万6774円を確保いたしました。

なお、特別損失をあわせました税引き後の当期純利益の135万313円を確保いたしまして、当期未処分利益が296万6267円となっております。

11ページは利益処分計算書でございますが、利益処分を行わず、すべて次期へ繰り越しをいたしております。12ページから13ページまでは次期事業計画及び予算計画でございます。

続きまして、報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について、ご報告申し上げます。

４ページから６ページまでは事業報告と貸借対照表でございます。

７ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算といたしまして、純売上高が８億5114万4745円、売上総利益で３億5092万2431円となりまして、経費である販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は1865万7223円、また、営業外もあわせました経常利益は2312万4343円を確保いたしました。

また、特別損失といたしまして、市へ1000万円の寄附と、貯湯槽、風除施設などの現物寄附も行うことができました。

結果的には、税引き後の当期純利益の253万4143円を確保いたしまして、当期未処分利益が269万4721円となっております。

８ページは利益処分計算書でございますが、利益準備金として22万3800円、株主配当として223万8000円を利益処分いたしまして、次期繰越利益を23万2921円といたしております。

９ページから10ページまでは次期事業計画でございます。

以上で各法人の経営状況の報告を終わりますが、これらの市の出資法人につきましては、市の施設管理や地域活性化などに多くの貢献をしている法人でございます。今後は、指定管理者制度への対応や事務処理、情報公開など、いろいろと指導をしていく課題も多々ありますが、一緒になって経営の発展、安定化を図っていきたいと考えております。これをもちまして報告を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時53分　散会

～～～

９ 月 ９ 日 (金曜日)

平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成17年９月９日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第106号から報告第９号

（質疑）

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

発言通告

１．太田黒鐵郎

（１）議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

Ｐ18・19（款）災害復旧費

２．古田信助

（１）議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

Ｐ18・19（款）災害復旧費

３．森　久雄

（１）議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

４．島田節男

（１）議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画

（２）報告第５号から報告第９号

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	北	原	昭	三	君
２番	芹	川	正	美	君
３番	藤	原		豊	君
４番	立	山	秀	木	君
５番	立	山		隆	君
６番	原			徹	君
７番	平	井	邦	廣	君
８番	吉	本	政	幸	君
９番	池	田	誠	一	君

10番	堀　茂幸	君
11番	永田紘二	君
12番	森川昭彦	君
13番	早田順一	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
助役	杉焼義文	君
収入役	永田忠晴	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君
企画振興部長	福田憲之	君
市民福祉部長	森　和芳	君
経済部長	蔵原栄一	君
建設部長	池田永実	君
環境部長	熊野次男	君
水道局長	池田幸一	君

病院事務部長	清田辰郎君
鹿本総合支所長	芹川孝弘君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	有尾隆俊君
総務課長	星子四郎君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
人権啓発課長	上野敬助君
農林整備課長	原田　勇君
建設課長	酒井博士君
農業委員会事務局長	松山　寛君
教育総務課長	有働典夫君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第106号～議案第121号

認定第47号～認定第60号

報告第４号～報告第９号

○議長（高野誠二君）

日程第１、議案第106号から報告第９号までの全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第117号　字の区域変更について

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第４号　専決処分の報告について
報告第５号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第６号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第７号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第８号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第９号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

議案第106号から報告第９号までの全案件に対する質疑を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒でございます。議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、災害復旧費についてお尋ねをいたします。

まず、８月10日の集中豪雨で甚大な被害をこうむられました皆さん方に、心から

お見舞いを申し上げます。そのことについてお尋ねでございますけれども、８月10日の集中豪雨は特に鹿北町並びに菊鹿町、鹿北町でも岩野地区、それから岳間地区、非常に集中的な豪雨でございました。午前３時から４時までの時間雨量が92ミリというような、今までにないような大雨でございました。24時間雨量で243ミリというような豪雨でございました。そういう中で甚大な被害をこうむっておるところでございます。

被害の箇所数につきましては、さきの全員協議会の資料の中で示されたとおりでございますけれども、特に鹿北町が一番被害が多かったわけでございます。その中で一般公共土木災害から、単独災害、これは道路、河川でございます。それから、農地の災害、農地の施設災害、それから応急対策というようなことで、多くの箇所数が出ておるわけでございます。

その中で特にお尋ねをいたしたいのは、市道並びに農林道につきましては、市の負担で復旧をするというようなことを聞いておりますけれども、特に林道でございますけれども、林道には普通の林道と作業道というのがございます。作業道の中にも、補助事業による作業道と個人でつくられた作業道というようなことがありますけれども、この復旧工事を市で行われる林道の基準、これはどの辺までされるのか。普通林道なのか、作業道の補助事業まで入ったところの林道なのかというようなところの基準をお尋ねいたします。

それから、準用河川でございますが、これにつきましても市の負担で行われるというようなことですが、なかなか言葉ではどこからどこまでが準用河川というのはわからないと思いますが、それぞれの各総合支所ではいろいろ資料はあると思います。

そこで、先日、９月６日の熊日新聞で、熊本県など豪雨被害、激甚災害へ指定というようなことで掲載されております。これは新潟、大分、熊本というようなことでございますけれども、特に激甚災というようなことに指定されれば非常に幸いでございますが、この見通しはどうなのか。また、激甚災害に指定をされなかった場合の復旧事業はどういうふうなことになるのか。

それから、特に農地災害につきましては、個人負担が伴うわけでございますけれども、激甚災に指定されたときの負担、並びに指定が外れたときの負担、これはどういうふうになるのか。

また、激甚災、激甚災とはよく聞きますけれども、激甚災害に指定される基準、どういうふうな状態のときが指定をされるのかというようなことにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

おはようございます。太田黒議員の質疑にお答えいたします。

まず、林道災害の復旧の基準ということでございますが、林道台帳に登載されている林道によるもの、さらに森林面積、林道幅員等の関係で補助対象の採択要件ということになるものと思っております。

それから、激甚災害の指定基準でございますが、農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置を適用すべき激甚災害につきましては、二通りの指定基準が設けられているところでございます。一つには、激甚災害指定基準による指定、これを本激と申しております。これは地域を特定せず、災害そのものを指定するものでございます。もう一つは、局地激甚災害指定基準による指定、これを局激と呼んでおります。これは市町村単位で災害を指定するものでございます。ただし、激甚指定をされても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体に限って特例措置が適用されるものでございます。

基準といたしまして、本激では、災害に係る農地等の災害復旧事業費の査定見込額が全国農業所得推定額の0.15％を超える災害であり、かつ一つの都道府県の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の４％を超える都道府県が一つ以上あること、またはその災害査定見込額が10億円を超える県が一つ以上あるものとされております。

局激では、当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業の査定事業費が、当該市町村に係る農業所得推定額の10％を超える災害であることとなっております。ただし、市町村ごとの査定事業費の合計額が5000万円未満である場合は除くとなっております。

先ほど当市に甚大なる被害をもたらしました７月の集中豪雨災害につきましては、県より国へ本激として申請をされていると伺っております。熊本県への激甚指定の可否につきましては、現段階では未定でございます。激甚災害を受けた場合、あるいは受けなかった場合の受益者の負担割合はどうかということでございます。農地等の災害復旧事業費につきましては、国庫補助の基本補助率が農地につきましては50％、農業用施設につきましては65％となっております。ただし、補助率増嵩及び激甚災害の指定などによりまして補助率が変動するところでございます。

山鹿市の災害に関します分担金徴収条例につきましては、総事業費から補助率、補助金を差し引きました額の20％を受益者負担と定めております。例えば100万円

の事業費だった場合、基本補助でいきますと50万円の20％、10万円が受益者負担になるわけでございますが、補助率増嵩、激甚災害の指定によります補助率の変動によりまして、これから受益者分担金は減少していくものとなるところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

おはようございます。災害の質疑についてお答えいたします。

まず、河川法でいいます１級河川、２級河川以外のいわゆる市町村が指定をいたします準用河川につきましては、新市で179河川を有しております。これの災害復旧につきましては、公共土木施設災害復旧事業により復旧をいたすことになります。

次に、公共土木施設の激甚災害の指定につきましてご説明いたします。これには地域を指定せず、災害そのものを指定します激甚災害指定と市町村単位で災害を指定します局地激甚災害指定の２種類がございます。今回の災害につきましては、災害そのものが激甚災害の指定は受けておりませんので、局地激甚災害指定の可能性はあります。ただし、指定の条件といたしまして、事業費、被害額の総額が標準税収入、これは地方税の収入見込額でございます。これの50％を超え、かつ地方負担額が標準税収入の５％を超えることが条件となっております。

本市全体では、この指定基準に該当いたしませんが、合併による特例がございます。合併後５年間は旧市町単位で計算ができることになっております。したがいまして、旧鹿北町、標準税収入見込額が３億1000万円でございますけれども、局地激甚災害に該当する可能性があります。該当しますと当然補助率がかさ上げになりますが、指定は国の査定を受けた後、事業費が確定した後になりますので、現時点では確定はいたしておりません。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

先ほどお尋ねした中で、私が８月と申し上げましたけれども、７月10日の誤りで

ございましたので訂正いたします。

今答弁をいただきましたけれども、その中で激甚災害の基準とか指定については、まだ未定というようなことでございますが、これが激甚災害に指定されるのは、いつごろわかるのかというようなことをお尋ねします。

それから、復旧工事につきましては、そういう激甚災害指定とかいうような中で、それが指定されてから行われるのか。みな迷惑をしておりますので、早急にこれはやっていただかにゃならんと思いますけれども、その辺がどういうふうな考えでおられるのか。

それから、市道で特に鹿北町の小川内というところがございますが、小川内から後川内というところに上る線が通れないというようなことでございます。そういう中で、もう農繁期も目前に収穫期を控えまして、まだ７月10日から今まで仮橋か何かかけていただくならというようなことも考えますけれども、その辺ができないのか。生活道路でもございますし、重要な道路であります。迂回路はありますけれども、相当回らにゃならんというようなことでございますので、この市道につきましては、今通られないというのは、ここ１カ所ということを聞いておりますので、早急に事業をやっていただかにゃならんけれども、それはどういう段階を踏んで、いつごろ工事の発注をされて、完成工期がどのくらいかかって、いつごろ完成するのか、その点につきましてお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

太田黒議員の質疑にお答えいたします。

まず、激甚災害指定の時期はいつごろになるのかということでございますが、現段階でなかなかはっきり申し上げられないというのが実情でございます。これまでの例でいきますと、12月末から年明けぐらいにかけて指定がされる場合もあっておるようでございますので、そのくらいの時期にある程度めどが立つのかなというふうに思っているところでございます。

それから、災害復旧事業の施工につきましては、激甚災害の指定の有無にかかわりませず、災害査定が終わりましたならば、実施設計書を組みまして、早速施工に当たっていきたいというふうに思っております。施工しながら激甚災害の指定を待つというようなことになるものと思います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

２回目の質疑にお答えいたします。

激甚災害の指定はいつごろかというご質疑でございますけれども、国の災害査定が９月12日から15日にかけましてと、10月中旬に予定をされております。その後に事業費が確定をいたしますので、10月中旬以降になります。

それから、２点目の復旧のスケジュールについてお答えをいたします。公共土木施設災害復旧事業、いわゆる国の補助事業により復旧を行う事業につきましては、災害査定を受けまして工事費が決定をいたします。その後、直ちに実施設計を行い、早いところで10月中旬、遅いところでは来年１月になると思いますけど、発注をしまして、年度内にはすべて復旧を目指したいと思っております。ただし、国の予算の関係で一部18年度にずれ込むこともあるかと思っております。

それから、３点目の旧鹿北町の市道、小川内後川内線につきましては、現在通行どめとなっております。地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、この市道は重要な生活道路でありますので、来週12日からの査定にかけまして、直ちに実施設計を行って、工事の早期発注、早期完了を目指したいと思っております。

仮設橋といいますか、仮設道の設置につきましては、地域の状況や利用形態などを調査して施工をすることになります。県とも協議をいたしましたけれども、復旧の本工事と同時に仮設工事を施工しますと、災害復旧の手続がございます。それから、工法的なことから工期が１カ月以上長くかかります。そういうことで復旧の本工事を優先することにしております。

地域の皆様にはご迷惑おかけいたしておりますけれども、集落へ通じます道路については、年内のなるべく早い時期に通行できるようにやろうと思っております。それから、完全復旧も年度内には行う予定でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいまの答弁で、激甚災の指定される時期とかいうようなことはご答弁いただ

きましたけれども、今、特に農地におきましては、既に皆さん方ご承知のとおり、非常に農地の価格というのが低迷してきております。私も農業委員しております関係で、いろいろな価格が見えるわけでございますけれども、我々の岩野、岳間地区あたりの迫田、棚田というようなところは、非常に高齢者の方々が一生懸命頑張って耕作をしておられるわけでございます。そういう中で、このごろ反当10万円というぐらいのところも出たような状況でございます。

そういう中でこういう被害があって、大きな負担をせにゃならんというようなことになれば、非常に耕作意欲が低下し、また放棄地になるというようなことにつながるものでございますので、ただいまございましたように、極力、市長初め関係部長さんにおかれましては、激甚災が指定されますようにご努力をいただきますようにお願いいたします。

そしてまた、要望でございますけれども、準用河川の中で水害常習というような地域もあるわけでございますので、この点につきましては速やかに、できる限り早く改良工事というのを、河川改良をやっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で太田黒議員の質疑は終了いたしました。

次の通告順により古田信助議員の発言を許します。古田議員。

［29番　古田信助君　登壇］

○29番（古田信助君）

私は、議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、18ページ、災害復旧費についてお尋ねをいたします。

７月９日、10日にかけましての集中豪雨は、年配の方々に聞いてみましても、こぎゃん降ったことは初めてじゃったばいたというお話でございました。１時間に92ミリ、10日の朝４時10分ごろが岳間川が一番増水した時間でありました。短時間の間に10億円以上の被害を受けましたが、人災がなかったことが不幸中の幸いであったと思います。

今回の補正で農林施設、公共土木施設、商工施設、災害復旧費あわせて８億円の補正でありますが、私は経済観光委員会に所属しておりまして、委員会全員で農林水産施設につきましては、主な被害箇所は現場を視察をし、説明を受けておりますので、今回は公共土木施設災害復旧費について質問をするはずでございましたが、太田黒議員がほとんど同質問でございまして、答弁も私が考えておりました答弁がほとんどでございました。

ということで私は、ただいまありました岳間地区でただ１カ所まだ、災害後２カ

月にもなりますが、通行どめになっております。特に被害が多かった小川内後川内線はいまだに通行どめでありまして、唯一の生活道路でございます。この集落には５キロから６キロも迂回して毎日お勤めに出ておられる方もございまして、また現在はナスビ等の収穫が盛んに行われておりますが、災害前は５分で畑に行けたものが30分から40分迂回しての作業が続いております。災害発生から２カ月がたちますけれども、集落には何の復旧計画の説明もあっておりません。今後の生活に大変心を痛めておられます。

この災害で岳間地区、14集落ありますが、生活道路の中にも危険な箇所が数カ所ございます。優先順位としてこの線の復旧が１番であると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、激甚災害指定という問題もお尋ねするはずでございましたが、この線の優先第１ということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

質疑にお答えいたします。

旧鹿北町の災害につきましては、全体の約８割を占めている状況でございます。そういうことで本庁と総合支所がより緊密な連携をとりながら、完全復旧を進めているところでございます。公共土木施設の基本的な復旧方針としましては、国の補助要件に合致する被災箇所、いわゆる補助事業でやる箇所でございますけど、査定を受けて、１日も早い早期復旧を目指したいと思っております。

そういうことで、ご質問の小川内後川内線につきましては、12日から査定が15日まであります。その中で１番に査定を受けまして、しっかり本庁と総合支所で協議をしながら、優先順位１番で復旧に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

古田議員、了解ですか。

○29番（古田信助君）

はい。

○議長（高野誠二君）

以上で古田議員の質疑は終了いたしました。

次の通告順により森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

おはようございます。森　久雄でございます。質疑を１件行います。議案第113号、山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例についてであります。

まず１番目ですが、指定管理者を導入する施設について、全施設、一つずつ名前を挙げると大変と思いますけども、数でもいいですからお示しをしていただきたいと思います。

次に条例の第２条について伺います。公募方針については、原則禁止の許可リストと原則自由の除外・制限リストが考えられますけれども、どのようにお考えでしょうか。公募時期は、本条例制定後、いつごろからとお考えでしょうか。公募対象は法人、その他の団体となっていますが、共同企業体はその他に含まれますか、それとも対象外ですか、お尋ねいたします。

第２条、（２）管理の基準及び業務の内容について伺います。①個々の施設は目的や性質が異なっていると思います。であれば個別条例が必要と思われますが、今回示されている条例１本で全部対応されるのでしょうか。②料金制度については、施設ごとに適用を変える必要があると思いますけども、利用料金制度というものについてご説明をいただきたいと思います。

３番目、条例第４条について伺います。（１）（２）のところで、住民の平等な利用の確保及び最大限の効用の発揮が述べられています。このことに関して伺いますが、①住民の権利保護は十分確保されるのでしょうか。住民サービスと同時に、個人情報の保護、情報公開、権利救済という点は、公営、直営等同レベルで確保されるのでありましょうか。

４番目、第５条について伺います。事業報告書の作成提出が年度終了後30日以内とあります。施設の存在における最終責任は行政にあることから、指定管理者に対する指導監督は不可欠と思われます。よって、そのことを容易たらしめるためには、月ごとの業務報告を求めることも、本制度のリスク回避から必要と思いますが、いかがでしょうか。

５番目です。提案条例では見えない点をお聞きしたいと思います。①第２条第３項に、市長は法人と協議して選定とありますけれども、それでいいのでしょうか。指定管理者選定委員会の設置は必要と思いますが、このことは条例案検討には出なかったのでしょうか。条例は別に設けられないのでしょうか。それとも規則で明記されるのでしょうか、伺います。

②です。協定締結については議会議決が必要と思っております。協定書は包括的な基本協定書と年度ごとに加除や調整すべき事項に関する年度協定書の締結が行われると思いますが、その中にリスク分担を明確に規定されることを強く要望しておきたいと思います。

③です。指定取り消しは第７条に掲げてございます。ところが、経営放棄も含めて取り消しを行って、経営放棄というのは夜逃げじゃないんですけど、うちはやれませんというようなことになったときや、取り消しを行った後の管理運営をどうするのかというのが条例に書いてございません。新たな指定管理者選定まで直営に戻すのか、そこにプロパーとして雇われているような職員などもございますけれども、この職員はどう扱うのか。その事態に備えた条例も兼備すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

④です。施設管理運営における指定管理者と行政の財政負担の協定については、全施設共通なものと個別のもの、個別といいましても利益を生むような施設を受けている指定管理者がございますと思いますが、きちんとした財政負担の協定は方針としてお持ちになる必要があると思いますけども、その点、いかがかお伺いをいたしたいと思います。

なお、指定管理者制度につきましては、みずから勉強も足りておらないところが多々ございますので、質問の中に指摘したところとか、あるいは表現内容の理解に少し不足をしているようなところがあるかと思いますけれども、そこの点については逆にしっかりと説明を加えて、教えていただきたいと思います。終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

お答えします。

指定管理者を導入する施設の数はどれぐらいあるかということですが、公の施設として252施設ほどございます。指定管理者制度により管理移行を予定しておりますのは71施設でございます。

２点目は、公募時期は条例制定後いつごろからかということですけれども、今回は公募を考えておりません。それから、共同企業体はその他に入りますかというお尋ねです。その他に入ると思います。

それから、個々の施設は目的や性質が異なっていると思うが、であれば個別条例が必要と思われるということでございます。指定管理者制度の体系上、それぞれの施設に関する条例を制定といいますか、改正をする必要があると考えております。

それから、利用料金制度については、どういうことかということでございます。公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とすることができるということでございます。

それから、第４条について、個人情報等の保護、これらを自治体が運営している

ものと同じようなレベルで確保をすべきだというご意見でございます。全くそのとおりでございまして、指定管理者との協定書を締結することになりますけれども、その中で、先の方でもお尋ねになっておりますが、リスク分担というお話がございますが、情報漏えいの確保、それからリスク分担については、協定書の中で個別に協定を結ぶということになると思います。

それから、月ごとの業務報告を求めた方がリスク回避から必要というご意見です。私もそのように考えております。

それから、指定管理者委員会の設置は必要、必要でございまして、条例には列挙されておりませんが、設置要綱を制定する予定でございます。

経営放棄や取り消しを行った後の管理運営についてのお尋ねがございました。地方自治法は、そういうことは全く予測をしておりません。万が一、そういうことがあった場合には、それ相応の対応が必要であるということでございます。

施設運営における共通なもの、個別なものがあるのではないかということでございますが、施設によってはすべて利用料金で賄うもの、あるいは市が全部負担して賄う、あるいは一部利用料金で残りを市からの支出で賄うと、三つそれぞれ考えられると思います。そういうことでございまして、先進団体の事例も検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

大体お話としては概略わかりました。昨今、合併後に卑近な例として、総務企画委員会の中でも、いろいろと話題として取りざたされております案件がございます。そのことにかんがみましても、指定管理者制度を今回条例として制定をいたしますけれども、決して轍を踏まないように、遺漏なきようなものとして完備をしていただきますことを最後に要望しまして、質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で森議員の質疑は終了いたしました。

次の通告順により島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

おはようございます。16番、島田でございます。３点につきまして質疑をいたしたいと思います。

まず第１に、報告でございますけれども、各第三セクターの報告があっております。一般的にいいますと、この第三セクターは全国的に見まして７割が赤字ということでございまして、その点から見ますと、本市におきましての第三セクターに関しましては、非常に業績もよく、小栗郷に関しましては1000万円の寄附、そしてまた鹿本町振興公社につきましては1000万円の寄附と800万円程度の現物寄附ということで、非常にありがたく思っておる次第でございます。

その報告書を見まして、私は次の点を質疑をいたしたいと思います。まず、この四つの公社なり株式会社の資本構成はどんなになっているのかなと。小栗郷が1940万円ですかね。それとあんずの丘1475万円、幸の国木材が9720万円、鹿本町振興公社が7460万円、このようになっておりますけれども、この構成比率はどんなふうになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

次に、議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画についてお伺いしたいと思います。

私ども鹿本町時代には過疎が外れまして、この計画については私が議員をしましたときはありませんでした。それで、非常に新しい計画だと説明をされるときに聞いておりましたけども、先般の部長の説明によりまして、大体のことはわかったわけでございます。有利な起債を活用することによって、山鹿市財政の負担の軽減に大きくこれが寄与するものだと考えております。

この計画には、新市建設計画で想定されているほとんどの事業が掲載されているようでございますけども、この計画が総合計画や基本計画のもととなる、基本となるのか、その点お伺いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

報告第５号から報告第９号までの出資額割合関係についてご報告をさせていただきたいと思います。

報告第５号の財団法人山鹿市地域振興公社は、資本金に当たるものは基本金でございます。基本金3000万円で全額市の出資で100％でございます。

報告第６号の幸の国木材工業株式会社は、資本金が9720万円で、市の出資が5400万円でございます。出資割合は55.6％でございます。

報告第７号の株式会社小栗郷は、資本金1940万円で、市の出資が1000万円でございます。出資割合は51.5％でございます。

報告第８号、株式会社あんずの丘は、資本金が1475万円で、市の出資が1000万円でございまして、出資割合が67.8％でございます。

報告第９号の株式会社鹿本町振興公社は、資本金7460万円で、市の出資4500万円でございまして、出資割合は60.3％でございます。

次に、議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画についてお答えを申し上げます。

開会日の提案理由の説明内容と重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

まず、今回提案いたしております過疎計画と、来年３月の策定に向けて現在調整中の総合計画との関係でございますが、本来はまず新市の最も基本的な計画でございます総合計画を先に定めまして、これと適合するように過疎計画を策定するという順序が一般的なものでございます。

しかし、今回提案の過疎計画には、既に17年度からの事業を組み込んでおります。国への起債申請事務などの日程から、どうしても９月には議会の議決を経る必要があるため、今回提案をした次第でございます。

確かに作成する事務の流れから考えれば、先に定めるこの過疎計画が、今後定めます総合計画のベースになるのではないかというご質問でございますが、この場合におきましても、新市の最も基本となる計画が総合計画であるということには変わりはございません。

そこで、この策定時期の逆転現象を解消するために、二つの計画とも合併時に策定いたしました新市建設計画を基本として、それぞれを策定することでお互いの計画の整合性確保に努めているところでございます。

一方、それぞれの計画の違いといたしましては、過疎計画は、その全体構成や主要項目について国の基本形式にのっとって作成をしなければなりませんので、市町村の自由度が制限されるところもありますし、建設事業を主体とした今後５年間の計画でございます。

また、総合計画においては、形式などは特段の制限もございませんので、新市建設計画を基本としながらも、新しい山鹿市の施策展開について、建設事業のみならず、いわゆるソフト事業までの新市のすべてを網羅するものとなっております。特に基本構想の部分につきましては、10年間という長期の計画期間でもございます。

以上のような違いがあるため、その位置づけは、いずれの自治体におきましても、総合計画が最も上位の計画として位置づけられ、これを基本として各種の計画を策

定することといたしております。もし来年３月、総合計画を策定いたしました以降に特に必要があれば、上位計画である総合計画にあわせて、この過疎計画の見直しを行うこととなるものでございます。以上で説明終わります。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。大体の内容はわかりましたけれども、もう一つ質疑をいたしたいと思います。

報告書の中で、小栗郷が増資したと書いてありますけども、増資に関してどのような形で増資をなされたのか。増資されたのが今ご報告いただいた部分のことなのかお伺いしたいと思います。

それと、議案第118号のことなんですけど、合併特例債が大体250億円、そのうちの150億円ぐらいを10年間に計画的に使っていこうという報告もあっております。この過疎債等を使うのに、やみくもに使っていくわけにはいかないと思います、後々の公債比が上がりますので。そういうことで大体本年度、どのくらいの過疎債等を使うといいますかね、その辺の計画はあるのか、お伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

では、２回目の質疑にお答えをしたいと思います。

まず初めに、株式会社小栗郷の件でございますが、平成12年からなっているわけでございますが、その部分のときには小栗郷は資本金1000万円でございまして、100％が町の割合でございました。そのときには有限会社であったかなと思っております。平成15年４月に株式会社の方に変わりまして、そのときは町が1000万円、それから増資関係につきまして940万円、これは一株限定ということで一株５万円ということで増資がなされております。

また、次の過疎債の件でございます。平成17年度の予定といたしましては約10億

円を計画いたしております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

はい。

○議長（高野誠二君）

以上で島田議員の質疑は終了いたしました。

これをもちまして通告による質疑は全部終了いたしました。これにて質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

本日は、これにて散会いたします。

午前10時52分　散会

～～～

９月１２日(月曜日)

平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成17年９月12日（月曜日）午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．森川昭彦

（１）新市建設計画に伴うＣＡＴＶ（まほろばネット）の導入について

（２）合併による広域化と高齢化社会における交通手段と交通網の整備について

２．太田黒鐵郎

（１）総合支所の役割について（総合支所の役割・機能をどのように考えているか）

（２）市有林の今後の整備方針について

（３）新庁舎建設に伴う位置の決定について

３．川野　功

（１）地域イントラネット基盤施設整備事業について

・基本計画を策定する上でどのような点が重要な課題か。

（２）健康づくり政策について

・近年ウオーキング大会が盛んになってきている。市民の健康への意識を底辺から高めるためにこのような大会を本市でも開催できないか。地域でまとまる小さな大会ではなく、広く全市民が参加するような大きな大会にすることにより、全国からの参加も期待でき、健康面に加えて、観光・経済効果もあると考える。

（３）商工業活性化について

・商工業支援策としての中小企業大学校受講助成事業について、現在の実績はどういう状況か。また、この講座に限らず国・県・財団等の主催する講座に参加したい場合にも対応できるようにできないか。

（４）人づくりについて

・市の政策の中では「人づくり」が大きく取り上げられているが、教育委員会として実際の理念や政策が見えてこない。今後、どのようにして進めていくのか。

（５）アスベスト問題が大きく取り上げられているが、市の施設の状況と対策をお尋ねする。

４．北原昭三

（１）市役所（窓口業務）の時間延長及び休日対応について

（２）本市のアスベスト対策について

５．吉本政幸

（１）地域（各行政区）振興の支援について（市長）

（２）消防団に対する市（行政側）の思いは

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	北原昭三君
２番	芹川正美君
３番	藤原　豊君
４番	立山秀木君
５番	立山　隆君
６番	原　徹君
７番	平井邦廣君
８番	吉本政幸君
９番	池田誠一君
10番	堀　茂幸君
11番	永田紘二君
12番	森川昭彦君
13番	早田順一君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君

26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	蔵原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	清田辰郎君
鹿央総合支所長	深川賢一君
経済部首席審議員	八木田達弘君
総務課長	星子四郎君
職員課長	黒田賢二君
情報企画課長	前田泰秀君
いきがい推進課長	前田幸春君
市民課長	加藤光一郎君
農林振興課長	富安　豪君
都市計画課長	宮本栄次郎君
農業委員会事務局長	松山　寛君
教育総務課長	有働典夫君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。森川昭彦議員。

［12番　森川昭彦君　登壇］

○12番（森川昭彦君）

おはようございます。議席番号12番、森川昭彦です。あらかじめ議長に通告を申し上げました２点につきまして、一般質問をいたします。

平成16年５月に合併を前にして、「まほろば創生新市建設計画」が示されました。その中に登載をされております情報ハイウェイ構想、循環バスまほろバス構想の２点についてお尋ねをいたします。

新市の建設計画につきましては、新市の均衡ある発展を目指しながらも、それぞれの市町のさまざまな思惑が交錯をして策定をされたものと思います。合併を目指し、合併を前提として策定するものでありますから、バラ色の部分だけが先行いたしまして負の部分、いわゆる悪い部分は表に出にくいというふうに推察をいたします。このような実情は、合併を目指す上において全国的な傾向であり、仕方がないものとも思います。しかしながら、新市が誕生をいたしまして、各施策を実行に移す段階になれば、今日の社会経済情勢、新市の財政状況等を十分に考慮し、慎重に検討すべきものと思います。特に、事業費が多額になり、他の事業に影響を及ぼすものについてはなおさらでございます。バブル期のように、地方交付税やそして市税等が伸びている状況ではございません。大変危惧するものがございます。

そこで、新市の重要施策として取り上げられ、かつその事業費が大変膨大で、一説には70億円、80億円とも言われておりますＣＡＴＶ導入につきまして、以下３点についてお尋ねをいたします。

１点目、昨年の台風、そして本年７月の集中豪雨災害などを思いますと、まずは防災情報網の整備が重要であり、そしてかつ急がれるべきものであると考えます。自主放送及び防災情報等の通信手段として、ケーブルテレビだけがその手段なのか、他の手段や方法はないものか、あるとすれば事業費を含めたところでの比較検討は

十分に行われているのかお尋ねをいたします。

２点目、旧１町の年間予算の約２年分に相当するような膨大な事業費を要するケーブルテレビを導入した場合、他の重要事業、例えば少子高齢化対策、生活関連基盤整備事業、義務教育施設整備事業等にどのような影響を及ぼすのか心配をいたします。国、地方を通して膨大な借金を抱え、行き先が不透明な中にありまして、国においては交付税制度の改革を初めとする三位一体の改革が断行をされております。既に合併をしている市町においても、人件費削減等の合併効果を上回る交付税のカットが行われ、合併特例債といういわゆるあめも３割は自己負担、交付税が減る中、借金を重ねれば独自で使える財源が縮小する。非常に食べにくいあめであるということが、先日の新聞にも掲載をされておりました。

本市においても例外ではなく、平成17年度の当初予算編成では、財政調整基金を約15億円も繰り入れないと予算編成ができないなど、新市を取り巻く状況は決して予断を許すものではないと思います。このような状況にあっても、少子高齢化対策、義務教育施設の老朽化対策、道路交通網の整備、企業誘致を初めとする経済活性化策、そして疲弊する農業活性化策等、待ったなしの課題が山積をいたしております。まずは、新規の施策より今急がれている、今求められている、市民、住民のニーズの高い事業から優先させるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

３点目、新市の行財政運営は、住民の参画、協働の理念のもとに、市民とともに歩むべきものと考えております。建設計画の策定段階においては、ケーブルテレビ導入だけ先行したものと思われますが、導入時の各世帯の個人負担、設置後の使用料等経常負担、また他の事業への影響等を明確に示して、全世帯を対象としたアンケート調査、市民ニーズの吸い上げを行うべきだと思います。市民の財政を左右する、そして新しい市の財政を左右する一大事業でありますから、積極的な情報の公開、そして慎重な対応をお願いいたします。

２点目、合併による広域化と高齢化社会における交通手段と交通網の整備について、お尋ねをいたします。

私は、平成13年９月、旧山鹿市議会において、道路運送法が改正をされ、そして14年には需給調整規制が廃止をされる中で、高齢者、そして交通不便地区の交通手段の確保ということで一般質問をいたしました。現建設部長が企画課長の在任中のときでありまして、その当時、アンケート調査をされたことを記憶いたしております。新市の建設計画のまほろバス構想の目的、そして事業内容にうたってあるものと似通ったような質問であったというふうに思います。執行部においては、喫緊の課題として鋭意取り組み中のこととは思いますが、先般の西鉄バス、そして来年２月、ＪＲバスの全面撤退が決定いたしております。産交バスについても、経営体

の変更で不採算路線の厳しい対応が予想されております。

以前、私は長野県の松本市に参りまして、100円バスというバスに乗りました。駅を中心に15分間隔で大小のバスが運行されておりました。通勤、通学はもちろんでございますが、市民の足として、そして観光面でもしっかりとした役割を果たしておるのを見てまいりました。現在の私の知る限りでも、四つの病院、医院がそれぞれに独自で送迎バスを運行されております。また、そのような独自の送迎を検討されておる、そのような病院も幾つかあるというふうに聞いております。ただ、非常に非効率的で、その実施に頭を悩めておるというようなことでございます。

まほろバス構想が実現をしますならば、公共施設の利用は大変な増大も見込めますし、何よりも高齢者に安い値段での料金で交通手段の確保ができるものと思います。バスの駅の完成を機に、当市においても早急なまほろバス構想の実現に向けて取り組みをお願いいたします。

幾つかのお願いと、そして提言をいたします。

合併協議におけるまほろバス構想では、既存のバス路線を補完する路線を低額で運行するという考えになっておりますが、菊池市で検討されておるように、将来の財政負担、道路事情等を考えれば、公共的循環バスとタクシーなど、その他の交通機関との役割分担や主な運行範囲を考えなければならないと思います。移動距離が長くて、乗車人員が少ないところでは、バスよりもかえってジャンボタクシー等の方が使い勝手がよくて、公共施設や病院、学校などが集まる中心部にバスの運行をすることが考えられますので、特に、タクシーなどは随時駐停車もできますし、そのようなことで路線に余り縛られる必要もないという利点もございます。広域的な移動の面では、菊池方面からバスの駅などの交通拠点から、九州新幹線新玉名駅や九州自動車道菊水インター、植木インターなどを結ぶ路線が登場するものと思われます。まほろバスをこれらの路線に接続させる。また、隣接する市町村、例えば三加和町等、消費圏は山鹿であり、また通学も80％が山鹿というような地区においては、山鹿市のみならず近隣市町村までの乗り入れというものも十分に考えていかなければならない、そのように思います。

少子化対策の面では、保育園、幼稚園、小中学校の統合も現実的な問題として考えなければなりません。スクールバスやその通園バスとしての利用も検討する必要があろうかと思います。本市は面積が広く、集落が点在するために、旧市町単位で拠点が必要であろうと思います。そこから他の拠点へ移動する乗りかえ方式などの運行体系を十分に検討していただきたい、そのように思います。

以上、お願いと提言をいたしますが、行政が主導して、そして民間の運営になっていくのかなというふうには思います。早急にプロジェクトチームなどを立ち上げ

られて、十分な研究、研さんを重ねられ、早期の実現を切望いたします。

最後に、現段階で不採算路線を維持するためにどれぐらいの予算が投入をされておるのかをお尋ねをして、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

おはようございます。森川議員の一般質問の1点目、新市建設計画に伴うＣＡＴＶ（まほろばネット）の導入について、お答えをいたします。

皆様方ご承知のとおり、旧鹿北町、菊鹿町、鹿央町のオフトーク通信の置かれている現状、また高速インターネットがつながらない地域など、情報格差が生じている現状にかんがみまして、合併協議会におきましては、市民への次期情報伝達手段といたしまして、ケーブルテレビが最良の手段であると結論づけられ、新市建設計画には情報ハイウェイ、まほろばネット構想として位置づけがなされました。その背景には、地域情報化・高度情報化という視点を重視し、均衡ある快適な情報化社会の実現を図り、より質の高い市民サービスを提供するためには、ケーブルテレビ施設の整備が最良であると考えられたからでございます。ご承知のとおり、本事業につきましては、光ファイバーケーブルまたセンター放送施設や宅内放送設備など、事業費も大変大きく、新市として実施しなければならない事業の中から優先すべき施策を見きわめ、事業の推進を図ることが重要となっております。

ケーブルテレビ事業につきましても、市全体事業の中で検討を進めております。また、各自治体におきましては、無線を利用することにより災害時に強い防災行政無線や防災情報に加え、自主番組の制作により地域情報を伝達できるコミュニティーＦＭ放送、また一方では電話回線を利用することにより回線の維持管理費を抑え、地域情報が伝達できるオフトーク放送や、自設の光ファイバーケーブルにより双方向のデータ通信を利用し、福祉や行政情報に活用でき、高速のインターネットやＩＰ電話による市内無料電話、テレビの多チャンネル化が可能なケーブルテレビなど、それぞれに目的、長所や欠点、事業費の違いがあり、その自治体に適した運用が図られているところでございます。

本市におきましても、事業費・将来性・デメリット等を考慮し、適した情報伝達手段について、再度関係各部署ともさらに連携を密にし、最良の情報伝達手段について検討中でございます。また、市民ニーズ調査などを通して、市民の意見、要望等を十分に拝聴する必要もございます。特に、ケーブルテレビ事業は、利用者の負担金で運営しなければならない事業でございます。市民のコンセンサスの確立を図

ることが重要であると考えております。

現在、総合計画策定に伴い、住民アンケート調査を実施しているところであり、その中で情報通信基盤の重要度、新市建設計画の五つの構想の必要度について市民の意向調査を行っております。この調査結果を参考といたしまして、今後さらに市民の意向を的確に把握していくとともに、先進自治体の取り組みや専門家の意見を通し、本事業に関する調査・研究を引き続き実施していきたいと考えております。

次に２点目のご質問でございます。

まず、ＪＲバス路線の廃止問題について、現段階での状況をご報告申し上げます。大津から瀬高までのＪＲバス路線につきましては、２月末をもって廃止の表明がありましてから、関係市町で組織いたします協議会で対応を検討いたしております。このうち大津から山鹿までの路線につきましては、県内のバス会社２社が自主運行、つまり行政の補助を受けないで運行したい旨を表明されておりましたので、今後両社で調整が進んでいくものと考えております。また、山鹿から瀬高までの路線につきましては、県内２社と福岡県内の1社から、行政の補助があれば運行してもよいという回答をいただいておりますので、現在、国、県補助の要綱等にのっとりまして、経費的な面でバス会社の選定作業を進めております。いずれにしろ、この路線は各地域間を結ぶ重要なバス路線でありますので、来年３月１日から切れ目なく別のバス会社で運行ができる見通しが立ちましたので、安堵いたしております。今後は、ダイヤ等の詳細な調整を行っていきたいと考えております。

続きまして、循環バスなどの地域交通網の整備についてでございますが、議員のご意見のとおり、今後の高齢化社会を考えますと、高齢者の交通手段の確保、交通網の整備は大変重要なものであると考えております。自家用車を運転できないいわゆる交通弱者の中でも、高齢者はその多くを占めておりますし、病院への通院、日常生活の買物、いろいろな行事等への参加や市窓口への来庁など、多くのニーズがあり、また不便を感じておられるものと考えております。新市建設計画の五つの構想の中の一つでございます循環バス構想は、地域活性化のためにも多くの人にとって便利な形態がよいと考えておりますが、いわゆる交通弱者、高齢者がどの交通手段の確保という福祉的な運用が大きな位置を占めるものと考えております。

現在の山鹿市においては、バス路線への赤字補てんの補助といたしまして、約7000万円ほどかかっておりますが、これにより地域内や都市間の公共交通としての手段を確保している状況でございます。しかしながら、限られた路線や回数での運行であり、便利さという面からも十分に対応できていないことなどから、利用者数の減少が続いており、このままでは市の財政的な補助負担も増大していくものと予想されます。

このような現状の中で、議員からも先ほどご紹介がありましたように、他の地域においてはいろいろな地域交通の整備が模索されております。運用形態としては、高齢者など福祉目的のみでの運行である福祉バスや、商店振興や観光などを目的としての市街地のみや一部地域で運行する循環バス、また一般向けで全域での循環バスなどがございます。最近では、これらの循環バスが経費的に割高であるということや、路線や乗降所が限られているということから、より便利さと低コストを目指して、自宅と一定場所を結ぶ相乗りタクシー補助などがあり、またその組み合わせなど、いろいろな方法が先進地で行われております。ただ、いずれの方法も路線バスとの競合問題があり、また主要バス路線について市の区域を越えて他の都市とを結ぶ役割という問題もございますので、経費比較とともに地域内のバス路線の廃止や再編が同時に必要となってきます。

したがいまして、今後の循環バス構想の実現には、経費面や運行形態など多角的な面からの検討・研究が必要でありまして、例えば一、二カ月とかモデル的な運行実験なども必要であるかと考えております。いずれにせよ、市民への交通サービス向上のために、当市の生活交通の現状の分析とニーズの把握が必要でございます。今年度の予算において、そのような調査予算を措置いたしておりますので、それらを実施しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森川議員、了解ですか。

○12番（森川昭彦君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森川議員。

［12番　森川昭彦君　登壇］

○12番（森川昭彦君）

２回目の質問をいたします。

循環バスにつきましては、ただいま答弁がありました。規制や今までの慣習等にとらわれず、市民の立場に立って、市民の利便性を十分考えて早期の実現をお願いいたします。

ケーブルテレビにつきまして、いま一度お尋ねをいたします。

先ほどの答弁で、合併協議会において次期情報伝達手段としてケーブルテレビが最良であると結論づけられたとありますが、導入に要する事業費及び受益者負担等についても十分な説明をして、そしてまた検討された上で結論づけがなされたのか、お尋ねをいたします。

２点目は、ケーブルテレビ事業以外の情報伝達手段として防災行政無線、コミュニティーＦＭ放送、オフトーク放送等が挙げられましたが、その具体的な内容、わかりますならばそれらに必要とする経費について、わかる範囲でのご説明をお願いをいたします。

３点目、情報通信基盤整備についても、アンケート調査を実施されているということでございます。いつごろ実施をされて、新山鹿市の何％ぐらいを実施されたのか、教えていただきたいと思います。膨大な事業費と、そして受益者負担が伴う事業でありますから、きめ細かく全世帯における意向調査が必要であると思いますが、調査またニーズの吸い上げを十分やっていただきたいということで、いま一度質問をいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

２回目のご質問にお答えします。

合併協議会において、次期情報伝達手段についてケーブルテレビ事業が最良であると結論づけられた経緯でございます。旧鹿北町、菊鹿町、鹿央町において、オフトーク連絡協議会が組織をされておりました。オフトークの老朽化に伴い、新しいオフトークへの更新や他の情報伝達手段の採用について検討がなされ、次期情報伝達手段としてはケーブルテレビが適しているとの結論に達していたところでございます。この連絡協議会は、その後解散がなされております。合併協議会におきましては、これを受けて、１市４町の全体事業といたしまして検討の後、情報ハイウェイまほろばネット構想基本計画書といたしまして、事業費や運用費が積算されました。住民座談会におきましても、五つの構想の一つとしてケーブルテレビ事業の説明がなされたところでございます。

次に、ケーブルテレビ事業以外の情報伝達手段についてご説明を申し上げます。防災行政無線につきましては、旧山鹿市、旧鹿本町で利用され、鹿本町におきましては、屋外拡声器に加えて、全家庭に個別受信機が設置をされております。無線であることから長時間の停電にも対応でき、緊急情報伝達手段としては他の手段よりも優れている反面、緊急情報以外の情報伝達としては使いづらい面もございます。コミュニティーＦＭ放送につきましては、県内では小国町、八代市、玉名市で行われておりますが、手持ちのＦＭラジオで受信できることから、作業中や車の中でも聞くことができ、緊急時の割り込み放送も可能ですが、近年の情報化に伴いラジオ離れが心配されるところでございます。

オフトーク放送につきましては、電話回線を使って各家庭へ行政情報や地域情報、それに緊急放送を行うものですが、近年、携帯電話の普及により固定電話を設置しない家庭がふえている状況が憂慮されるところでございます。

それぞれの事業費ですが、市内全域で事業を実施したとして、概算ですが防災行政無線が約22億円、コミュニティーＦＭ放送が約８億円、新オフトーク放送が約19億円でございます。このことから、事業費が一番大きい事業はケーブルテレビ事業であると言えます。ケーブルテレビ事業を実施した場合、他の事業への影響が懸念され、事業の調整が必要となってまいります。合併協議会での新市建設計画を踏まえ、ケーブルテレビ事業を含めて総合計画の策定作業を行っているところでございますので、情報伝達手段として最良の方法を選択するといった側面のほかに、市全体事業としての位置づけとして検討を行っている段階でございます。大きな事業でございますので、もう少し検討の時間をいただきたいと考えております。

また、ケーブルテレビ事業につきましては、個人負担が発生することから、加入率が大きな問題となってまいります。この使用料が各家庭からどのように受けとめられるのか調査を行う必要があると思います。使用料を明示した加入意向調査ではございませんが、今回の総合計画にかかるアンケート調査の集計結果や、今後計画をいたしております地域情報化計画策定に伴うアンケート調査等を踏まえて判断したいと考えております。また、この調査にかかりました人員関係につきましては、3000人でございます。仮に、ケーブルテレビ事業を実施する段階に至る場合には、住民への詳細事業説明・負担金・月々の使用料や料金体系などを明確にしなければならないと考えております。

○議長（高野誠二君）

森川議員、了解ですか。

○12番（森川昭彦君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森川議員。

［12番　森川昭彦君　登壇］

○12番（森川昭彦君）

３回目に市長にお尋ねをいたします。

新市の基本構想の実現、新しい政策、施策の遂行に当たっては、市長の決断、その手腕に負うところが大きいものがございます。ただいまの二つの質問について、ぜひ市長のご意見をお聞かせをいただきたいと思います。

これで３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森川議員の３回目のご質問にお答えいたします。

ご質問のまほろばネット構想及び循環バス構想は、いずれも合併協議会で取りまとめました新市建設計画の五つの構想事業の一つであり、住民の関心も高い施策であると考えております。

まず、まほろばネット構想については、今後新市建設計画を基本とし、あるいは住民の総意として尊重し、取り組んでいかねばならないと考えております。しかしながら、まほろばネット構想におけるケーブルテレビ事業を含め、新市建設計画については三位一体改革により財政見通しが大きく変わり、再検証が必要であると考えます。実態調査や住民ニーズも的確に把握し、総合計画へつなげ、新しい山鹿市にとって最も優先すべき施策を見きわめ、計画的に事業を実施しなければならないと考えておるところでございます。

次に、循環バス構想については、私といたしましても今後の高齢化社会の進展や当地域の活性化を考えるときに、ぜひとも実現していきたい事業でありますので、先ほど担当部から答弁いたしましたような運行形態やバス路線の問題など、いろいろな問題を研究・検討しながら、より効果的な方法での実現を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で、森川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒でございます。通告いたしました３点について質問いたします。

まず第１点は、総合支所の役割について、総合支所の役割と機能をどのように考えておられるのか。

合併後８カ月が経過いたしました。現在、総合支所の役割・機能が非常に中途半端であり、また総合支所長の権限も中途半端であると思います。本庁は、市全体の振興を前提としての業務であると思います。総合支所は、旧市町の地域振興を図っていくことが本来の総合支所方式と思いますが、今では非常に聞こえはいい表現でありますが、均衡ある地域の発展とか言われます。裏を返せば、どこでも一緒、何でも一緒というようなことではなかろうかと思います。

今、私が感じている問題点を幾つか挙げてみますと、まず予算要求の流れが非常に複雑であり、予算書につきましても予算を作成した人でないと詳しくはわからないというような非常にわかりにくい予算というようなことです。予算につきましても、一律何％カット、全然めり張りがない。やはり必要でないところはカットしていいけれども、これはぜひ必要というところには予算をつけてやらんことには、将来の発展にはつながらないと思います。総合支所の方で、何でカットされたのかというようなことを聞きますと、カットされた理由は何も言われないというような話でございます。全国いろいろなところにいい予算をつくっていい経営をしている自治体がいっぱいありますので、研究を重ねながらもう少し立派な予算書、そしてだれにでもわかる予算書をつくっていただきたいと思います。

その中で一つ紹介しますと、北海道のニセコ町でございますが、皆さん方既にご承知かもしれませんけれども、ニセコ町の逢坂誠二という町長さんが、この予算書の本を出版されて、ベストセラーになられたというのがあります。その予算書というのはどういうものかといいますと、「もっと知りたい今年の仕事」というタイトルで、全町民にこれを配布されているというようなことです。予算書につきましては、法律で決まった書式に従って役所用語で書かれているために、一般の人々にはほとんどどんな仕事をするのかさっぱりわからないと。逢坂町長は、町民との情報共有のためには、町はことしどんな仕事をするのか、具体的な内容がだれにでも容易にわかるように予算説明書をつくって配布するというようなことでございます。そして、その内容を一つ挙げてみますと、工事がここに出ておるわけでございますが、舗装工事300メートル、道路幅5.5メートルというようなことで、本年度の工事完了地点から何々さん宅まで約300メートル、実施予定は６月から11月までということで、具体的に示してあるわけでございます。こういうことを書かれるならば、非常に市民もわかりやすいというようなことでありますけれども、この本が「予算説明書、もっと知りたい今年の仕事」というのは、やはりそういうことでつくられて、ここの町民には無料で配布されますＡ４判の148ページの本でございますけれども、これが町外の人には1000円で販売までしているというところもございます。やはり全国から目をつけられ、そしてまた本を出してベストセラーにまでなるような、そういう町長は非常に立派な町長でございます。きのうの衆議院選で北海道から当選されている逢坂誠二というニセコ町長であります。ここの山鹿市長の中嶋市長も、この次ぐらいは衆議院に出られるかもしれませんが、努力をしていただきたいと思います。

そういうことで、やはり町の内部がガラス張りでなくてはならないし、市民の皆さん方が行政の中身がわかるような、そういう行政でなくてはならないと思います。

次に、事務処理の問題でございますけれども、旧山鹿市の事務処理規定がそのままであるというようなことを聞いております。敏速かつ効率を図るためには、こういうことも再検討する必要がありはしないかと考えます。

次に、総合支所の職員が、これはもう皆さん既にわかっておられるけれども、市民との接点は総合支所の職員が一番近い、一番多いわけです。そういう中で、市民からの不平、不満、また希望、要望というようなことをいろいろお聞きしなければ、ならないわけでございますけれども、総合支所の職員は市民からそして、今度は本庁からもいろいろ言われるということで、市民と本庁とその板挟みになりまして、私が見るところ、今非常に総合支所の職員は萎縮してしまっていると言われているようでございます。伸び伸びしとらん、はまりがないということで、今役場に行ってみると何なって、しゅんとしたことなと、市民からそういうことを言われるのが、このごろ非常に聞かれるようになったということです。

それで、やはり住民の本音を聞くためには、本庁からも出ていって、そして支所の職員と一緒になって、地域の座談会をすればどうかと申し上げますけれども、こういうことは本庁からストップがかかりますと言う。何ということかと今感じておるわけでございます。こういうことでは総合支所の機能が発揮できないし、また地域の個性あるそして地域のカラーを出すような仕事はできないと感じておりますが、このことにつきましてどういう考えを持っておられるか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。答弁漏れがないように気をつけて答弁をさせていただきます。

予算要求の流れが少しわかりにくい、あるいは一律カットみたいなことが行われているのではないかということでございますが、17年度の予算編成に関しましては、６月議会冒頭ご説明したところですけれども、予算の一律カットとかいうようなことは決してなかったと考えております。いずれにしましても、厳しい財政事情の中で地域の要望には十分こたえ得るように、財政担当は努力してまいってきたところでございます。

その予算書についてわかりやすい予算書をというお話でございました。ご意見の中にありましたように、自治法施行規則等に基づいて予算書は様式が定められておりまして、この予算書の説明欄にどのように取り扱いをするかということに関しま

しては、合併協定の財政部会あるいは総務部会等で検討されました結果、事業別の説明をするということで合意がなされまして、今日のような様式等をしてご提案申し上げております。ただ、それで非常にわかりにくいというお話はごもっともでございまして、予算の事業別説明書というものを別添として添付させていただいております。

それから、市民にわかりにくいということでございました。広報やまがで新年度の予算につきましては、主だったものについては掲載しておりますけれども、確かに言われましたように、具体的に道路整備についてどこなのかというのは非常にわかりにくい部分はあると思います。それらにつきましては、ご意見のありましたニセコ町の予算書等も参考にしながら、改善すべき点は改善してまいりたいと。ご意見のように情報共有のためには透明性が大事ではないかということでございます。もちろんそのとおりでございまして、そこらあたりはしっかりと検討してまいりたいと思います。

それから、地域の特性を生かすような予算は十分取り入れるべきではないかというご意見でした。今年度の予算につきましても、総合支所から提案や要望のあったもの等については、十分本庁の主幹課とも検討の上で提案されておると考えておりまして、十分な検討がなされたのではないかと思っております。

それから、事務処理について、山鹿市のそれで行われているのではないかというお話です。これも合併前にそれぞれの部会で新たなルールといいますか、要綱なり条例、規則等も含めまして、合意に達した点で今日的な事務処理をやっておりますので、これが非常に不備である、あるいは不都合があるという点については、改善をしていかねばならないと思っております。

それから、支所職員が萎縮しているのではないかというお話がございましたけれども、私としましては何事によらず支所と相談、あるいは支所長には判断をいただいておりまして、それぞれの職務が遂行されていると考えております。先日の水害、台風等におきましても、支所、本庁一体となって事に当たっているところでございまして、そういう気兼ねのない、職員の一体性というのが今一番求められておりますけれども、そこらあたりについては留意してまいりたいと思います。

地域懇談会が、何かストップがかかったということですが、これにつきましては支所長さんからそういうお話がありまして、そういう趣旨であれば行われていいのではないかと、私はお話をしておりましたけれども、何かの手違いかと思いますが、10月ごろそういう計画があるというお話でございました。

いろいろと支所についての問題点をご指摘いただきましたが、いずれにいたしましても支所と本庁は一体的に仕事をすべきものと考えておりまして、これからもそ

のようにやってまいりたいと思いますし、支所からのご意見も十分に尊重して仕事をしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいまご答弁いただきまして、予算書の問題とか支所の問題、そういうことで検討していくというふうなことでございますので、よろしくお願いしたいと思いますけれども、あと一、二点についてお尋ねいたします。

10年間総合支所方式というようなことが合併協議会でなされておるようでございますが、今のような状態で10年間やられるのか、本庁方式というようなことを10年後にされるのか、何年目から本庁方式の調整に入られるのか、この辺についてひとつ確認をさせていただきたいと思います。

それから、２年間にもわたって合併協議会が行われておって、各部会、分科会、協議会で決定された事項が、ややもするといかにも簡単に変えられるという点があるような気がいたしますけれども、このことについて合併協で決定事項がどのくらい重みがあるのか、これが余り軽々しく変更されるということになれば、合併協議会を何十回やった、その合併協議会の決定事項は何もならんということに、なりはせんだろうかと思いますので、さらにこの２点についてお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時54分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時05分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

太田黒議員の質問を続けます。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

それでは、第２点目の質問を行います。

鹿北、菊鹿、鹿央はオフトークが流れますので、一問一答方式の方が非常に聞く人は聞きやすいし、質問する方もしやすいということでしましたところ、市は違うというようなことで違っておりましたので、今から引き続き２問目に入っていきます。

第２点につきましては、町有林の今後の整備方針についてということでお尋ねをいたしますけれども、現在は今、町有林と言いましたが市有林です。市有林は、旧鹿北町が約800町歩、菊鹿町が約５町歩、鹿本町が約38町歩、鹿央町が約６町歩で、市有林の大半が鹿北地区に集中しております。私は、鹿北のことしかわかりませんけれども、鹿北町における市有林の評価ということで申し上げますと、これは税務課固定資産評価額を参照したものでございますが、面積が鹿北町だけでございますけれども、鹿北の町有林を合併に持ち込んだ部分でございますけれども、817.25ヘクタール、面積ですが、その土地の評価額が約２億2300万円、それから立木価格が33億4400万円、合わせまして35億6700万円であります。

このような森林を鹿北町から持ち込んで、それぞれの町からもそういうことであるわけでございますけれども、この森林についての考え方ですけれども、大きく申し上げますと、国際的な動向としては、地球環境問題への取り組みが重要となる中で、森林を生態系としてとらえ、森林に対する多様な要請に永続的に対応でき、持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会が一体となって取り組むことが求められています。地球全体では、毎年我が国の国土の約３割に相当する面積の森林が減少、劣化し、砂漠化の影響は全陸土の約４分の１、この広大な地域に及んでいます。

それで、我が国では林政改革大綱骨子の中で、政策転換の背景の考え方として、国民の意識が快適で安心できる暮らしやすい心豊かな、そういうことを重視する方向に変化している中で、森林に対する国民の要請も木材生産、国土保全、水資源涵養はもとより、良好な生活環境の保全、保健・文化・教育的利用、温暖化防止等の地球環境保全、生物多様性の保全等、多様化、高度化しております。

一方、これまで国民生活の基礎的な資源である木材生産、供給することを通じて、森林の管理を担ってきた林業は、採算性の悪化、世代交代等が進む中で、情勢が一層厳しさを増している。このような中で必要な森林の整備が十分行われなくなっており、このままでは国民の求める森林の多様な機能の持続的発揮を確保することが困難になっておるところでございます。

このような情勢を踏まえ、これまでの木材生産を主体とした政策を抜本的に見直し、国土保全、水資源涵養、環境保全等、森林の多様な機能の持続的発揮を図るための政策へ再構築し、民有林、国有林が一体となって関連施策を推進するということでございます。

このような政策の中で事業展開が行われるわけでございますが、我々の山鹿市で市有林の整備計画についてはどのように考えておられるのか。「新山鹿市の合併の歩み」、皆さんに配ってあると思いますけれども、この合併の歩みの中の68ページに、「農林水産関係事業の取り扱い」という中で、この３項の中で森林整備計画については、合併時に旧市町の計画集合体をもって、新市の計画として取り扱うものとし、速やかに計画の見直しを行うと、こういうことがありますけれども、計画をされておるのか、その計画の内容はどういうものであるのか、全然私たちはまだ聞いたことも見たこともございませんけれども、そういうのがどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、第３点目でございますけれども、このことにつきましては新庁舎建設に伴う位置の決定についてということで、これは私も３月、６月、市長にお尋ねをしましたけれども、一向に明確な答弁はなされておらないというようなことであります。このことも「新山鹿市の合併の歩み」、合併の記録誌ということで作成してありますこの中に図解して説明をしてございます。これは何遍も同じことを申し上げますので、ここは皆さん方十分ご承知でございます。真ん中に県道200号線を挟んで国体道路が真横に行って、東、西、西の方はカルチャースポーツセンターのところから、東の方は325号線までというようなことの中で、やっぱり候補地等を挙げて、そして新市長が決まってから、新市発足後、市長が位置の決定を行うというようなことがございます。そういうことでこれは配って、みんなわかっておるわけでございます。だけれども、市長は一向にその方向性が見えない。いわゆる新市の核になる、そして拠点となる新市の新庁舎の位置を決定せんことには、いろいろな問題で差しさわりが出てくるのではなかろうかと。後の計画、いわゆる協定の中で菊鹿町並びに鹿本町、鹿央町、アクセス道路というような問題も計画の中に入れて、早く計画を立てて、それを一遍にはできないから、どういう計画を立てて何年にどういうことをやるということをやらにゃならんだろうと思います。ほかにもいろいろそれに伴い差しさわりが出てきますので、これをいち早く決定をして発表をしていただかないと困りますので、きょうは市長にそのことをお尋ねしますけれど、どこでございますまで言うてくださいということは一回も言うたことはありません。それで、スケジュールというようなことでこの前は聞きましたけれども、それも不透明な答弁ばかりでございますが、きょうは何月までには皆さん方に発表できるようなことでというような、その程度の答弁ぐらいはできると思いますので、市長には明確な答弁をいただくようよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員の２回目のご質問にお答えいたします。

まず最初に、合併協議会の協定項目をどのようにとらえておるかということでございますけれども、合併協議会において49項目の協定がなされておりますが、加えまして1000数百項目の事務事業に関する調整の上、報告という形で協議会の了承を得てまいったところでございます。

合併に至るまでのさまざまな課題を一つ一つそれぞれの地域の意見を集約し、合意形成されたものが協定項目として新市にゆだねられ、基本原則として今日に至っておるものでございます。協定項目のみならず、事務事業の申し合わせ事項も含めまして、進捗状況や実態の検証を各部門ごとに実施するよう指示をいたしておるところでございます。そういったとらえ方をいたしております。

総合支所方式から本庁方式への移行等につきましては、担当部長からお答えさせます。

次に、新庁舎建設に伴う位置の決定についてのお尋ねでございますけども、３月及び６月定例会においてもお答えいたしましたように、協定項目、報告項目、事務事業に関する申し合わせ事項、いずれも基本として尊重しておるところでございます。特に、協定項目は事業の継続、新規取り組み、時限的取り扱い等、重要課題であることも認識しておりますし、新市にゆだねられ調整すべき事項があるわけでございます。再三同じ答弁になりますが、新市にゆだねられた協定項目こそ、新市の議会や市民のご意見も必要ではないかと考えておるところでございます。

新庁舎の位置は、ご指摘のとおり大枠で国体道路沿いとの協議会での確認事項でございます。建てる必要性についても、６月議会で申し上げましたとおりでございます。ただし、私が申し上げたいのは、いつの時点で着手すべきか、総合的に判断する必要があるということでございまして、まずは協議会で確認された場所に建てることとしてのインフラ整備等が必要であるとお答えしている次第で、条件整備をどのようにすべきか、着手するとしての財源と債務の償還をどのように計画するのか、次世代に負の遺産を残さないか、経営的な視点からも検討いたしておるところでございます。

ましてや、現時点で他の場所の検討も考えておるのではございません。今、市民が求めている福祉サービスの地域間格差の解消や、社会基盤整備、農林業、商工業活性化等々の課題を優先的に取り組み、合併特例債による建設に対し慎重な取り組みが必要であると判断しておるところでございます。庁舎建設が合併のシンボル的にならないように、また３月議会で太田黒議員が申されました「木を見て森を見

ず」、６万市民、地域が求める優先課題に取り組むべきであると考えております。

何とぞ太田黒議員並びに議員の各位のご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、庁舎建設に関しましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。時期等についても明確にというお話をいただいたところでございますけども、今庁舎問題検討委員会を開催しながら、この問題をただいま申し上げましたようないろんな角度から、そしてまた今日の変化します状況等を勘案しながら、検討いたしておるところでございますので、いましばらくの時間をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

総合支所方式についてお答えいたします。

総合支所方式につきましては、組織の二重構造という側面が少し見られる面もございます。合併の協定項目によりますと、平成26年度、10年後ですが、普通会計職員の定員管理計画によれば、140人ほどの人員削減ということが盛り込まれてございます。この総合支所に関しましては、地域住民のサービス低下にならないよう部門別に検討し、本庁方式への移行を考えております。現在は、具体的年次計画はございません。先日立ち上げました行政改革専門部会で十分意見を出し合って、方針を樹立したいと考えております。３月に報告できればと考えております。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

市有林の整備計画についてお答えいたします。

市有林の整備計画につきましては、森林整備のもととなります山鹿市の森林整備計画を本年の４月１日に策定をいたしております。これに基づきまして、山鹿市市有林整備事業計画を現在策定中でございますが、これによりまして市有林の適正な管理を行うこととしております。

本年度におきましては、下刈り、間伐、作業道整備などを事業費ベースで約2800万円で実施する予定にいたしておりましたけれども、平成16年度台風被害の復旧対策として、国・県補助事業による皆伐・造林の取り組みなど、大幅な計画の変更が必要となり、通常の事業計画につきましては先送りせざるを得ない状況でございます。ただし、事業費ベースでは当初計画以上の事業量を確保して整備を進めてまい

る計画でございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいまの答弁の中での総合支所の10年間の総合支所方式ということにつきましては、10年後に人員の問題、それから住民サービスの問題というようなことで、検討して本庁方式ということになるようでございます。これを今計画しながら３月報告をするということでありますので、この点につきましては、今申し上げたようなことを非常に総合支所が本当の総合支所らしい総合支所になるように、十分ご協議をいただいてもらいたいと思います。

次に、森林のことでございますけれども、４月１日に森林の整備計画を立てたと、できておるということですが、そのようなことは議会にもまだ配付がないようでございます。全然私たちは見たこともありませんけれども、そういう中で今度の事業の予算要求額が2855万円というようなことがありましたけれども、わずか867万8000円しか予算に組み込まれていないと。この内容を見てみますと、下刈り補助で227万円のカット、単独事業の下刈りで230万円カット、切り捨て間伐で160万円のカット、優良間伐で900万円のカット、補植で25万円のカット、境界保持で20万円のカット、それから植樹祭などは全額300万円カットでゼロ円でございます。作業道整備が50万円全額カットでゼロ円でございます。作業道開設も75万円の全額カットでゼロ円というような予算でございました。しかし、予算はさることながら、先ほど説明ありましたけれども、厳しいのはわかりますけれども、林業に対する本当の愛着が市長さん以下各担当部長さんあたりはどのくらいあるのか、どうせ材木は安かけんというような考えがややもすれば腹の底にはありはせんかというようなことを感じるところであります。

これは鹿北町のことばかり申し上げますけれども、鹿北町が一番面積が多うございますもんですから、鹿北町には以前には林務課がございました。そして、数名の職員で山を全部回って、境、いろいろな問題でどこを手入れしてどういうふうな整備をするかということを調査に回っておりました。しかし、現在ではどうかといいますと、兼務でありますので0.5人としか言えませんけれども、0.5人で専任がいな

いわけでございます。0.5人で800町歩の山を回って、そして作業班などの指導をしながら、そういうことは恐らくできないというようなことは、これは間違いないと思いますけれども、どんなになれた山男でも800町歩を0.5人でやれといわれても、これは難しい話でございます。この点についてはもう少ししっかり考えて、３人も５人も置いておけというようなことは申し上げませんけれども、せめて１人の専任職員ぐらいはおらんと、これはなかなか管理ができないと思っております。

この予算に対しても、市長はこの内容を本当に検討してわかっておられるのだろうか、というようなことを感じるところであります。

その辺からもう一つ申し上げますと、市長さんも何十町歩か何百町歩かわかりませんけれども、山をお持ちと思いますが、やはり今申し上げたように、評価しますとそういう大きな価格になるような800町歩近くの山を持ち込んだわけであります。当然の話と言われますればそれまでででございますけれども、例えば鹿北の老人会あたりに来て、ごあいさつをされたり講演をされたりしておられるようでございますけれども、お年寄りから聞いた話ですけれども、市長さんは山のことは何もわからっさんだろうと、私どもが若かときから下刈り作業をして育ててきた山ばってん、老人会のあいさつや講演をしなさったばってん、一遍でんあんたどんが苦労して育てた立派な山ば持ち込んでもろうてから、ほんなことありがたかったと一口でん言わしたことは、なかばいたというような話を聞きます。これはやはり言葉だけでも、そういうことを一口でもつけ加えていただくと、非常にお年寄りは感激し、また市長を高く評価するのではなかろうかと思います。

私たちも行きよりましたけれども、１年に1回は町有林の下刈りに朝５時から起きて奉仕作業を今までずっとやってきたわけでございます。そういう苦労で、木は80年生とか100年生とか簡単に言いますけれども、80年生の木は80年育たんと80年生にはならんわけです。それも毎年毎年の管理をして、今さっきの答弁で先送りしたという話があるけれども、先送りしてできる問題ではない。特に幼木の下刈りなんかは、何年でも置いておくなら下積みになって太りはせん、というようなことは十分おわかりのとおりでありますので、もう少し山が安かけんということでなく、本当に森林は貢献しておる度合いが非常に木材だけじゃございませんので、もう少し市有林の管理または考え方について慎重にお願いしたいと思います。

それから、参考のためにお尋ねいたしますが、８月19日だったと思うけれども、熊日新聞に掲載されました。放置民有林の間伐促進というようなことで、県は針広混交林育成へというようなことで、森づくり税を活用というようなことでございます。既にご承知のとおり、ことしの４月１日から県税として個人から年額500円の徴収がなされております。この水と緑の森づくり税というような名目でございます

けれども、これを利用して、これは市有林の問題ではありませんが、民間の間伐をやろうというような話でございますので、参考のためにお尋ねしますので、この内容についてご説明をお願いしたいと思います。

あと何遍も立たれませんのでまだお聞きしますけれども、市有林の整備計画ができておるならば早く配付して、内容の説明をお願いしたいということ。

それから、職員の0.5人を１人にすることと、森林組合に委託しておるということでなくして、その辺をどういうふうに教育していきよるのか、やはり鹿北町の森林は鹿北町に昔から労務班として山男としておった人たちが一番詳しいわけでございますので、そういう人たちを活用しながら、十分な手入れをやっていかにゃいかんというようなことを感じます。

それから、木材の販売でございますけれども、これは森林組合に委託というようことが一番こっちは安心しておってよか、森林組合がこしこで売ってもらいましたと、こしこ経費が要りましたというと、それが一番ええかもしれん。しかし、何十年と手入れしてきた木でございますので、やはり少しでも高く売って、そして財政の糧にするということが本当ではないかと思います。そのためにはやはりこれは試験的にでもようございますが、立木での入札とか、それから素材での入札とかいろいろほかにも方法がありますので、そういうことも研究されながら、少しでも高く売れるような方向で考えていただきたいと思います。余り皆、山に関心がなく、手入れもそこそこでというような、そういう軽い気持ちを持っておられるのならば、これは約800町歩の山はもう１回鹿北に戻していただきたいと、鹿北で管理をしていきますというような人もいっぱいおりますので、要らんならば戻せということです。そういうことも中には言われておりますので、そういうことを加味して森林のことについては考えていただきたい。

それから、３点目の新市の庁舎の位置決定につきましては、同じ答弁で何も前には進んでおらないわけでございます。しかし、きょう明確な答弁というても恐らく出るような気持ちじゃないようでございますので、一つだけ確認しておきますけれども、国体道路沿いの合併協議会で指定された第１候補、第２候補、その候補地から動かさないというようなことは、そういうことで考えていいのか悪いのか、その辺をお尋ねいたします。以上です。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

市有林整備の職員の対応についてでございますが、太田黒議員ご指摘のとおり、

現在は鹿北総合支所の産業振興課1名の職員で対応しておるところでございます。本庁からの林務担当の応援という形でもあわせて進めているところではございますけれども、今後ご指摘のとおり森林、市有林の整備に遺漏のないような体制でしっかり臨みたいというふうに思っております。

また、市有林の今後の事業計画方針等を協議していくため、林野委員会を設置し、各総合支所からの推薦により10名体制で市有林を中心とした林業の振興を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、本年度創設されました水と緑の森づくり税でございます。県民税といたしまして、個人は年額500円、法人につきましては均等割の５％相当額を徴収し、その用途といたしましては、ご指摘のように手入れがされていない森林の間伐等をやって、森林の持つ水資源の保全、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化の防止など、さまざまな公益的機能の維持管理を図るものでございます。事業主体は県でございますが、対象森林は民有林でございます。市有林、財産区有林などの公的森林は対象外となっております。

また、本税で実施されます間伐等につきましては、20年間皆伐できないなどを内容とする森林整備協定等を締結する必要がございます。本制度につきましては、本年度から５カ年間をめどに取り組むとなっておりますけれども、５年目にその制度の見直しを行う予定でございます。要綱等につきましては、県が策定をいたしますので、制度確定後、広報誌などで周知していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員の３回目の質問にお答えいたします。

まず、大事な森林についての認識ということでございます。先般、旧鹿北町の老人会の方から山鹿市政について話をしろというお話がございまして、そういったお話をしたわけでございます。その折に、いろんなことを申し上げたいと思う中でいろんな話をしたわけでございますけども、その中でこれまで旧鹿北町民の方々が町有林として本当に汗水垂らしてしっかりと長年にわたって育ててこられましたそういった森林、市有林、町有林について話が及ばなかった点につきましては、非常に申しわけなかったなという思いをいたしております。しかしながら、私がそういった森林、木材等々についてかける思いというのは、簡単に木材が安いから切り捨て

るとか、そういった思いは全くないわけでございます。やはり先ほど太田黒議員もいろいろと森林の持つ公益的な機能等々お話しいただきましたし、今地球的規模で温暖化防止あるいは、また地球環境等々を考えますときに、森林の持つ意味というのは非常に大きい。これは私たちの生活を環境を、未来永劫に守っていく大事なものであると、そんな思いをいたしております。そういった大きな思いの中で、今後も森林整備、市有林の整備に取り組んでいきたいと思っております。

そういった中で、先ほど予算の面あるいはまた人的な配置等々につきまして、ご指摘があったわけでございますけども、まだまだそういった面につきまして体制や予算の措置等々、不十分な点もあったかと思いますけれども、大変全体の厳しい予算の中でそういった査定等があったと思いますけども、今後につきましてはただいまいろんなご指摘がありました点等を十分考慮しながら、あるべき姿を求めていきたいと、そんな思いをいたしております。

さらに、庁舎の位置の問題等につきましては、その公表といいますか、市の方針等々の公表の時期を、というお話しあったわけでございますけども、先ほど今検討委員会等でしっかりといろんなことから総合的に検討を進めておるので、いましばらくというお話ししましたけれども、できますならば総合計画あるいは、また行政改革等々のまとめも、来年の３月までにはやるべきでございますので、そういったものと非常に関連する問題等もあるわけでございますので、内部での検討をしっかりと深めまして、来年の３月あたりまでには、そういった市の方針を出すように努めていきたいと思っておるわけでございます。

それから、場所等につきまして明確に今合併協議会の検討委員会で示された、国体道路沿いということを、はっきり申せるかというお話でございますけども、基本的に今までも申し上げておりましたように、合併協定項目あるいはまた検討委員会等での論議の結果等については、しっかりと大事にしていくべきであるというふうに基本的には思っております。そういった中で、さらに先ほどと繰り返しになりますけども、その後の状況やいろんな状況等を総合的に判断を今いたしておるところでございますので、その辺の答えについてはいましばらくお許しをいただきたいと。今、内部で検討委員会の方でしっかりとその辺を論議いたしておりますので、そういった状況であるということをご報告申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。先日、通告しておりました５点について質問いたします。よろしくご回答のほどお願いいたします。

まず１問目、地域イントラネット事業についてですが、基本計画を策定する上でどのような点が重要な課題かという質問です。

６月の予算で地域イントラネット基本設計委託事業が200万円で採択されておりますので、今基本設計が行われていると思います。この事業は、本庁、各総合支所及び各公共機関や学校を光ファイバー網で整備し、行政サービスの高度化、高品質化を図ることを目的にしています。情報インフラとして、新山鹿市にとって非常に重要な基本計画だと思っております。情報技術の発展ははかり知れないものがあります。情報の流れるスピードと量は、これから未来に向かってどれだけ増加していくか想像ができません。そういう中で、設計次第では将来に大きな影響が出てくる事業だと思っております。しっかりと重要な課題を把握し、後でしまったとならないようにしていただきたいので、今回質問いたしました。

私が考えている重要な点は三つあります。一つ目は、回線の大きさです。先ほど言いましたが、将来増加する情報量にも十分耐え得るような大きな容量にしていただきたいということです。理由を申し上げますと、道路や建物などは倍の大きさのものをつくろうとすると、それなりに事業費が多くなりますが、この回線の大きさは倍にしたからといっても、全体の事業費からみるとほんの数％しか増加しないからです。ケーブル代等の増加ぐらいで済みます。つまり最初の設計がどこまで考えられているかで決まってしまいます。

二つ目は、回線はすべて自設で行っていただきたいということです。つまりすべて山鹿市が設置した回線であるということです。ＮＴＴの既設回線を一部使うという話があると聞きました。こうすると初期の事業費については抑えられますが、回線の使用料を毎年ＮＴＴに支払いしなければなりません。大事なネットワークの管理委託者がＮＴＴに限定されてしまう可能性もあります。ＮＴＴの回線を使うのによその会社に管理委託できないとなってしまいます。これでは管理委託の正常な競争入札ができなくなり、結果的に管理委託が高いものになってしまいます。

三つ目が、ネットワーク管理は職員でできるようになっていただきたいということです。技術的に難しい設定等は管理委託者にしてもらうのは当然でしょうが、日々の管理や簡単な設定の変更等は職員でできるようになっていただきたいと願っております。

以上３点、私が考えている重要な点を申し上げましたが、担当としましてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

次に２問目、健康づくり政策についてお尋ねいたします。

本市は、急速に高齢化が進んでいます。やはりこれからは健康をテーマにした施策をふやし、グレーゾーンに陥っている人たちを健康に戻すといったことをしていくことが、ますます必要になってくると思っております。そのイベントの一つとして、現在はマラソン大会等がそれぞれの旧1市４町で行われております。また、最近はウオーキング大会が盛んになってきております。これはマラソン大会よりもハードルが低く、高齢の人たちやファミリーでの参加も期待でき、市民の健康への意識を底辺から高めることができると思います。このようなウオーキング大会を本市でも開催できないでしょうかという質問です。

ただ、どうせなら地域でまとまる小さな大会でなく、広く全市民が参加するような大きな大会、１日で終わるのではなく二、三日かかるような大会を企画していただきたいと思っております。熊本県でも八代で行われている九州スリーデーマーチなどは、その名のとおり３日間開催されます。全国から多くの人々が参加しており、一大イベントになっております。山鹿市には、八千代座や豊前街道、石の風車等名所がいっぱいあり、何よりも温泉があるので全国から泊りがけで参加者も喜んで来ると思います。市民の健康増進に加えて、観光・経済効果もあるこのイベントをぜひ検討いただきたいと思っております。

次に３問目、商工業活性化についてお尋ねいたします。

商工業支援策として、中小企業大学校受講助成事業があります。現在の実績はどういう状況でしょうか。地場零細企業は、人づくりに十分なお金と時間を費やす余裕が余りないので、こういう支援策は大変ありがたいと思っております。しかし、中小企業大学校以外にも有益な講座が多々あります。例えば、財団法人熊本テクノ産業財団の熊本テクノ大学とか、総合社セミナーなどです。このように中小企業大学講座に限らず、国、県、財団等の主催する講座に参加したい場合にも、この補助金が対応できるようにできないか、お尋ねいたします。

次に４問目、人づくりについて。

市の政策の中で、人づくりが大きく取り上げられていますが、教育委員会として実際の理念や政策が見えてきておりません。今後、どのように進めていくのでしょうか。中嶋市長は、人づくりを一番の施策に挙げられております。しかし、この人づくりというのはものすごい熱意と労力と時間がかかると思っております。１人の人、一つの団体が動いたからといって、たやすくできることでもありません。多くの人々が心を同じにして取り組むことで、やっと成果が上げられる可能性が出てくるというものでしょう。今の教育委員会の動きを見ていると、それぞれの部署で決められたそれぞれの施策はしっかりやっておられるようですが、それからの広がり、

横へのつながりというものがいま一つないように感じます。

７月22日、山鹿市青少年育成市民会議の設立総会が開かれ、市民会議が発足いたしました。しかし、その後、目立った動きはないように感じます。もし私の気づかないところで頑張っておられた場合は申しわけありません。せっかく発足しても活動しないのでは意味がありません。活動しないのには何か原因があると思います。その点を深く考えてみることが必要です。原因の一つには、人づくりに対する理念が統一されていないからではないでしょうか。市民会議をどういう戦略を持って活性化させるかが、市民挙げての人づくりにつながると思っております。

具体的に言えば、例えばあいさつの運動の場合を考えてみますと、まず学校の先生たちが街角に立ってあいさつ運動を始める。それを続けていくうちにＰＴＡが賛同して運動に参加する。それが広がり、地域のみんなで子どもたちを応援するようになる。こういった動き、その広がりを念頭に置いて、計画して指導を実行していただきたいと願っております。ただ、みんなを集めて「やりましょう」と、声をそろえただけでは広がっていかないのではないでしょうか。

いろいろ言いましたが、そういうことを戦略的に考える組織・研究所が必要だと思いますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

次に５問目、アスベスト問題が大きく取り上げられておりますが、市の施設の状況と対策をお尋ねしますという質問です。

アスベストは、身近な発がん物質です。建材を初め、3000種類ものの用途に使われ、私たちの身の回りにあふれております。非常に細かい繊維なので、空気中に飛散するとなかなか落ちてこないそうです。風に乗って2500キロも飛んでいったという報告があるほどです。肉眼では見えず、においもしません。放射能なら測定器で簡単にはかることもできますが、空気中に飛散したアスベスト繊維の測定は素人には困難です。自然界ではほとんど分解しないので、環境中にどんどん蓄積していきます。アスベスト汚染は確実に広がっております。

いろいろな病気で亡くなった方の肺の一部を取り出して薬品で溶かし、残ったアスベスト繊維を電子顕微鏡で調べたデータがネット上に公開されておりました。1965年から1974年には、肺の中にアスベスト繊維が見つかる人は52％でした。ところが、1984年から1988年には99％の人の肺からアスベスト繊維が検出されているそうです。アスベストが特に問題になるのは、こうした状況にあるからだと思っております。

とはいっても、3000種類ものものに使われておりますので、私たちの身の回りから完全に除外するのは不可能だと言われております。公共施設だけの問題ではないと思っておりますが、今回、市の施設の状況と対策をお尋ねいたします。

以上５点、よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

ここで昼食のため休憩いたします。午後は１時30分から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

川野議員の一般質問の１点目、地域イントラネット基盤施設整備事業基本計画策定に当たっての重要課題について、お答えいたします。

地域イントラネット基盤施設整備事業とは、高度情報化社会を迎え、情報の円滑かつ安全な流通を支える情報通信のインフラ整備を行うものでございますが、本市におきましては、本庁・各総合支所及び各公共施設間を光ファイバー網で整備し、公共ネットワークを整備するとともに、このネットワークを活用し、住民の利便性の高いシステムを構築することにより、行政サービスの高度化、高品質化を図ることを目的とした事業でございます。また、公共施設には管内の各小中学校を含みますので、本事業により教育用パソコンが未整備な旧山鹿地域の小中学校等へのパソコンをあわせて整備し、情報教育格差の是正を図ることも目的といたしているところでございます。

現在、この事業の基本計画策定に着手をいたしている状況でございますが、旧鹿北町や鹿央町におきましては、本事業により光ファイバー網の整備を既に終えていますので、各総合支所間中継の光ファイバー網の整備や旧山鹿・菊鹿・鹿本地域内の光ファイバー網の整備を考えているところでございます。光ファイバー網の整備に際しましては、業者の光ケーブルを利用する方法と、自設により光ファイバーケーブルを敷設する方法がございます。基本的には、自設による方法でネットワークを構築していきたいと考えております。しかし、旧山鹿地域の一部におきましては、民間事業者により既に光網の整備が完了しているため、その回線を借り上げるのか、自設にするのかについて検討を行っているところでございますが、借り上げることとなれば借り上げ料が必要になりますが、保守料や電柱使用料が不要となり、ケーブルの耐用年数経過後の施設更新費用も不要となります。費用・利便性・保守・運用管理の問題を見きわめた上で、今後判断していきたいと考えております。

また、ケーブルの容量につきましては、できるだけ心線数の多いケーブルの敷設を考えております。それにより事業費が大きく膨らむこともございませんし、近年情報化の進展が目まぐるしく、将来大容量のデータを送信することが考えられますので、九州総合通信局とも協議の上、可能な限り容量の大きいケーブルを敷設したいと考えているところでございます。

ネットワーク完成後の管理につきましては、職員でできる部分は職員の手による維持管理を考えております。トラブルが発生した場合の初期対応・簡易な設定変更など、可能な限り職員で対応したいと考えております。しかしながら、光ファイバーケーブルやネットワークサーバーの管理には、専門的知識を必要とする部分がございますので、この部分の管理に関しては専門業者へ委託せざるを得ないと考えております。

本事業の課題は、どのようにネットワークを構築し管理していくのかということに加え、それを利用してどのようなアプリケーションを導入するかということが重要であると考えております。現在、その打ち合わせを関係各課と進めているところでございますが、ネットワークサーバーをインターネット上に公開することにより、市民だれもが必要なとき、必要な情報を活用でき、また情報を共有することにより住民生活の利便性と質の向上を図るという観点から、システムの構築を図らなければならないと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

こんにちは。川野議員の一般質問の２点目、健康づくり政策についてお答えいたします。

現在、本市における高齢化率は27％を超えており、健康とスポーツを愛する人づくりを目指している教育委員会としましても、市民の健康づくり、体力づくり、生きがいづくりを、また医療費の削減の一環としてのスポーツ大会・健康づくり教室や総合型地域スポーツクラブの育成事業などを推進しているところであります。

議員ご指摘のとおり、近年健康づくりのためのウオーキング人口がふえる中、今年度本市で実施予定のウオーキング大会は、鹿北町・菊鹿町のナイトハイク、鹿本町のハイキング及びウオーキング大会、鹿央町の歩け歩け大会、また新規事業として計画しております第１回やまがスポーツフェスティバルの中で行うウオークラリーなどであります。参加者は、１大会当たり50名から350名を見込んでおります。小さな大会は小さな大会なりに、大きな大会は大きな大会なりに、それぞれよさが

あるというふうに考えます。このようにそれぞれの地域の特色を生かした身近で気軽に参加できる大会は、合併における事業の調整段階において、事業の統廃合を含めて検討した結果、見直しを含め当分の間継続することとしたものであります。

議員ご提案の全市挙げての健康増進・観光・経済効果を目的としたウオーキング大会となりますと、かなりの大規模な事業となりますので、関係課・関係団体も含め、慎重に検討していきたいと思います。

また、従来から取り組んでおりますカルチャースポーツセンターを核としたスポーツイベントの誘致事業は、今年度中、全国大会５、九州大会９、県大会20と、全部で34の大会を実施することとしております。参加者も年間10万人を超える見込みであります。この事業による観光・物産等への経済波及効果は多大でありますので、今後も力を入れていきたいと考えております。

続けて、４点目の人づくりについてお答えいたします。

今回、教育委員会の理念及び政策が見えないというご質問をいただきましたとき、正直大きな驚きを感じました。と申しますのは、今回の合併に際し、合併前から旧市町の教育長が何回も集まり、知恵を出し合い、話し合ってきたのがご質問の理念と政策、わかりやすく言いますと、新市の教育の根本的な考え方と取り組んでいく施策そのものであったからであります。本年度になってすぐの校長会議や公民館の館長会で、新市の教育委員会の計画の根底にある基本的な考え方と、進めていく対策について説明し、理解と協力を求めてきたところであります。それを端的にまとめたものが、議員の皆様にお渡ししてあるかと思いますが、山鹿市教育要覧、この２ページに端的に示しております。山鹿市の教育ビジョン、基本構想であります。なお、各学校や公民館には広用紙に印刷し、掲示し、折りに触れ理解し確認しながら、この施策を進めるよう啓発に努めているところでもあります。

しかし、ご質問を受け反省もいたしました。それは啓発の甘さであります。やはり市民一人一人に届くような啓発の取り組みが弱かったということであります。それゆえ今後とも啓発に努めるとともに、ご意見もいただき、改善すべき点については年度ごとの見直し、修正に努めていく所存であります。

次に、山鹿市青少年育成市民会議の件についてでありますが、学校教育関係での取り組み以上に、全市一体となっての取り組みに時間を要するのが社会教育関係の取り組みであります。何しろ数十年にわたる旧市町の組織と特色ある活動を新山鹿市としてどのようにまとめていくかということは、まことに至難のことでありました。全市で取り組むべきもの、地域の思いを大切にし、地域の特色として残すべきものなどについて、関係諸団体の方々との数回にわかる討議でご理解とご協力をいただきながら、やっと７月22日の設立総会までこぎつけたところであります。既に

登校時のあいさつ、交通安全運動や青少年の育成を目指しての巡回活動など、温度差はありますものの、地道な取り組みが展開されているところであります。

川野議員ご指摘のとおり、人づくりというものはものすごい熱意と努力と時間がかかるものであります。それゆえ議員の思いは十分受けとめながら、各支所及び分室との連携を密にし、一歩一歩着実に確かな形にしてまいりたいと思いますので、いま少し時間をいただきたいと思います。

また、教育目標達成へ向けて、戦略的に考える組織、研究所の必要性につきましても、十分考え、既に取り組んでいることをお伝えし、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

一般質問の３点目、商工業活性化についてお答えいたします。

中小企業大学校受講助成事業は、市内の中小企業に従事する人を中小企業大学校での研修を通して、知識や技術を習得し、企業や地域社会でのリーダーを育成するための制度でございます。この事業の受講実績でございますが、16年度は、１名１講座の受講でございました。今年度は、１名２講座受講の申し込みがあっております。合併前の各町にはこの支援制度がありませんでしたので、現在、各商工会へ制度の周知と受講の勧誘を強くお願いしているところでございます。

中小企業大学校を受講したくても宿泊研修ができない場合は、今年から中小企業大学校東京校が実施しておりますインターネットによる受講を推進しているところです。

次に、中小企業大学校以外の国・県・財団等の主催する講座を受講する場合の対応につきましては、地域づくり等支援制度の一つである人材育成助成事業により支援できると考えております。どちらの制度も補助対象経費の２分の１以内で、１人当たり10万円を限度とする補助内容でございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

アスベストの市の施設の状況と対策についてお答えいたします。

施設のアスベスト使用状況につきましては、現在調査中でございますけれども、第１段階として設計書あるいは目視により調査中でございます。対象253施設のうち、190施設について調査が済んでおりまして、現在12の施設についてサンプルを

採取して分析中でございます。11月中旬に結果が出る予定でございます。サンプル分析の結果、アスベストであると判明した場合には、その対策としましてはそれの除去あるいは封じ込め工法等による対応を考えております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご回答ありがとうございました。まず、１問目のイントラネット基本計画についてですけども、一つ目に私が挙げたケーブルの容量については、十分ご理解を得ていると思います。

二つ目の自設か民間ケーブルを使うかですけども、旧山鹿市内の一部について民間のケーブルを使うことを検討しているという答弁でした。ＮＴＴの既設のケーブルを使った場合、その管理委託がＮＴＴに限定されてしまいます。その点と、自設のケーブルでないために自由な発想での利用がしにくくなります。例えば、議会では議会の実況中継を五つの総合支所間に流す計画をしておりました。しかし、今のネットワークはＮＴＴの回線を一部使っていますので、その使用料と設定費用等のいろいろな問題が発生しました。それにより当初の予定額50万円ではできなくなりました。このように想定外のことをしようとしたとき、当初の契約と違った別の利用の仕方を行うたびに、ケーブルの利用法について承諾や料金の問題を検討しなければならなくなります。このようなことにならないためにも、光ケーブルはすべて自設で行うことが将来の事業展開において重要です。

森川議員のまほろばネットのときの答弁で、調査研究中と言われました。市長は、再検討という答弁で、厳しくなってきたところではありますけども、もしこのまほろばネットができ上がると、計画にはありませんけども、携帯電話の市内通話料を無料にすることもできます。技術的にはですけども。しかし、ＮＴＴの回線を使っていると、そこら辺ができるはずもありません。そういう問題を解決するには、まず自設で行う必要があります。一部既設の民間ケーブルを借り上げた場合、ケーブルの耐用年数は20年と言われておりますけども、実際、どれくらいもつかまだだれも経験していないのでわかりません。最低でも20年はもつということだと思います。その場合の使用料の計算をどのように算定するのでしょうか。委託先への懸念と

ケーブルの借り上げ料算定について、再度質問いたします。

次に、２問目のウオーキング大会についてですけども、検討するという回答を得ましたので、それ以上質問はいたしませんが、ウオーキング大会は全国レベルで盛んになってきておりまして、全国から参加者が集まるようです。熊本でも大きな大会は先ほど言いましたが、八代と小国で開かれております。それを山鹿に持ってくると、県内に３カ所となり、県南、そして阿蘇と県北となり、バランスがいいと思っております。それに、マラソンよりも交通規制が穏やかなので、大きな大会も比較的運営しやすいと思います。５キロ、10キロ、20キロ、40キロ等の公式コースを設定すると、大会期間中ばかりでなく一年じゅうコースを回る人がやってきます。よろしくご検討ください。答弁は要りません。

次に、３問目につきましては了解いたしました。

４問目の人づくりについてですけども、教育委員会としては真剣にまた一生懸命に取り組んでこられたということでした。私も確かに取り組んでこられたと思っております。それを否定する気はありません。ただ、結果的に余り学校やＰＴＡ、市民に伝わっていないという、広がっていないということだと思います。そこが問題になっているのではないでしょうか。

戦略的に考える組織・研究所について、既に取り組んでいるとのことでしたが、その点もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

次に、５問目のアスベストについてですけども、余り神経質になり過ぎてもいけないのかもしれませんけども、市民がよく利用する施設については、詳しく調べていただきたいと思っております。そして、その後発表していただきたいということです。

それと、市民の方から自分の家とか健康面で問い合わせがあったとき、どう対処していくのか。検査とか工事をしたいというときに、その補助金などはあるのかどうか、その点お尋ねいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

川野議員の２回目のご質問にお答えします。

ケーブルの借り上げに関しましては、既に山鹿市内にケーブル網を敷設してあるＮＴＴになる可能性は大きいと思います。借り上げた場合、帯域を借りるのか、また線心を借りるのかで状況が変わってくるかと思います。その借り上げ料金関係については、現在まだ試算をいたしておりません。そういうことで、先ほども申し上

げましたように、それぞれに問題点があると思います。今後、十分その内容関係を検討してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

２回目のご質問にお答えいたします。

まず、今山鹿市教育センターというような、これは仮称でございますけども、従前大体教育研究所という形で、学校教育を中心に教員の資質向上と児童生徒の学力向上を考えてまいりました。しかし、もう少し家庭・地域、そういう形に広めなければいけないんじゃないかというようなのが、教育委員会で出てまいりまして、そういう方向で今検討しているところでございます。

具体的には、どういうことを考えているかという推進事業でございますけども、教職員の資質向上と指導技術の向上、基礎基本的な学力の徹底と学習生活態度の育成、学校・家庭・地域との連携、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う人づくり、地域づくりの推進、地域文化や地域行事の継承と発展ということで、これをどういう形で取り組むかということで、今後動いていきたいと思います。特に、社会教育が非常に重視していかなきゃならないときに来ておると思います。社会教育の理念といいますか考え方としましては、やはり基礎的・基本的な態度は家庭でしつけるということだと思います。その家庭のしつけを学校教育の中で集団として秩序づけていくというか、普遍化して秩序づけていくと。さらには、地域社会の中でそれを実践化し、社会人として育成をしていくと。私たちも一緒に育っていかなきゃならないわけでございますけども、そういう方向性で今検討しておりますし、組織等についても再度今いろいろなご指摘いただきましたので、それを踏まえながらいろんな角度から見ていきたいと思います。そして、山鹿市に本当に人材育成という市であるというふうな評価を受けるような、そういう取り組みにしていきたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

アスベスト問題についてお答えいたします。

市の施設については、しっかり調査をして報告してほしいということでございました。結果が出次第、その対応策とともに議会にもご報告したいと思います。

それから、市民からの相談対応といたしましては、窓口を設けております。個人住宅等につきましては都市計画課で、健康相談につきましてはいきがい推進課、それからアスベストの環境問題については、環境課が窓口となって市民の相談あるいは指導に当たることといたしております。窓口設置につきましては、９月15日発行の広報誌に掲載しますとともに、市のホームページにも掲載いたしております。

それから、防止策についての補助金はあるかということですけれども、現在のところ、そういう制度は創設しておりません。国の担当機関の情報によりますと、市町村においてはまずは相談に応じるようなことが述べられておるようでございます。

以上です。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

回答ありがとうございました。イントラネットについて３回目の質問をしたいと思います。

既設のケーブルを借りたときの試算ですね、それが長いスパンで10年ぐらいでペイするとかじゃなくて、20年以上もつやつですので、そこら辺も含めて借りる場合の算定はやっていただきたいと思っております。

それと、管理委託がＮＴＴの回線を使った場合に、ＮＴＴに限定されるのではないかということで、その点どうですかと聞いたんですけども、そこら辺の自由な管理委託に対する競争ができるかどうかに関してまだ答弁いただいておりませんので、その点お願いいたします。

それと、アスベストに関してですけども、住民の不安を取り除くという点で、改装とか改善したいということがあった場合に、補助金等、国等の意向を聞いてということですけども、市として独自に何か策を考えていただきたいと思いますけども、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

３回目のご質問にお答えします。

ＮＴＴケーブルを借り上げた場合、通信事業者を自由に選択できないのではないかというご質問だったかと思います。ネットワーク等を除き、サーバーを初めとする機器につきましては、設置業者へ保守をお願いすることとなりますので、必ずしもＮＴＴとは限らないと考えております。そういうことでございますし、またこのケーブル関係につきまして、10年、20年の部分につきましてでございますが、そういう部分につきましても十分これからいろいろと検討してまいりますので、ご指摘の部分につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

アスベスト対策で、住民の不安解消のために防止策について補助を考えてみてはどうかというお話でございました。昭和30年から50年までの家屋にはほとんどアスベストが使われておるということでございます。これを除去するにあたりましては、聞いたところによりますと、飛散防止のために完全に囲いをした上で、作業は完全防護でやらねばならないということで、相当の費用がかかるということでございます。したがいまして、そういったものが補助対象としてどの程度になるのか、相当の費用も見込まれると思われます。国の方でもそこらあたりをどう考えているのか知りたいところですけれども、今の段階では健康被害についてのみの対策が具体化されておりまして、それに飛散する前の防護策といいますか、それについてはまだ具体的なことは何も出てないようでございます。これからの課題ではないかと思います。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［１番　北原昭三君　登壇］

○１番（北原昭三君）

皆様、こんにちは。１番議員の北原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。早速ですが、発言通告に従いまして、今回一般質問を２点させていただきます。

まず1点目としまして、市役所（窓口業務）の時間延長及び休日対応についてお伺いをいたします。

現状、共働き並びに女性の企業への進出、また業務各種による残業等により、主

婦の方が平日になかなか市役所へ必要な書類、証明書等を取りに行けないという声を聞きます。このような状況は今後も続くと思われます。多くの市民の皆様より窓口業務の時間延長及び休日対応はできないのでしょうかと、苦情に似たお話をお聞きします。旧鹿本町では、時間外対応していただいていたとお聞きしましたが、本市としまして市民の皆様の要望にこたえるべく、今後時間延長等のお考えはありますでしょうか。また、県下市の状況を教えていただきたいと思います。

２点目といたしまして、本市のアスベスト対策についてお伺いいたします。

全国的に県や市町村が管理する学校や公共施設への実態調査の実施、相談所の開設、主要建築物の解体時における安全対策の強化など、兆しがあっております。先ほど川野議員より市の施設の状況と対策等についてはお尋ねになりましたので、重複する分については割愛いたします。

私の方からは、２点のみ確認をさせていただきます。

１点目としまして、皆様もご存知のとおり、平小城校区に鉱山があります。10数年前、採掘されており、出荷記録もあるとお聞きしております。先月だったかと思いますけども、県産業支援課より鉱山の安全確認に来られたとのことですが、我が校区のことであり、一住民として非常に心配をしております。県より来ていただいたときの確認状況及び調査結果をお知らせください。

２点目としまして、被害拡大防止のために学校の施設におけるアスベストの除去及び暴露防止対策について、建物の一つだけではなく、文部科学省は学校で使用されているアスベスト含有製品、アルコールランプ使用時に用いるアスベストつき金網、学校給食調理時に使用する耐熱手袋のほか、実験機器等をアスベストを含有しない製品に代替するよう努める旨を周知するよう、都道府県教育委員会に通知していますと、過日の新聞に記載されておりました。子どもたちの健康のため、こうした細部にわたって取り組みを検討していただきたいとありますが、当市教育委員会にての調査状況をお知らせください。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

窓口業務の延長について、県内各市の状況についてお答えいたします。

現在、窓口の時間延長を実施しております市といたしまして、人吉市、玉名市の２市がございます。人吉市におきましては、毎週月曜、木曜の午後７時まで、それから玉名市におきましては、毎週火曜、木曜の午後６時15分までということでございます。住民の利用につきましては、余り利用されていないとお聞きしております。

その他の市につきまして、合併後検討するとしている市が八代市、本渡市の２市、その他の８市につきましては、時間の延長は考えていないとのことでございます。

なお、宇土市、荒尾市、菊池市では、試験的に時間延長を実施されたそうですが、結果といたしまして利用者が余りにも少なく、現在は時間延長をやめられております。以上が、市における状況でございます。

それから、本山鹿市におきましても、合併協議会の中でこのことにつきまして十分検討いたしてまいりましたけれども、議員おっしゃいました鹿本町だけがやっておられましたので、検討したわけでございますが、結論に至っておりません。ただ、現在合併によりまして各総合支所におきましても各種証明書等の交付を受けることができますので、５カ所の窓口ができたということで、住民の皆さんにとりましては利便性がよくなったと思っております。また、本庁及び各総合支所いずれも昼休み時間も開庁いたしておりますし、このように住民の皆さんに対しまして十分なサービスができているものと考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

一般質問の２点目、本市のアスベスト対策のうち、平山地区の実態調査の結果等についてお答えいたします。

健康被害が問題になっているアスベストが採掘されていた山鹿市平山地区の旧森松石綿鉱山の露天切り羽２カ所、旧山王鉱山の坑口２カ所について、現状を把握するため、８月10日に経済産業省鉱害防止課と熊本県産業支援課により実態調査が行われました。以前の採掘については、許認可申請ではなく国への報告のみで処理されていた経緯があり、都道府県や市町村に書類は残っておらず、国にも生産年報等の資料だけしかなく、企業名と採掘箇所及び生産量ぐらいがわかるというものでございました。経済産業省鉱害防止課によると、旧森松鉱山は1942年から1951年まで、旧山王鉱山は1943年に石綿を採掘されていたということでございました。旧森松鉱山の切り羽１カ所は、閉山後、1968年まで採石場として使用されていましたが、残りの３カ所につきましては未使用のまま放置されていたということでございました。

調査に当たられた鉱害防止課長は、切り羽１カ所でアスベストの原料である蛇紋岩１個を見つけたが、鉱山の規模が小さく、坑口２カ所も含め山中でもあり、一般の人が容易に入り込める場所ではなく、草木やコケに覆われており、アスベストが飛散する心配はないという調査報告でございました。

ただし、坑口２カ所につきましては、坑内に人が入ることのないよう安全対策を

講じられないかとのご提案がございました。この提案につきましては、坑口箇所の地権者にご相談申し上げ、まずは簡易的な安全対策を行う予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

本市のアスベスト対策の中の学校教育関係について、お答えいたします。

学校では、昭和60年代初頭まで理科実験用の耐熱金網などを使用しておりましたが、昭和62年にはアスベストの危険性が指摘され、国の通達によりアスベスト入り金網などは使用禁止処分をとり、その後学校では使用はされておりません。また、該当物品は、その際一斉に回収処分を行っております。

今回、県より再度現在の状況で未処分の有無について調査の通達があっております。全学校調査した結果、金網については市内３小学校で廃棄処分忘れがあり、物置の中におさめられておりましたので、その旨県へ報告し、教育委員会で全部の物品を回収し、適切な処分を行いました。その他、アスベスト含有の理科実験器具、家庭科で使用する調理器などは、昭和60年以後、学校では使用しておりません。

また、学校給食調理時に使用する耐熱手袋については、アスベストの含有がない製品を使用いたしております。

議員ご質問の趣旨は十分理解いたしましたので、今後とも安心で安全な学校教育環境には十分な配慮を行い、児童生徒や関係者の健康保持には最大限の注意を続けてまいりたいと思います。以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

ただいまの答弁で休日に対する対応ということでの答弁が漏れておりましたので、追加させていただきます。

戸籍届に関しましては、休日・夜間とも当直におきまして一時預かりという形で事務処理を行っておりますので、申し添えておきます。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○１番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［１番　北原昭三君　登壇］

○１番（北原昭三君）

ご答弁ありがとうございました。２回目の質問をさせていただきます。

窓口業務の時間延長及び休日対応について、先ほど部長の方より説明がありました中で、県下12市の中で２市、人吉、玉名につきましては時間延長を実施しており、八代、本渡におきましては合併後に検討予定ということで聞いております。先ほど利用する人数が少ないというお話をいただきましたけども、確認した時点では人吉が大体平均五、六名、玉名も約五、六名というふうにお聞きしております。

いずれにしましても、定時間内に必要な書類をとれない方のために、先ほど申し上げましたように対応している市もあります。私が確認しました情報では、時間延長を実施している２市は、やはり市民の皆様の声を生かし、勤務体制は時差出勤により対応しているとのことです。

本市も合併を機に本庁だけでもいいですから、市民の要望に添えるように真剣に検討をよろしくお願いしたいと思います。

アスベスト対策で平小城校区の鉱山の件につきましては、年月も経過しており、飛散の可能性もないとの安全宣言をお聞きしましたので、一応安心をいたしました。先ほどおっしゃいました坑内保持につきましては、早急によろしくお願いを申し上げます。

先ほど教育長より説明がありましたけども、全学校を調査した結果、金網については市内３小学校で廃棄処分忘れがあり、結果として回収処分し、適切な処分を行いましたと言われましたが、廃棄処分忘れの市内３小学校名を教えていただけますでしょうか。

その他、アスベスト含有の理科実験器具、家庭科で使用する調理器等は昭和62年以降、学校には存在が認められませんとは、アスベストを含有しない製品に代替済みと判断してよろしいでしょうか、ご答弁をお願い申し上げます。

以上で、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

時間延長関係で、本庁だけでも実施できないかということでございましたけども、本庁だけで実施するのか、それからまた税、国保、福祉関係などどのような業務ま

で実施するかということも出てまいります。さらに、各種証明の発行につきまして、電算処理や個人情報保護の関係上、担当職員以外の者が入力、出力をすることに対する問題点等も生じてまいりますので、いろいろ検討してまいりたいと思います。今後におきましても、住民のサービスの向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

２回目のご質問、２点についてお答えいたします。

まず、第１点の学校名でございますが、岩野小学校、内田小学校、米野岳小学校でございます。

それから、２点目の理科実験器具とか家庭科で使用する調理器などございますが、アスベスト含有はないものをもう代替済みということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○１番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［１番　北原昭三君　登壇］

○１番（北原昭三君）

ご答弁ありがとうございました。最後になりますが、市民の皆様より合併してよかったと言われるよう、また安心して暮らせるまちづくりの絶大な推進をお願いしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［８番　吉本政幸君　登壇］

○８番（吉本政幸君）

８番議員の吉本であります。通告に従い、質問いたします。

今回の質問は、合併後の住民、団体の不安、不満ということで、２点お伺いいたします。このことは６月定例会において同僚議員の方も質問されておりますので、

重複する部分あるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

先ほども話があっておりましたように、合併して８カ月が過ぎ、やはり聞こえてくる言葉は、６月定例会において同僚議員の質問の中にあっていたとおり、不満の声がどうにも多いことが気になります。現在の行政サービスを維持するためには、合併が不可欠であると促した側であることに気が重くなることもあります。ただ、合併については間違った選択であるとは思ってもおりません。ただ、やはりそのような声が多いことは、どういうものかと感じます。合併説明会時と現在の財政状況の違いについて、自分のわかる範囲で説明はしておりますが、このような声も大事にしていかなければいけない部分もあると考えます。

そこで、まず１点目でありますが、旧鹿央町においては、各行政区に対し地域の振興も含めて地域づくり交付金、分館助成金、高齢者祝い金という形で町より支援が行われておりました。これらの支援を利用し、各地区では集落内の道路の修復、草刈り等を年３ないし４日程度行ったり、分館活動として子どもたちの日帰り旅行、高齢者の今までの労苦に対し、敬老会を企画したり、スポーツ大会に参加したりされております。これらは集落の維持、親睦はもちろん、今必要とされている子どもたちは地域で育てる、高齢者の見守りネットワークの構築など、重要な意味合いを持っているのは事実であります。このような支援は、旧鹿北町・菊鹿町でも行われていたと聞いております。鹿本町においては、３年前までぐらいは行われていたというふうに聞いておりますが、その後、補助金という形になったと伺いました。

これらの助成については、合併協の段階で話し合いがなされ、各市町村の対応の違いを考え、地域活動補助金としての支援という形になったということは聞いております。ただ、前定例会の答弁にも出ておりましたが、補助金申請の段階で今までと違い、申請書記載時の細かい点、また条件的な部分が制約されているため、地域の役員さんたちが一歩下がっているような形ではないかというふうに感じております。担当職員の方々がいろいろ作成に対し助言、手助けをしっかりしておられますが、印象として厳しく映っているように思います。これらのことにより、集落的には行事を取りやめるというお話を二、三お聞き及んでおります。

そこで、６月定例会時に同僚議員もおっしゃっていました、交付金化ができないかというふうに考えます。例えば、地域活動補助金の全部ではなく、何割かを交付金的措置をとるということができればと感じます。

以上のような点、前回は企画部長のお答えであったと思いますけれども、そこで市長としてどのように感じておられるか、お尋ねいたします。

それから、２点目であります。消防団に対する市の思いはということをお尋ねします。

消防団の重要性、頑張りについては、やはり６月定例会時に市長も西田部長も一般質問の中で答弁されております。今般の台風14号の被害時にも、各地で消防団が大雨の中、活動する姿をテレビを通して目にいたしました。また、鹿央町において、先般市長を初め職員の方々、地元の皆さんに出動していただいた行方不明者の捜索では、延べ600人の団員諸君が早朝より夕方遅くまで頑張ってくれました。若い団員の中には、夜勤明けでそのまま出動し、午前中は参加できるからと休みなしに来ていた者もおります。このような頑張りに対し、行政側の現在の消防団に対する対応に、少なからず不満の声が上がっているやに思われます。

先ほども申しましたが、６月定例会時において２名の議員の方より質問もあっており、内容的に考えられた部分と検討する部分があると答弁されておりました。今回、自分が感じていることは、内容的な部分も含め、いろいろな事情もあったと思いますが、対応のおくれを気にかけております。

これは、我が市より少しおくれて合併しました菊池市の対応の話を、団幹部の方より伺ったときであります。具体的に、菊池の担当の方にお話をお聞きしました。確かに、いろいろな点でおっと思うようなことがございました。まず、最大の点は、合併後に組まれました暫定予算の中に、新消防団全員のはっぴ、作業服、Ｔシャツ、アポロキャップの購入費として3500万円を計上されたということです。このことは義務的経費として行政側が判断し、組み込んだというお話しでした。この点だけでも現在の我が市の対応は、団関係の方々とすれば大きな違いを感じられていると思います。また、他の部分におきましても、団幹部の報酬関係は山鹿市と上下するところはありますが、大体同等の額が記載されております。しかし、一般団員の報酬は、現在の山鹿市が１万5000円、菊池市の場合は２万円、年額で5000円ほど高くなっております。その上、出動手当として、１名当たり年間2200円掛ける７回分、１万5400円が計上され、会議手当として１回2200円が組まれております。また、食糧費としても130万円という形で組まれております。

このような状況を考えたとき、やはり山鹿市と菊池市の温度差を非常に感じます。ただ、団員数において我が市は2400名、菊池市は1600名と差があることも、この違いの要因になったと思われます。

消防団の対応については、各自治体で違っていることは今までもありましたので仕方ない部分もありますが、考慮すべき点あるように思います。何回も申し上げますが、いろいろな事情の中での判断であると思います。このような対応の違い、どう考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時28分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時41分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの吉本議員のご質問にお答えいたします。

今回の地域活動補助金につきましては、ご存知のように合併協議会におきまして協議・創設されたものでございます。これは旧自治体からの集落活動などへの取り組みへの対応とともに、今後新たな地域づくり事業のためにと、創設されました制度でございまして、事業費補助という形態でスタートをいたしておるところでございます。各行政区における地域活動事業につきましては、ご指摘のような問題もあることも聞き及んでおるところでございますが、制度につきましては合併協議でまとめられたものでございます。また、事業初年度でもありますので、議員のご提案や各地域審議会などのご意見も参考にさせていただき、いましばらく地域の皆様に役立つ制度について検討・改善を重ねていきたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

消防団に対する市の思いについてというお尋ねでございます。消防団に関しましても、合併に至りますまで事務事業のすり合わせを行ってまいりまして、分科会を通して検討、調整が行われたところです。基本的には、組織あるいは人事に多くの時間が費やされたようでございます。

ただ、協議事項について、団の皆さんとのコミュニケーションが不足していたと思っております。相互にこれはもう行政と団、あるいは団内部での相互理解というのが不足しておったようでございます。このことについては、深く反省しておるところであります。

先般、私のところにもおいでになりましたが、団本部役員の皆さんと担当課の方で二、三回と思いますが、夜遅くまで協議をし、お互いに理解も深まりましたし、団の内部での理解も深まってきたと報告を受けております。

菊池市の例をとって消防団の処遇についてのご要望なりお尋ねがございましたけれども、６月議会でもご答弁申し上げましたように、消防団の処遇等についてはしっかりとしたもので対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地域防災のかなめでありまして、住民の安全、安心を守る第一線にある消防団に対しましては、何かがあればすぐに対応をお願いしておるところでありまして、その活動には常日ごろ敬意を表しているところでございます。理解が深まることが不満の解消への第一歩だと思っておりますし、物理的な部分での対処につきましても、担当課と協議の上、団幹部との協議もした上で善処できるように努力してまいりたいと思います。終わります。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○８番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［８番　吉本政幸君　登壇］

○８番（吉本政幸君）

地域振興の支援ということについては、やはり６月定例会時のご答弁と同様というような感じを受けました。確かに、はっきりした部分言えないのかもしれませんけれども、しっかり検討いただければというふうに思っております。

さきの熊日新聞にも森川議員おっしゃっておりましたように、「財政難にあえぐ自治体、合併効果を上回る交付税カット」と掲載されておりました。そのような中で、なかなか助成というのは各自治体とも厳しく対応されているのは事実であるように思います。

ただ、我が市において、町部と農山村部については、いろいろな意味で状況の違いを感じます。旧山鹿市においては、このような助成措置がなかったということですので、ある地区の運営がどうなっているのかとちょっと伺ってみました。その地区は、戸数が非常に多いところでありますので、単純に比較はできませんが、大きな違いとして農山村部にはない企業区費というのが入っております。平成５年には20万円程度であったのが、平成15年には50万円とふえた状態で、１戸当たりの区費は4700円程度になっております。行事的には、大きな地区でありますので各団体に助成金を５万円から11万円程度出されており、その団体が行事を行っているような形でした。我々の地区と比較してみますと、うちの地区ですけれども、区費と分館活動費として年間6000円徴収しております。ただ、これは昨年交付金という形で出

されたこともありますので、今後どうなるのかちょっとわかっておりません。他の部落におきましては、１戸１万円の徴収というようなお話を聞いております。

確かに、今後は同じ市内で同一の対処も必要かとも思いますが、例えば先ほども申しました公役というようなものは、町部と比較すれば農山村部の作業の範囲は非常に広く、大変さの度合いは比べものにならないと感じます。各地区の状況を考えたとき、差があってもしかるべきと感じます。特に、農山村部におきましては、今後ますますの少子高齢化が進むものと考えます。同僚議員も言われていたとおり、いろいろなことをやめるということは、今後一番避けたい部分ではないかというふうに考えます。地域活動補助金も含め、必要と感じます。ただ、この地域活動補助金も一応10年間、その後検討するということになっております。将来的なことも考えて、この助成というものはどのように、ちょっと質問が重なるかもしれませんけれども、将来的な部分において考えておられるのか、もう一度お尋ねいたします。

それから、消防団に関してのことでございます。消防団員のすべての皆さんがさまざまな思いで団員として活動してくれていると思いますが、団活動は義務として頑張っているとはっきり答えてくれる姿を見ると、厳しい財政状況の中でも対応される部分は早目に対応すべきと考えます。西田部長もおっしゃいましたけれども、団幹部とのコミュニケーションをじっくり図っていきたいというふうなお答えでございましたので、よろしくお願いしておきたいと思います。

新山鹿市の消防団長の池田団長も広域消防広報誌の中で、「各自が団員として自覚と責任を持ち、市民６万人の生命・身体・財産を守るため活動していきたい」と、力強い言葉を記されております。

特に、団幹部の皆さんは、今多くの団員が勤めを仕事としているため、団活動、組織の統一等に非常に気を使われ、大きな負担を背負わされていることは確かであります。このような状況の中、団員すべてが気持ち的に頑張っていけるよう対応を示す必要があると考えます。幹部の皆さんも無理な要求はされないと思います。十二分な打ち合わせを行うことを期待いたします。

先ほど西田部長も今後しっかり話し合い等を、やっていくというお話がございましたので、その部分についてはよろしくお願いし、この部分の答弁は要りません。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

吉本議員の２回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

町部、市部等々の地域の状況についても、いろいろお話があったわけでございま

すけども、それぞれの地域で違った意味でのいろんな活動や内容、状況があるのではないかなという思いがいたします。農村部は農村部としてのいろんな悩みもご苦労等もあろうと思いますけども、町部におきましてもまたいろんな違った意味でのご苦労、そういったものもあるのではないかなと、そんな思いがいたします。

そういった中で、それぞれの地域が活性化するための地域補助金が今回創設されたわけでございますけども、初年度でございますのでまだいろいろ先ほど申し上げましたような改革の改善する点もあろうと思います。そういったことはしっかりと受けとめながら、取り組んでまいりたいと思っております。

将来的なものにつきましては、10年間こういった形で続けていくと。５年経過した中でまた見直すというような方向が出ておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思いますけども、やはりこれまでの経過も含めまして、それぞれの地域が自分たちの地域をどうするんだと、そしてそれをしっかりと住民の中で論議しながら検討しながら、全体のあるべき姿をつくっていく、そのために役立つ地域補助金、今の事業費制度も含めまして非常に意義あるものではないかなという思いをいたしております。これからそれぞれの地域の取り組みをしっかりと検証しながら、あるべき姿を見出していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○８番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［８番　吉本政幸君　登壇］

○８番（吉本政幸君）

ただいま答弁いただきましたけれども、やはり初めに申しましたように、なかなか住民サイドとして厳しく映っている部分が、特に目立ちますので、今後よろしく検討いただき、対応していただければというふうに思います。よろしくお願いしておきます。終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

本日は、これにて散会いたします。

午後２時54分　散会

～～～

９月１３日（火曜日）

平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成17年９月13日（火曜日）午前10時開議

第１　一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

発言通告

１．森　久雄

（１）職員の給与格差是正について

２．島田節男

（１）山鹿市公の施設の指定管理者制度について

（２）学校施設の老朽化に対する対策について

（３）地域協働組織の現状と育成支援について

３．原　　徹

（１）乳幼児医療費の窓口無料化について

（２）山鹿市中心街の空き地（市所有）利用について

（３）学校及び市立保育園の施設・設備の格差是正について

（４）市営墓地の利用状況と利用方法について

４．立山秀木

（１）地産地消の推進について

５．永田紘二

（１）組織機構について

（２）法定外公共物の管理について

（３）福岡ターゲット構想について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　北　原　昭　三　君

２番　芹　川　正　美　君

３番　藤　原　　豊　君

4番	立山秀木君
5番	立山　隆君
6番	原　徹君
7番	平井邦廣君
8番	吉本政幸君
9番	池田誠一君
10番	堀　茂幸君
11番	永田紘二君
12番	森川昭彦君
13番	早田順一君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君

企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	蔵原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	清田辰郎君
山鹿総合支所長	井上繁実君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部首席審議員	八木田達弘君
経済部次長	有尾隆俊君
総務課長	星子四郎君
職員課長	黒田賢二君
企画振興課長	寺崎泰和君
子育て支援課長	牛嶋達夫君
農林振興課長	富安　豪君
建設課審議員	松川輝雄君
都市計画課長	宮本栄次郎君
農業委員会事務局長	松山　寛君
学校教育課長	山口裕章君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。森　久雄議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

おはようございます。22番議員の森　久雄でございます。今回は職員給与の格差是正について一般質問を行います。

さきの６月議会で総務部長が原議員の質問に次のように答弁されています。「行財政改革の趣旨に従い、人件費について職員数の削減を行いつつ、今後の新市財政計画を考慮し、新たな給与制度を早急に確立し、職員への説明、周知を徹底し、職員組合とも協議を行いながら期間を設け、不公平感の解消と抑制に向けての改革に取り組む」とございました。

さて、合併からはや８カ月が過ぎようとしています。職員の皆さんは１市４町の旧自治体から新山鹿市役所、総合支所で異動のない職員さんを含めて働くこととなりました。50年の歴史は同じ行政の仕事とはいえ、やり方等には差異を生んできていたと思います。でも仕事のやり方につきましては、それぞれ各位自負があるものと思っております。しかし、仕事の対価である給与については、現実を知った皆さんは格差がかくもあるものかと愕然とされたと思います。まちまちの給与体制は旧自治体にいたときにはそれぞれ納得し、受け入れ、のみ込んでこられたと思います。

しかし、合併して全く同じ仕事に従事し、目の前にその差を見せられたら声高に不満は言われずとも是正をと願うのは当然の思いであろうと思います。客観的に見ましても驚きの格差があるということでございます。日々のモチベーションは推して知るべきかと存じます。答弁で、「新たな給与体制に早急な確立」と述べられています。すべての職員の皆さんが新山鹿市の職員として心を合わせ、力を合わせ、市民の福祉向上に精励されるため、早急な取り組みが求められるべきと強く申し上げ、取り組みは現在いかが進めておられるか、お伺いをいたします。

次に、人事院勧告についても伺っておきます。

仄聞したところによりますと、勧告内容は①俸給については0.3％の引き下げ、②配偶者にかかわる扶養手当500円の引き下げ、③一時金の支給月数0.05月引き上げとする内容であり、加えて地域給与、給与制度見直しの勧告が行われているとのことでございます。この内容をすんなりと受け入れ、実施となれば、公務員給与引き下げはもとよりでございますが、地方交付税圧縮につながり、ひいては中小地場産業に働く皆さんにも大きな影響をもたらすことにもなると思います。この点いかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

なお、老婆心ながら申し上げておきたいと思いますが、給与格差是正を先送りして人事院勧告のみに心を奪われますと、格差是正に対してより高いハードルを準備するようなものであるというふうに思っております。

以上、申し上げましてご答弁を願いたいと思います。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。森議員の質問にお答えいたします。

６月議会において答弁しました内容については、今申されたとおりでございます。合併後の各職員の業務につきましては、戸惑いがあったとは思いますが、それぞれの部署において努力をしてもらっておりまして、着実にまとまりつつあるものと思います。給与の調整につきましては、現時点三つの方向で検討しております。

まず一つ目、給料表の一本化がございます。これは同一職種におきまして給料表が混在しておりますので、これを職種ごとに一本化するものでございます。二つ目に、同じ給料表におきましても、昇給基準の運用がまちまちでございました。これを統一する必要がございます。最後に、これらの統一に伴い、個々人の調整が必要となります。現在一つ目の給料表の一本化及び二つ目の昇給基準の運用の統一につきましては、18年４月１日に統一を図るところで進めております。また、労働団体にもその旨お伝えしておりまして、今後詳細な検討調整を行うことといたしております。

また、これに伴い個々人の調整につきましては、単年度では行い切れませんので、合併時にも数年かけて行うということとしておりますので、さきの検討結果を踏まえまして職員の意識等も考慮し、平成18年度から速やかに実施していきたいと考えております。

２点目の人事院勧告についてでございます。

本年８月15日に勧告がなされました。その大きな内容については今ご説明のあっ

たとおりでございます。これは、昭和35年から始まりました人事院勧告制度において、平成14年度、15年度に次ぐ２年ぶりのマイナス勧告でございまして、年収につきましても国の平均で4000円マイナスとなります。もう一つは、来年４月以降給料表と手当の配分を見直し、俸給水準を、給料ですけれども、水準を4.8％引き下げる。そして地域手当を導入する、いわゆる地域給与の導入。二つ目に、中高齢者の基本給水準を引き下げる。年功序列型の給与制度を是正する、いわゆる給与のフラット化でございます。三つ目に、勤務実績を昇給や賞与に反映させる制度の導入など、昭和32年の給与制度発足以来50年ぶりの抜本改革でございます。

これらの人事院勧告につきましては、今後、国会での審議を経まして12月１日以前に法律が公布される予定であります。それを受けまして、各自治体向けの説明会が実施され、条例準則など詳細につきまして提示がされることとなっております。公務員給与につきましては、職員の生活給のみならず、地域経済への影響等も懸念されているところではございますが、本年度の改正は民間との格差に伴うものだけでございますので、国に準拠して行うべきものと考えております。法律の可決、公布後は、本年度の官民格差を考慮いたしまして、原案を作成し、職員団体とも十分協議いたしまして、平成14年、15年度と同様に12月１日の基準日の前までに議会にご提案し、ご審議をお願いする予定であります。

また、もう一つの平成18年度からの給与制度の抜本改正についてでございますが、これにつきましては約50年ぶりの制度改正でございます。内容が大変大きいものでありますので、国、県あたりの説明会等をまって対応したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

ただいま説明で人事院勧告の内容につきましては詳しくわかりました。大変厳しい時代がやってくるなということを感じております。地方にありましては最大の就職口は地方公務員でありますし、また、最大の消費者、それから地域への経済的な影響も公務員の数が減っていくにつれまして、地域への影響も大きくなってくると思います。

昨今の山鹿市を見ましても、大きな企業等が集約・合理化等でこの山鹿からどんどんとなくなってきております。そういった中にありまして、唯一大きな会社的なものとして考えれば、この行政がございますので、そこら辺のところにつきましてはぜひ深くお考えいただきまして、安直に取り組まないようにお願いをしたいと思います。しかし、国の方針を拒むということになりますと、またペナルティー等も考えられますので、そこら辺のところにつきましてもまた慎重を期していただきたいと思います。

格差是正につきましては、先ほど述べられました。ぜひ時間を長くかけるということではなくして、それなりの時間短縮を図りながら職員のモチベーションを上げるためにも、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

最後に、総務部長の答弁を信用しないということじゃございませんけれども、最高責任者である市長の言葉をぜひこの場でお聞きをして、私の質問に対する答弁、総務部長答弁が確実に履行されるということの担保をとりたいと思いますので、ぜひ市長の方から「やるぞ」といういつもの大きい声でぜひ答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。ただいまの森議員の２回目の質問にお答えいたします。

職員給与の調整につきましては、その経緯や現在の状況につきましては、既に申し上げましたとおりでございますが、議員ご指摘のとおり、新市の人づくりの観点から職員のやる気、頑張りを引き出し、士気を高め、よりよい住民サービスを提供するためにも、ぜひ行う必要があると考えております。このため、担当部署に指示いたしまして、早急に作業を進めていただきたいと考えております。ご理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で森議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

おはようございます。16番、島田でございます。先般、通告をいたしておきました三つの事柄について質問をいたしたいと思います。当局のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず第１に、山鹿市公の施設の指定管理者制度について伺いたいと思います。

この件につきましては、先般、同僚議員の質疑によりましてこの制度の内容、大枠につきましては大体わかったつもりでおります。この制度の導入目的については、これまで公の施設については、公共団体や公共的団体、そして地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られておったわけでございますが、今回、市民のニーズへの対応や財政改革の一環として民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられてこの制度が導入されたと聞いております。今回、このことに関しての選定の手続等に関する条例が議会に提出されましたが、今後、このことに対して論議が活発化すると考えられます。

そこでまず、次の４点についてお伺いしたいと思います。

第１点目に、移行する期限が大体これが平成15年に自治法の改正があっておりますので、３年間の猶予期間ということでございますので、18年の９月までは移行をしなさいということでございます。そういう移行の期限も間近ですので、現時点で考えられている指定管理者制度を利用しようとしている、公の施設とはどんな施設があるのか、お伺いをいたします。

次に、第２番目といたしまして、指定管理者が施設を管理運営するまでの流れと申しますか、スケジュールはどんなになっているのか、伺いたいと思います。

第３点目に、選定委員会を設置するという先般の同僚議員の質疑の中でありましたわけでございますけれども、この構成メンバー等につきましてお伺いしたいと思います。

第４点目に、指定管理者の資格として、法人またはその他の団体と聞いておりますが、その他の団体とはどんな団体なのか、お伺いをいたします。この４点についてお伺いをいたしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。二つ目の質問は、文教施設の老朽化に対する対策についてでございます。このことにつきましては、市長及び教育長にお伺いをいたしたいと思います。

私ども文教厚生常任委員会は、今回８月のあの暑いさなかに３日間にわたって文教施設や福祉関係施設など所管の施設を訪問し、その実態について調査してまいりました。その中で、文教施設、小学校22校、これは分校も含みます、と中学校６校、幼稚園３カ所の現況を訪れたわけでございます、その見た感じ、また聞いた感じをお話をしてみたいと思います。

この施設におきましては、最近建設された施設もありますので、その施設は別といたしまして、築後30年から40年近くたった施設は、雨漏りや外壁の傷みが非常にひどく、また、当時の設計によりまして実際子どもが学習したり、活動するのに非

常に不便を来すような設計もありまして、全面的な改修・改築の必要性を感じたわけでございます。

また、プールの老朽化も大変目立っておりまして、そしてまた付随します給食室の老朽化や、そしてまた先般の地震によります亀裂等の、また先般、ご質問もありましたアスベストの問題等なども非常に大なり小なりのさまざまな問題を抱えておることが調査の結果わかったわけでございます。

このような施設は子どもたちの教育の場として、そしてまた地域の人々の一番愛着のある場として子どもたちにとっても、地域住民にとっても非常に大事な施設でございます。教育委員会として財源のいろんな問題もあるかと思いますが、どのような対策をとっていかれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、三つ目の質問に移りたいと思います。地域協働組織の現状と育成支援についてということでございます。このことについてお伺いをいたしたいと思います。

新市建設計画の三つのテーマの一つであります、「暮らし・みのる」の中で「隅々まで輝く暮らしづくり」という目標が掲げられています。その中の施策の中で、住民自治を大事にし、行政と協働しながら地域を発展させていくことが課題として上げられているわけでございます。私は、今回の合併後、大きくなった枠の中で地域が衰退しないよう、自分たちの手で自治をやっていくのがこの分権時代の地域のあり方であり、その方向に向かわなければ地域づくり、人づくりはますます衰退していくのではないかと懸念をしているわけでございます。その中心的役割が地域審議会であり、また、きょう質問いたします地域協働組織であると私は思っているわけでございます。

今までどちらかといえば行政主導できた地域の地域づくりが、合併によって大きく変わろうとしている時期であるかと思います。そういう意味におきまして、この地域協働組織の役割が地域自治の方向性を決める上で、大きな力を発揮するものと確信をいたすわけでございます。私は、前回の一般質問でこのことについてお伺いしました。そのときはまだ始まったばかりのときでございまして、当局の考え方や期待を、そして方向性をご答弁いただいたわけでございます。その後、このことに対しましていろんな地域的格差や問題等がわかってきていると思います。

私ども鹿本地域では、地域づくりに必要とされているお金、きのうも質問がありました、地域活動補助金のことにつきまして、区長さんや公民館長、また各団体の方が何回となく会合を重ねられまして、特に鹿本町の場合は大変活動が活発でございましたので、申請はやはり2000万円近く上がっていたそうでございます。このことを1500万円に落とし、そしてまた1000万円に落とし、そして地域協働体の方が一生懸命されて地域づくりの方向性、そしてまた地域に対しての補助金の申請に対し

ての判断をされたと聞いております。こういう非常に地域協働組織の方々ご苦労をされております。

そこでお伺いをしたいと思います。地域協働組織の活動の現状、つまり１市４町ありますので、どのような現状なのか、また、現状を踏まえて今後新しい地域づくりが企画されるような育成支援が私は必要だと考えておりますが、どのような支援策を考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。よろしくご答弁お願いします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

指定管理者制度についてお答えいたします。

まず、１点目の公の施設とはどんなものかというお尋ねでございました。地方自治法に定めておりますところは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と定義されております。ということでございますので、地方公共団体が設ける住民の利用に供するための住民の福祉を増進する目的を持って設けるものと言えると思います。具体的には体育館、プール、文化会館、コミュニティーセンター、老人福祉施設等が公の施設に該当すると考えられます。

２点目の指定管理者の管理に至るまでの流れについてということでございます。まず、施設ごとの適用実施方針を定める。次に募集要綱の作成、３番目に指定を受けようとする法人等の募集、４番目に、選定委員会での候補者の選定を行い、議会に指定管理者の候補者としてご提案申し上げることになります。指定期間については３年間もしくは５年間とする予定でございます。議会の議決を得た上で協定書を作成、締結し、スタートすることになる、こういうスケジュールといいますか、手順になると思います。

続きまして、３点目の選定委員会の構成メンバーについてでございますが、検討中であります。透明性、専門性の確保に努めることが必要であろうと考えております。

４点目のその他団体とはどのようなものがあるかという点でございますが、これは指定管理者には個人以外はどういった形でもなれるというふうに規定されておりますので、町内会あるいは婦人会、老人会等の公共的な団体や地域活動のグループ等も考えられます。法人格は必ずしも必要でないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

おはようございます。文教厚生委員会の委員の皆様には暑い中、３日間にわたり文教施設・福祉施設の現地調査をいただき、その際にもご指摘や貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございました。今後の教育行政に生かしてまいりたいと考えております。

では、２点目の質問、学校施設の老朽化に対する対策についてお答えいたします。

小中学校、幼稚園の施設で老朽化が進んだ学校施設の全面的な改修計画についてのご質問でございますが、学校は児童生徒の学業の場であるとともに、児童生徒の安全を確保する場でもあります。また、災害などに際して地域住民の避難場所としての役割を果たす重要な施設であると認識しております。旧市町でも特に老朽化が進んだ施設について、改築や耐震補強などの整備計画の構想が進んでおりましたが、新市合併に際して校舎の改修に伴う耐震化整備の優先度調査を実施いたしました。その優先度調査に基づき、本年度は耐震診断や耐力度調査を実施中でありますが、今後の予定としましては、この調査結果を参考に地域ごとに就学児童生徒数の推移なども総合的に勘案して、新市の総合計画・実施計画の優先的課題として計上し、国、県に施設整備の補助協議などの手続を行い、平成19年度には整備事業に着手できればと考えております。議員各位には、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

島田議員の３点目、地域協働組織の現状と育成支援についてお答えをいたします。

地域活動補助金につきましては、各地域とも大方の事業計画が出そろい、第１回目の補助申請へ進んでいる現状でございます。その事業申請の検討の中で、各地域それぞれの地域協働組織が設立されまして、地域のあり方や事業計画の内容、予算などについて大いに検討され、議論されたようでございます。この過程で地域協働組織といたしましても、地域のあり方を考える機会になり、そして、自分たちがみずから地域活性化を図っていくんだという地域づくりの機運が、芽生えてきたのではないかと思っております。

今年度の事業内容といたしましては、各地域ともこれまでの取り組みや事情などにより違いはございますが、概要といたしましては集落での実施事業と団体での実

施事業となっております。地域の祭り、青少年の育成、環境美化、敬老事業、スポーツ活動、文化活動、地域産品開発など多岐にわたっております。ただ、地域協働組織の議論、検討といたしましても、実施初年度でございまして、補助申請の手続など初めての状況で検討する時間も少なかったようで、従来から実施されている事業が多く見られるところでございます。今後は、本制度の大きな趣旨でございます、新たな地域活性化への取り組みがどんどん出てくるよう支援をしていかなければならないと考えております。

例えば、実際に地域づくりを実践されている先進地の方をお呼びしての勉強会や地域計画の策定や、今後のモデルとなるような事業に対し別途支援、また、広く新市全体として地域づくり事業への支援、いろいろな支援方法などが考えられますが、各地域協働組織や地域審議会の方々と、各総合支所と一緒になって、育成・支援策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

２回目の質問に移りたいと思います。

まず、指定管理者制度につきましてでございます、ただいまご答弁いただきました、先般の同僚議員の質疑とあわせまして、管理者がどのように決まって行くのか、大体わかってきたところでございます。

そこで、先ほど議会のスケジュールの中で、議会の議決は１回というふうに答弁されたようでございます、私はお聞きしましたところによれば、２回の議決が要るというふうに聞いております。そこで、議会の役割と議決の範囲はどこまでなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

そしてまた、私が一番議会の方もそうでございますが、チェックしなければいけないというのは、管理料を含めたいろんな協定書の内容でございます。そのことにつきましてどのような形で議会に説明があるのか、それをチェックできるのかお伺いをいたしたいと思います。

また、施設によっては移行した場合、管理者の都合で利用時間の短縮や利用料金の値上げ等、市民に対してデメリットが発生しないか心配をいたします。また、そ

の反対にメリットもあるかと思います。このことにつきましてどのように考えられているのか、お伺いします。

次に、選定に対する資格についてお伺いします。今般、出されております選定の条例につきまして、内容の中に資格というのが載っております。もちろん、その資格が非常に大事なところであるかと思います、山鹿市には市が50％以上出資している会社があるわけでございます。第三セクターですね。こういう施設も何か聞きますところによりますと、指定管理者に移行するんではないかなというふうに聞いてるわけでございます、こういう中にはご存じと思いますが、例えば鹿本町の鹿本町振興公社、水辺プラザを運営します振興公社は社長が助役さんでございます。そういう行政に関係のある方が役員としておられるわけです。議会もそうであると思います。そういう方が第三セクターにおられます、こういう施設を指定管理者が申請された場合、どのような判断を資格としてなされるのか、その辺が私は、どうも疑問に思っておりますので、その辺につきましてもわかる範囲でお答えを願いたいと思います。

次に、教育施設・文教施設について市長にお伺いをしたいと思います。

この文教施設の改築等、先ほど教育長の方から19年度あたりからしていきたいと、そういうお話しでございました。市長は、人づくりを前面に打ち出して新市の発展を目指しておられるわけでございます。特に子どもたちの育成には力を入れていただいていることはまことにありがたいことだと思います。その子どもたちが学び、そして活動できる場としての教育施設の充実は、当然、市長としても考えられていることと思います。

しかし、新市になりまして、私どもいつも聞かされております、いろんな財政需要がありまして、大変なご苦労をされてることは十分にわかっているわけでございます、あすを担う子どもたちのために教育予算の充実を、私は図るべきだと考えております。市長の所信と申しますか、考え方をお聞きしたいと思います。

次に、地域協働組織の現状と支援についてでございます、大体、今のご答弁で地域協働組織の今現状はどうなっているのか、そしてまた今後の支援策等につきましては、ご答弁をいただきましてわかったわけでございます。ただ私は、１市４町のそれぞれに地域づくりに頑張ってこられている協働組織の考え方が、当局が先般の質問でありました考え方をどういうふうになってほしいと、どういう方向に進んでほしいというその考え方が少し各協働組織でもずれがあるのではないかなと思っております、その調整等はどうなさるのか。また、この組織はボランティア団体でございます。報酬はありません。何回寄っても報酬はないわけでございます。できますならば、この組織が活躍していくためには、独自で研修をしたり、そしてまた勉

強会をするようなことも今後出てくるかと思います、私はある程度の組織に対して予算の対応が必要ではないかと考えております、その点どういうふうに考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

２回目の質問にお答えいたします。

１点目は、議会の役割等についてお尋ねがございました。まず、指定管理者の指定の議決をお願いすることになりますけれども、そのほかといたしましては予算における債務負担行為の設定、それから歳入歳出予算の議決をお願いすることになります。

２点目の協定書は議決事項には含まれませんけれども、その内容については議会にお示ししたいと考えております。

３点目の制度導入のデメリット、メリットについては、１回目にお尋ねのときに制度制定の背景で述べられた点が主なものでございまして、一般的には利用料金が少し安くできるのではないか、サービスの向上が期待される、あるいは指定管理者に対する、現在ですと委託料ですけれども、支出金が少し低減するのではないか、こういったことが期待されるところでございます。そういった反面に、施設の設置目的をしっかり理解した適切な運営と良好なサービスが、提供されるのかといった懸念もあると思われます。協定書に定める責務を適切に実行してもらえるかどうか、報告の徴収、実施の調査など監視が必要かと考えます。

４点目の市の出資団体、いわゆる第三セクターの応募資格についてお尋ねがございました。現制度、管理委託ですけれども、においてもこの第三セクターについては契約を行ってきたところでございます。助役等が役員である第三セクターにおきましても、応募資格は欠かないのではないかと考えております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員の２回目の質問にお答えいたします。

私の施政方針の第１番に掲げております人づくりを推進してまいります中で、将来の地域の子どもたちの教育は最も重要であると考えております。特に、少子化の

進捗が進む中で、市民の子どもたちへの期待も大きいものがあると思っております。将来、競争社会の中で次代を担う人材に育っていってもらいたいと考えております。学校経費や教育に必要な備品などの資材なども厳しい財政事情の中でも特に考慮してまいる所存でございます。施設整備などは多額の経費が必要となりますので、総合的な判断により計画的に着実に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

２回目のご質問にお答えをいたします。

最初に、地域協働組織の考え方と市行政が期待していることとのずれ、その調整ということでございますが、先ほどお答え申し上げましたように、地域活動補助金につきましては、今回が初年度でございますし、どちらも模索をしながら進めているのが現状でございます。事業を実施される団体についても、集落行政区からまちづくり団体までいろいろでございます。それぞれに目指すものや考え方の違いもございますので、すべてが同じようには、なかなかいかないのだろうと考えております。しかし、議員が申されますように自分たちの地域は自分たちの手で自治を目指すという、最終的な大きな目標に向かってそれに資する活動、地域が元気になる、活性化していく活動になっていくことを望んでおります。そのためには、地域協働組織や地域審議会の方々との話し合いを中心に、総合支所と連携をとりながら、よりよい方向性を見出していきたいと考えております。

次に、地域協働組織での独自の研修や勉強会への支援ということでございますが、議員各位もご存じかと思いますが、本年の７月８日から21日までの間、各総合支所ごとに５カ所で地域協働組織や地域審議会、地域づくり団体の方々や住民の皆様を対象といたしまして、第１回目の地域づくり研修会を開催いたしました。合計で約400名近くの参加をいただき、地域づくりとはどんなものか、実践例や手法などを学んでいただきました。これからもこのような地域づくり研修会の開催などによる支援も引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、地域協働組織はもちろんボランティアの団体でございますので、地域活動補助金を使える団体でもございます。地域づくりに対して、みずから研修を積み、勉強をしていき、地域の指導的役割を果たしていただくということ、これこそ地域活動補助金の趣旨にも合致するものと考えております。

なお、実際に地域のまちづくり団体などが、地域協働組織や地域審議会のメンバーの皆様と一緒になって、そのような勉強会・研修会などを地域活動補助金で実

施される予定のところもあるようでございますので、協働組織の中で地域活動補助金の活用について議論・検討をされたらと考えております。

また、今年度の既存の予算といたしましては、いろいろな分野で指導者等の育成も目的とした、個人や団体での研修・研究などの活動を補助支援する人材育成助成事業を、予算措置いたしておりますので、その活用も可能であると考えております。

いずれにいたしましても、地域協働組織の活動や指導的役割が、地域づくりにとって大変重要になってくると考えておりますので、今後とも行政といたしまして支援方法について工夫・検討をしていきたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

３回目の質問をしたいと思います。

先ほどの指定管理者の制度のことにつきまして、ただいま２回目のときのご答弁をいただきました、ただ、私が疑問に思いますのは、第三セクターあたりで先ほど詳しく申しました、役員が行政の方、またそれに関係のある方、そういう方に対しても資格があるというふうにご答弁をいただきました。非常にこのことにつきましては、今私が考えておるのと違うとじゃなかろうかなという気もします、結局行政の方が役員の場合は、同じ請け負う方が、管理者が行政が入っていると困るとじゃなかろうかなという感じがしますけど、この点はどう判断されておるのか、お尋ねしたいと思います。

それとあと一つ、先ほど申しましたように私は議会の２回のチェックが要るということを聞いております。それは、各施設で設置条例があると思います、設置条例の改正が必要じゃないかなと。いろんな設置条例の中で指定管理者にするためにはいろんな項目を設けて、その改正がするべきじゃないかなと、それが一つの議決であり、そしてまた次は選定委員会が選定した方を、つまり先ほど申されたように指定して債務負担行為の設定あたりをするのじゃないかなと私は理解しておりますけど、その第１回目のときに、結局いろんな細目にわたる協定関係が少し出てくるんじゃないかなというふうに私は感じておるわけでございます、その点私の考え方が間違っているかもしれませんので、ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、２番目の学校教育施設に関しましては、市長の所信と申しますか、お考えをお聞きしまして、ぜひともこのことは財政的に厳しい中でございます、何とか行財政改革あたりをやりながら、子どもたちのためにぜひともお考えをしていただきたいと、こうお願いするわけでございます。

３番目の地域協働体のことに関しましては、本当にまだできたばかりで非常に暗中模索の中でやっておられます、努力しておられますことは十分にわかっております。しかし、スタートが大事だと思います。スタートの方向性が決まりませんと、何か前に各旧市町でやっておりました交付金をもらって、その交付金でいろんな事業をするというふうな考え方にまた、安易な方に落ちつくんじゃないかなと、こう考えております。

今回の合併によりまして、自分たちの地域は自分たちで何とかしようというふうに考え方を変えていかなければいけませんので、その点今後ともお互いに話し合いながら、お互いの意見を聞きながら当局が考えておられますような方向性に進んでいって、特に末端の地域がいろんな意見が出まして、そして市当局に改善をお願いしたり、いろんな相談をしたりするような、そういう組織になっていけばなと、こう感じておりますので、ひとつ当局も一生懸命頑張っていただきますことをお願い申し上げまして、３回目の質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

第三セクターの役員が市長あるいは助役等が、就任しておる場合には問題があるのではないかというご意見でございます。総務省の運用指針によりますと、問題はないということでございます。

それから、請負という言葉がちょっと出ましたけれども、この指定管理者制度は一般的に請負のように見えますけれども、法律上は管理権限の委任ということで説明がなされております。したがいまして、請負ではないのでそういった形でもよろしいと。しかしながら、市町村において運用指針に基づいて要綱といいますか、指定管理者移行への決まり事を定めなさいということになっております。

それから、二つ目のそれぞれの施設においての設置条例の改正が必要じゃないかというご意見がございました。そのとおりでございます。

○議長（高野誠二君）

以上で島田議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時53分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時08分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、原　　徹議員の発言を許します。原議員。

［６番　原　　徹君　登壇］

○６番（原　　徹君）

日本共産党議席番号６番、原　　徹でございます。質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。

職員が配付いたします。

［職員配付］

○６番（原　　徹君）

私は、市民の声を議会に反映させる立場から、４点にわたって端的に質問いたします。

まず、１問目は、乳幼児医療費の窓口無料化についてであります。

本年４月より就学前の乳幼児医療費が通院、入院ともに無料化され、保護者にとって大変歓迎されています。ところが、私のところに次のような手紙が届きました。ちょっと読んでみます。

私は、２歳と５歳の幼児を持つ母親です。ことしの４月から乳幼児の医療費が入院、通院ともに無料となり大変助かります。でもとても面倒なのは一度病院でお金を払って、払い戻しを受けるためにとても数多くの手続をしなければならないということです。熊本市や菊池市は病院でお金を払わないで済むそうです。一刻も早く山鹿でもそのようにしてほしいと思います。私の知人には手持ちのお金がなく、子どもが病気になっても病院に連れて行かれない人がおります。これではせっかくの医療費無料化が生かされません。子どもの病気は急変するときがあります。お金がなくても安心して病院にかかれますようにしてほしいと思います。市役所からのアンケートにもこのことを要望しましたが、何の回答もありません。機会がありましたら議会でこのことを取り上げてくださると大変うれしく思います。

こういう手紙でありますが、この９月の本会議にも1000人を超える署名を添えた窓

口無料化の署名、陳情書が提出されております。このことはいかに市民の要求が大きいかを物語っていると思います。この要求にどのようにこたえられるかをまずお尋ねしたいと思います。

２問目は、山鹿市中心街の市所有の空き地利用についてであります。

「山鹿の中心街も空き地が多なったなあ」、これはよく市民の間から聞く声であります。８億円近い財源をかけて電線地中化を図った豊前街道ですが、歯が抜けたように空き地が目立って寂れた状態であります。まちのイメージが悪化しております。しかし、その中に市の所有地、市の所有の空き地も存在しているわけであります。まちの活性化を図るためにも、市が先頭に立って空き地の利活用対策に取り組む必要があるのではないでしょうか。

そこで質問ですが、中心街の市所有の空き地は、どこに何カ所あるのか、また近い将来、何に活用しようと考えておられるかを質問いたします。

３問目は、市営墓地の利用状況と利用方法についてであります。

今ほど資料を配ってありますが、この墓について質問、議会で質問するのは初めてじゃないかと思いますが、こんな声が寄せられました。「市営墓地の使用を申請するけれども、なかなか手に入りません。何とかならないでしょうか」、こういう声であります。私もこの市営墓地が鹿本高校近くの鹿校通二丁目に存在しているということは何回も行って知っておりますが、この墓地そのものについてよくわからないところがあります。６点質問します。

１点目、墓地の規模は、どのくらいあるのか。資料１を使ってよかったら説明してください。

２点目、利用料金は幾らでしょうか。買い取りじゃないと思いますが、利用料金は幾らでしょうか。

３点目、応募者数、どのような状況になっているのでしょうか。今年度、あるいは昨年度を例にとって説明していただければと思います。

４点目、利用資格は鹿本町のバイオマスのように旧山鹿市民だけしか使用できないのでしょうか。

５点目です。使用者はどのようにして決めるのでしょうか。申し出順か、あるいは抽せんか、その辺です。

６点目、使用者が決まったら公表するのかどうか。以上、６点についてご説明ください。

４問目です。先ほど島田議員も質問しましたが、学校の施設・設備の格差是正について質問いたします。先ほど文教厚生委員会が施設を訪問し、調査をしたという報告がありました。本来なら文教厚生常任委員会で視察をしておりますので、まと

まった意見あるいはまとまった質問をすべきでしょうが、本日は、本会議は私一人の考えとして質問をいたします。

まず、３日間の訪問、視察の調査の中で感じたことは、施設設備が旧自治体ごとによって大きな格差があるということがわかりました。例を挙げますと、１点目は、雨漏りする校舎や体育館、これが８校ありましたし、幼稚園も１園だけありました。早急な補修、改修が必要ではないかと思います。２点目は、子どもたちの安全を守るために、廊下にすべて滑りどめのマットを敷いてある学校、あるいはコンクリート丸出しの学校がありました。３点目は、校舎の塗装が風化して、はげ落ちてくる学校、あるいは再塗装されて明るい雰囲気を醸し出している学校がありました。４点目は、１人１台、例えば30人いたら30台のパソコンがある学校、かと思うと、８台しか使えない、ほかにもあるんですが、使えない、８台しか使えない学校もありました。５点目は、図書館にクーラーが設置されている学校、設置されていない学校があります。

そこでまず、教育長も同行する日もございましたけれども、日本国憲法第26条に掲げられている教育の機会均等を生かすために、今後、このような学校格差、これをどのようにして、施設設備の格差をどのようにして是正していくか、先ほどちょっと説明がありましたけど、もう一度お尋ねいたします。

以上で第１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。原議員の一般質問第１点目の乳幼児医療費の窓口無料化についてお答えいたします。

乳幼児医療費の助成につきましては、乳幼児の病気の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るという重要な施策の一つであると考えております。６月定例会の一般質問にもお答えいたしましたが、本年４月診療分から入院・通院とも対象年齢を引き上げて小学校入学前までとし、また自己負担の撤廃により一部負担金の全額を助成するよう助成対象を拡大し、制度の充実を図ったところでございます。窓口無料化につきましては、財源的にも制度の持続性を確保できることを前提に、現在検討している段階でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

中心市街地の空き地についてのお尋ねにお答えいたします。

主なものとして次の３カ所がございます。花見坂の山鹿温泉駐車場跡でございます。面積が約800坪、それから豊前街道沿いの徳永医院前の広場450坪、それから文化施設予定地3227坪、この三つが主なものとしてございます。

近い将来の活用についてお尋ねがございましたが、山鹿温泉駐車場跡は用途をマンションと指定した上で売却する方針です。現在埋蔵文化財の発掘調査を行っておりまして、終了後速やかにその手続をとりたいと考えております。

二つ目の徳永医院前の広場ですが、将来、歴史的地区環境整備街路事業などにより整備を行うために先行取得をしたものでございます。当面は八千代座の興行を初めとするイベントなどの臨時的な駐車場として利用しております。

三つ目の文化施設予定地でございますが、現在、活用計画を調整しているところですが、関係課で検討をいたしております。当面は観光客用駐車場及び合併により不足しております職員駐車場として利用しております。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。原議員の一般質問の市営墓地関係についてお答えをいたします。６点ほど質問がございました。前後するかもしれませんけども、よろしくお願いいたします。

山鹿市営墓地は、山鹿市鹿校通に面積約３万4000平方メートルの敷地を有し、1514の区画を造成いたしております。その内訳は、面積が８平方メートルのＡ区画が93区画、６平方メートルのＢ区画が1074区画、４平方メートルのＣ区画が347区画でございます。お配りいただいております市営墓地の全体図のＡ、Ｂ、Ｃという記載をしてありますけども、ただいま申し上げた区画数でございます。

市営墓地のご利用に伴い、ご負担いただきます料金といたしましては、使用許可のときに１回だけお支払いいただきます使用料と、毎年お支払いいただく管理料がございます。金額はそれぞれＡ区画20万円と3360円、Ｂ区画は15万円と2520円、Ｃ区画は10万円と1680円となっております。

利用状況につきましては、ほぼ全区画に使用許可をお出ししておりましたが、使用者の方からご返還のありました９区画につきましては、広報や環境便を通じて現在公募を行っており、10月中には再度使用許可をお出しする予定でございます。

この使用許可につきましては、以前は随時受け付けを行い、先着順に許可をお出ししておりましたが、大変多くの待機者が生じることとなったため、平成16年より期間を限っての公募を行うこととし、応募者が多数の場合公開抽せんを行い、使用許可者を決定しているところでございます。

次に、この墓地の利用者の資格につきましては、原則として山鹿市の住民であることが要件となっております。ちなみに、現在募集しております９区画につきましては、まだ募集期間中ではございますが、50件ほど応募があっており、旧山鹿以外の鹿本、鹿央からもご応募いただいているところでございます。

６点目の公表の件でございますけども、許可者のお名前を公開することもございませんし、またそうした情報を市から提供した事実もございません。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

原議員の一般質問、学校の設備・整備の格差是正についてお答えいたします。

旧市町の小中学校では、それぞれの市、町の学校施設整備計画により施設整備や児童生徒のための予算執行がなされておりました。そのような状況下で、旧４町と旧山鹿市の間に議員ご指摘のようにパソコン等の格差が生じているのは事実でございます。この格差をなくすためには、本年度作成予定の山鹿市総合計画にのせ、できるだけ早い時期に格差是正に取り組むことができるよう調整してまいりたいと思います。

次に、学校施設の安全性についてということでございますが、大変雨漏りの件も具体的にされましたけど、これは台風とか何か特別な場合も含んでいるんじゃなかろうかと思います。現実に雨が降ったから雨漏りして授業ができないとか困っているというような状況に対しては、もう即対応しておりますので、そこまで児童生徒に迷惑はかけていないと思います。とにかくいろんな格差があるのは事実でございますので、今後市内の小中学校26校同じ目線で見ながら、同じレベルにまで改善していくように努力してまいりたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○６番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［6番　原　　徹君　登壇］

○6番（原　　徹君）

２回目の質問です。乳幼児医療費の窓口無料化について質問します。

６月本会議での市民福祉部長の答弁は、「県内各市の状況を見つめ、見きわめながら検討する」という、極めて消極的な答弁だったと思っておりましたが、既に調査検討を開始しているとのことであります。ぜひ市民の願いにこたえてもらいたいと思います。

ただ、何か私もこれは文教厚生委員会で取り上げたんですが、大変事務的にややこしいということでございますが、入院の場合は高額医療費などで事務がさらに複雑になると思いますが、まずは通院の窓口無料化など可能な部分から即実現させてはいかがでしょうか。大都市の熊本市でさえ市内の病院の場合は窓口無料化を実施しているわけですから、山鹿でできないことはないと思います。そういった先進的、既に窓口無料化を実施している自治体を参考にして、早目に実現させてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

２問目の市中心街の空き地利用対策について、３カ所あるということで、特に文化施設予定地などは広大な空き地でありまして、時々年に何遍か大型バスがとまりますけれども、もう恐らく20数年あのままの形で放置してあるのではないかと思います。そこで、一つだけ問題を提起してみたいと思います。八千代座の横にあります空き地、昨年購入したんですかね、これあたりをもっと鎖をつけて入るなとなっている。全然使用しないわけですね、ほとんど。八千代座で何かイベントがあるときには使用するそうですけれども、しかしそこのところを、日ごろから使用できるようにしてはどうかと。きちんと舗装して、私が言いたいのは職員の駐車場に活用してはどうかと。今のところ職員の駐車場は文化施設予定地のところにあるそうですけども、あそこから歩くと大変、朝大変遠いです。したがって、ここだったら近い。現在の職員駐車場では数が不足しておって、早く出勤しなければ駐車できない状況にある。だから、駐車場の奪い合いを職員同士でやっているそうでありますが。したがって、市役所の近くにもうあきらめて、毎月五、六千円も出して駐車場を借りている職員もいると聞いております。文化施設予定地よりはるかに市役所までの距離が短いこの八千代座横の駐車場、職員の皆さんにも歓迎されるのではないでしょうか。せっかくの高価な土地を購入し、出入り禁止にして遊ばせておくことはないと思います。この点いかがでしょうか。

３問目の市営墓地についてでございます。

資料２をごらんいただきたいと思います。使用者は抽せんで決めると、そしてそ

の結果は公表しないという答弁がありました。しかし、石材業者の間には大変疑惑が広がっているわけであります。資料２は抽せんによって決まった使用者の氏名がフルネームで記入されております。秘密が漏れないように黒く塗っておきましたけれども、名字だけ残しておりますが、この資料２が、ある業者に渡っているという不正疑惑をある業者の方が指摘されました。この資料を手に入れたある一業者は、ほかの業者に先んじて墓石の販売の勧誘に回って、もうけを独占的にやっているという不満を石材業者の方が語っておられました。

そこで質問ですが、資料２がある業者に渡っているということを、これお認めになりますでしょうか、まず、そこを確認しておきたいと思います。

４問目です。学校の施設・設備の格差是正について、今度は中嶋市長に質問いたします。

市長は、教育環境の整備に力を入れるというご答弁でありましたが、旧１市４町の施設・設備を調査する中で、これまでの各自治体の首長がどれだけ教育施設に対して対応してきたかを推しはかることができました。特に目立ったのが、旧菊鹿町と旧鹿本町でした。これは私の感想です。失礼な言い方になるかもしれませんけども、聞いてください。菊鹿町と校舎は古いけれども、子どもたちの安全性などを考えて、どの学校も小まめに丁寧に補修・改修がされておりました。一方、鹿本町、とりわけ鹿本中学校と来民小学校の施設の補修は急を要する、このように感じたわけであります。鹿本中学校の校舎の塗装ははげ落ち、雨どいは腐食、地盤沈下で校舎の基礎がひび割れ、図書館の雨漏りも補修しないと天井も腐ってまいります。また、プールの排水は動力ポンプを使用しないと水を流すことができないということであります。来民小学校には私も以前13年前から８年間勤務しておりましたが、当時から廊下が外にありまして、外廊下ということですが、雨が降ると打ち込んでくるわけであります。したがって、廊下の補修といいますか、滑りどめあたりをずっと求めてまいりました。また、大変古いので100枚近い窓ガラスのひび割れがあり、取りかえを要請しておりました。

しかし、先日訪問しますと、13年前のその実態と全く変わっておりませんでした。当時私も何回か教職員組合を通して、この学校施設の改修といいますか、補修を要求してまいりましたけれども、当時の教育長は、「もう補修していても、もう間に合わんと、高くつくと、かえって高くつくから改築する」と、こういう答弁でありました。私たちはそれを信じて我慢をしてきていたわけであります。そして私は、保護者の方にも学級通信で「来年校舎改築です」と書いたのを覚えておりますが、私が来民小学校を最後に退職して６年目になりますけれども、いまだに校舎改築は実現しておりません。私は子どもたちや保護者の前でうそをついたことになってい

るわけです。

また、鹿本中学校に戻りますが、視察のときに鹿本中学校の案内をされた先生に、「なぜ合併前に要請して、お願いして修繕しなかったのですか」、余りにも修繕箇所の多さに私は腹が立ってどなっていました。するとその先生は、「何年も前からお願いしているんですが、修繕してもらえないとですよ」という答えでした。当時の町長は、中嶋山鹿市長です。市長に質問します。市長は、今回山鹿市政でも、施政方針でも人づくりを第一に提唱する市長です。また、数々の鹿本町政に対しての実績を持っておられます。それなのになぜ鹿本中学校や来民小学校のような状態を放置されてきたのか、私はちょっと怒りを持っておりますので、これを質問しておきたいと思います。２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

６月議会後、前向きに調査・検討を進めてまいりました。その結果、現在県内で14市のうち６市が取り組んでおります。なぜほかの市ができないのかと、それは問題点が幾つかありまして、窓口無料化に踏み切れない状況であります。具体的に申し上げますと、１点目として、医療費の増加が懸念され、財政負担の増加も予想されること、２点目として、国民健康保険に対する国庫負担金が減額されること、３点目、付加給付がある保険組合に対しては償還方式を残さざるを得ず、保険者によって取り扱いが変わり、不平等性が出てくること、４点目、医療機関等の協力が必要であること、５点目、市内の医療機関等のみにしか対応できないということ、そういった以上のような解決しなければならない問題点がございます。そのため、十分検討し慎重に取り組む必要があると考えております。

また、乳幼児医療費の窓口無料化につきましては、市といたしましても国において制度化されるように、全国市長会等を通じまして働きかけてまいりたいと存じます。ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

八千代座横の広場について、観光客用の駐車場あるいは職員駐車場として利用できないか、というお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたように、いわゆる歴みち事業の関連として先行取得した土

地でございます。観光客の駐車場となりますと、管理上の責任の問題あるいは民間駐車場との競合も考慮する必要があるのではと思います。職員駐車場につきましては、文化施設予定地では116台大体とめることができますが、現在、平均的に50台程度しか利用をしていなく、十分余裕がありますので、この広場を職員に確かに利用させると近くはなりますけれども、そういうことでまだ余裕がございます。

私の方からそういうお答えになりますが、建設部の方でこの歴みちに関係の事業として何か考えて検討しておりますので、答弁の補足があるのではと思います。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

２回目のご質問にお答えいたします。

資料の２の図面が、ある業者に渡っているのではないかというご質問でございますけども、そういう資料を業者に渡すこと自体あり得ません。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の２回目の質問にお答えいたします。

旧鹿本町には、ご承知のように３小学校と１中学校を設置いたしておりました。学校は児童生徒の健全な心身と学力の育成を目指す核となる施設、また有事の際の地域住民の緊急避難場所ともなっておりますので、その施設の安全性を確保することは大変重要と考えておりました。

そのような認識のもと、旧鹿本町の学校施設におきましては、教育環境の低下を招かないよう、また危険と想定される箇所につきましては、随時対応を行ってきたところでございます。その中で議員ご案内の来民小につきましては、北側棟が昭和40年度、南側棟は53年度、体育館が45年度に建設されております。築後かなりの年数が経過し、老朽化が進んでいることから、旧鹿本町の折より早急な対応が必要であると考えておりました。しかし、校舎等の改築となれば多額の費用を要しますので、年次計画を立てて取り組まねばなりません。先ほど申しましたように、その間に児童生徒の安全性確保が保持できない箇所については、随時補修を行っていくこととといたしておりました。当然他の学校におきましても同様の取り扱いを行ってきたところでございます。

次に、施設の改修の件でありますが、来民小改修計画は水深も浅く、老朽化していたプールも含め、検討してまいったところでございます。学校と調整により、まずプール改修を平成12年度より取り組み、平成13年度に完成を見ております。校舎改修事業は多額の財源を必要とするため、補助事業で取り組むこととし、そのためには耐力度診断が不可欠でありますので、平成15年度に北側棟・体育館の耐力度調査、南側棟の耐震診断を実施しております。その結果、北側棟・体育館につきましては、基準点を下回り危険建物として判断しております。ちなみに、南側棟につきましては、基準点を上回っておりました。この結果を受けて、同年に基本構想を作成いたしております。平成16年度に設計、平成17年度から改築計画を立てておりましたが、合併協議が行われる中でいろいろ協議した結果、先送りとしたところでございます。

合併後は、小中学校が26校となりましたが、その中には建設年度も古く、耐震・耐力度調査を必要とする学校施設もありましたので、現在その調査を行っておるところでございます。この調査結果と来民小も同じ土俵にのせて、諸々の状況を視野に入れながら今年度策定することとなっております山鹿市総合計画にのせ、学校施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

文化施設建設予定地の利活用についてと徳永医院東側の敷地について、所管をしております担当部よりご説明をいたします。

文化施設予定地につきましては、平成９年度に先行取得をしておりまして、20年はまだたっておりません。この活用計画につきましては、先ほど総務部長の方からご説明申し上げましたように、行政内部の基本方針を今確立するため関係課で協議をしております。この活用計画ができるまでは現状のような利用をしたいと思っております。

それから、徳永医院東側の敷地につきましても、先ほど答弁いたしましたように管理上の責任あるいは民間の有料駐車場との競合がございますので、当面は八千代座のイベント時の臨時的な駐車場としての利用を考えております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○６番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［6番　原　　徹君　登壇］

○6番（原　　徹君）

最後の質問です。

先ほど無料化制度を国にも要求するという答弁がありました。乳幼児医療費の問題ですが。確かに現在の少子化、少子高齢化社会、そして子育て支援、こういうものを考えるならば、本来なら国がこういう制度をつくるべきだと私もそのように思っています。日本共産党は国会の場で強力にこれを取り組んでいるところであります。

さて、現在、県内では14市のうち6市しかできていないという答弁がございました。この市民要求が非常に強いわけですから、市民にとって利益になることであれば14市のうちの6市とか何とか関係なく、積極的に取り組んでほしいと思います。

さらに、市内の医療機関にのみしか対応できないと、まず初めに、市内の医師会との関係がありますから、そういうことだろうと思いますが、私は多くの市民が市内の病院を利用しているわけです。したがって、市内の病院から、それも通院から開始すべきではないかと思います。できることからやっていってほしい。一遍にすべてが実現するとは期待しておりません。この件については、16日の文教厚生常任委員会でさらに論議を深めていきたいと思いますので、答弁は要りません。

2問目の市中心街の空き地利用についてであります。

何か私の提起がほとんど受け入れられませんけれども、あのまま鎖をつないで、そして出入り禁止じゃ本当にもう寂しいわけですよ。つまり、このほかにも豊前街道の九日町横断して泉町に行きますと、もと山鹿市の山鹿保育園の跡があります。ここもかなり広いですが。そこには雑草がぼうぼうと生い茂っておるわけであります。非常に、飲み屋街ですけど、寂しいです。これは公園にしかできないということですが。

したがって、私は、これらの空き地を総合計画ができるまでそのままに放置しておくということは、市がまちの活性化を提唱しながら、市みずからが市街地の停滞をつくり出しているようなものではないかと、このように考えるわけです。市の総合計画が確定する以前にも、何らかの利活用を図るべきだと、こういうことを提起しているわけであります。ぜひ、今後再度検討していただきたいと思います。答弁はよろしいと思います。また後で建設部長、総務部長とお話をしたいと思います。

3問目は、市営墓地についてであります。

資料には市が配布したものではない、作成はしているわけでしょうかね、ここはっきりしませんが。一部の業者が、これも答弁がありませんでしたが、私は一部の業者が作成したというふうに答弁があると思いましたが、これも言われなかったので、作成はしているんでしょうか、ここはよくわかりません。疑惑はあるのかないのか、はっきりしませんけれども、このような資料ができるということ自体が問題なわけですね。そして、それが一部の一業者に渡っていると、業者がつくっておると、つくっておるか渡っているか知りませんけれども。つまり秘密なのにそれが漏れているということですから、やはり使用者が抽せんで決定され、そして発表があるときに恐らく秘密が漏れているわけですから、市側にも責任があると思います。

そこで２点質問します。使用許可決定者の発表の仕方を抜本的に改善すべきだと思いますが、どうですか、秘密が漏れないように。

２点目は、応募者が非常に多いようであります。先ほど９区画に対して50件と言われましたかね、これらの市民の要求にこたえるために、市営墓地をさらに拡充していく、そういう考えはありませんか。２点だけ質問しておきます。

４問目です。学校の施設・設備の格差是正であります。

今、中嶋市長は、「教育環境の低下を招かないように随時対応してきた」という答弁でありました。私は、中嶋市長が随時対応してこなかったからこの問題を取り上げているわけであります。対応してきたらこういう質問をしなくていいわけであります。確かに先ほど言いましたように、中嶋市長の鹿本町長時代の実績はすばらしいものがあります。温泉を備えた水辺プラザ、宿泊施設、複合施設ひだまり、保育園富慈園の建設、来民幼稚園の建設、そしてあの有名なバイオマスセンターの建設、数億、数十億もの施設を次々と建設してきてこられました。これらのバイタリティーと実績を高く評価するものですが、なぜこれだけの実績を持っておられる市長が、ああいった鹿本中学校のような状況を放置されたのか、どうしてもわからないわけであります。３点質問します。

１点、来民小の改築は、きのう私来民小に行ってきまして、校長先生と会いましたが、「もう既に青写真もできとったばってんなあ」と非常に残念がっておられました、改築ができないということで。ということは、平成19年以後になります。それであるならば、改築しないならばきちんと補修をしてほしい。補修をしないまま改築するから、改築するからと言ってずっと我慢させられてきているわけであります。雨が降って安心して歩けるように、小さいことだったらマットを敷いてほしい。たったこれだけのことぐらいはしてほしいと思います。そのほか来民小の先生方の要求を聞いて補修に努めてください。それはいかがでしょうか。

２点目、鹿本中学校を初め施設の補修や設備の拡充に早急に取り組み、つまり思

い切って予算を計上して、今後の学校の格差是正を図るべきだと、そのための財源を確保すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

３点目、地方自治法には地方公共団体は住民の安全、健康及び福祉を保持すると、このように地方政治の原点が述べられております。これを今後、この山鹿市政をあずかる中嶋市長に最も厳守してほしいと思うわけであります。常に弱い者の立場に立って、市民に目線を合わせ、福祉の拡充、そういうものにも大いに力を入れていただきたい、この地方自治法に対しまして市長の考えをお聞きして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

３回目のご質問にお答えいたします。

お配りいたしてあります資料２の図面が一部の業者が作成しているのかということでございますけども、それは市としてはわかりません。市としては、お配りいただきました資料２の図面につきましては、市で作成したものではないということだけをご報告申し上げておきます。

それから、改善すべき点はということでございますけども、昨年１回目の区画抽せんにおきまして、抽せん会場内でお名前をお呼びして抽せんをしていた経緯がございます。こうしたお名前の呼び出しにつきましては、以降の抽せんにおきまして、事前に送付いたしました抽せん券の番号によってお呼びするように改めて、許可者氏名が明らかとなるようなことは極力避けるようにいたしております。こうした事務上の配慮に不十分な点がありましたことには深く反省し、おわびを申し上げる次第でございます。

それから、墓地の造成の関係でございますけども、昨年の造成の際には区画によって３ないし４倍のご応募があっており、また今回の募集につきましても先ほど申し上げましたように多くの反響をいただいているところであります。こうした応募がすべて市営墓地の需要であるとは申し上げられませんが、核家族化や都市部への人口集中、また高齢化等を勘案いたしますと、墓地需要が今後も高まっていくことと想定をされます。さらに、墓地経営の公益性、永続性、非営利性といった墓地埋葬法の趣旨からの市営墓地の果たす役割は大きいものと考えます。

一方で、墓地に対する考え方の変化も見え始め、他都市での例ではございますが、墓地に対する意識調査で墓地利用の有期限化や合葬・集合型の墓地開発を望むといった旧来の墓地観と異なった墓地需要が生じていることも判明しており、土地利用

や家制度の変化を考慮するなら納骨堂や合同型墓地のような形でのコンパクトな公営墓地サービスも検討すべき時期になっているかと考えます。

そこで、新市として墓地政策を検討するためには、墓地への応募といった個々の市民の方のご要望だけではなく、統計調査や公平な意見聴取に基づいて新市民の墓地需要を把握し、その上で既設の墓地や非公設霊園等との受給関係を検討しながら市営墓地の方向性、ひいては市の墓地政策について計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の３回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

３点あったと思いますけども、１点と２点は非常に関連いたしておりますので、あわせましてお答えをいたしたいと思います。

来民小学校、また鹿本中学校の現状等につきましては、いろいろとご指摘あったわけでございますけども、そういうようなただいまの原議員のご指摘やご提案等をしっかりと受けながら対処してまいりたいと思いますし、この件につきましては、教育現場をあずかります教育委員会の方で、全体の中での来民小や鹿本中のあり方がどうかということを再度、検討をさせたいと思っておりますし、緊急性のあるもの、あるいはまた必要なものについては早急に対応していくべきであろうと思っております。

また、先ほど申し上げましたように学校の改築等につきましては、大きな予算を必要といたしますし、現在、全部の26校につきましてその状況を耐震度調査等で調査をいたしております。その中で全体での優先順位をつけていきたいと思いますし、そういった中での改築の計画等ができ上がると思います。改築計画と、補修等のどうあるべきかと、そういったことも勘案しながら取り組んでいくべきではなかろうかなという思いをいたしております。そういう形で対処させていただきたいと思っております。

３問目に、地方自治法にあわせて基本的な市政に対する考え方でございますけども、原議員述べられておられますように、地方自治法の運営は地方住民全体の福祉の増進を図ることが基本であろうと思っております。それは住民自身の責任において、また民意に基づいて民主的に行われるものでなければならないと思っております。同時に、最小の経費負担で最大の効果を上げる行政を目指すべきであろうと思っております。

そのような観点から、市民の福祉の向上という目標に向かって、市議会や市民の意向を踏まえまして運営していく最高責任者が市長であろうというふうに考えております。常に市民の求めることを知り、どうすればそれにこたえていけるかということに思いをめぐらせ、職員を通して実行に移していく、そういった責めを負っておるというふうに認識をいたしております。常に公平、公正、公明を旨とし、毅然として市政の執行に当たってまいりたいと思っております。

そのような姿勢のもと、福祉行政でございますが、その基本はすべての人、市民一人一人の命や人権がしっかりと守られること、そして心豊かに健やかにともに暮らす社会をつくっていくことではなかろうかなというふうに考えております。そういった中で、今日の少子高齢化、また社会状況の変化する中で、これからの福祉のあり方といたしましては、６万市民の幸せを６万市民の支えでつくっていく、そういった方向を目指していくべきではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は１時30分から再開いたします。

午前11時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、立山秀木議員の発言を許します。立山議員。

［４番　立山秀木君　登壇］

○４番（立山秀木君）

こんにちは。４番、立山でございます。通告に従い、１点だけご質問いたします。

近年の食に対する関心の高まりは農業者の一人として大変うれしいことであり、生命産業としての農業の国民的位置づけのチャンスであると考えます。韓国の「身土不二」の運動の日本版として、食育とともに政府は地産地消の運動を進め、その推進に当たり直売所の建設に対し２分の１の補助事業を行うことを決定しましたが、本市における学校、病院等公的施設での取り組みの現状と、どの程度の産品が使われているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

地産地消の取り組みについて、まず、公的施設での地域農産物の利用状況はというお尋ねにお答えいたします。

地域農産物の地産地消については、合併以前からそれぞれの市町で地域農業の活性化などを目的に小中学校などの学校給食への利活用を図ってまいりました。特に平成14年ころから県の補助事業である学校給食等地域産品利活用事業などに取り組み、地域農産物の紹介とその販売拠点である農産物直売所の紹介などを行い、現在、鹿本地域振興局管内の小中学校の栄養士や県、市町、ＪＡ、その他関係団体の関係者が集まり、昨年までは「くまもと21農業振興運動」、本年から「元気人気くまもと農業運動」の中で学校給食への地域農産物の利用促進の検討を行い、全校が地産地消に賛同いただいているところでございます。ほかの公的施設については、現状ではその利用状況は把握しておりません。

小中学校への地域農産物の利用内容については、旧市町におきましては若干の差はありましたが、米については学校給食会などの協力を得て、ほぼ全量地域産米を利用されており、野菜等についてもしゅんの時期にしゅんのものを、トータルで62品目ほど地域の農産物直売所などを通じて購入いただいているところです。量については、野菜は時期にもよりますが約20から30％程度使用されております。また、果実についてはミカンなどを中心に極力利用に努められている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

立山議員、了解ですか。

○４番（立山秀木君）

議長。

○議長（高野誠二君）

立山議員。

［４番　立山秀木君　登壇］

○４番（立山秀木君）

ただいま答弁の中で、米についてはほぼ全量が利用されているとのことですけども、野菜や果物につきましては20％台にとどまっているということですし、また、利用の方法につきましても各施設ごとに行われているようですし、これではその量も限られてくると思います。できれば、全市の公的施設で使う農産物の１年間の使用量や種類をまとめていただきまして、生産者の受け皿である組織、例えばＪＡあたりへ一括受注することはできないものか。これにはもちろん行政だけではなくて、受け皿となる組織の整備も必要であると思いますけども、そうすることによって利

用率の向上が図れるのではないかと思います。

また、中山間地から平たん地まで抱える本市にとっては、その地の利を生かして年間を通して多種多様の農産物が生産されております。しかしながら、販売面では市場での一部大手スーパーによる価格破壊が続き、生産費割れの状態にあります。このような中で、本市は建設計画の中に福岡ターゲット構想をうたわれておりますが、観光面だけではなくて、農産物の有利販売につなげるためにどのような戦略を考えられておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

２回目の質問にお答えいたします。

新市建設計画の五つの構想の一つとして、福岡ターゲット構想が掲げてありますが、この実現には、いわゆる地産地消を目的とした取り組みである地域農産物の情報を収集発信できるシステムの構築が一つの大きなかぎであると思います。山鹿市管内には多くの地域特産物がそれぞれの直売所で販売されていますが、連携は少なく、地域ごとに運営が行われている状況であります。これら施設の連携をより密にし、地場産の食材を有効に活用させることが地産地消を地域に定着させる上での第一歩であると思います。しかし、生産や流通等の問題でまだ一部の使用にとどまっているという課題がございます。

また、大都市である福岡都市圏の消費者が求める安心、安全な地域特産品の供給を行うための課題でもあります。この課題を解決するためには、直売所や生産者の連携を図り、多種多様な情報を集約し、提供するシステムが必要であります。このシステムを活用することにより、学校給食等はもとより福岡などへの農林産物の供給体制の確立が図れるものと考えております。今後、これらの基盤づくりの取り組みを推進していきたいと考えておりますので、議員各位の絶大なご支援、並びにご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

立山議員、了解ですか。

○４番（立山秀木君）

議長。

○議長（高野誠二君）

立山議員。

［４番　立山秀木君　登壇］

○４番（立山秀木君）

本市のメーン作物でありますスイカ、メロン等は価格の低迷、原油高によるビニール等の生産資材の高騰、そして高齢化などにより非常に厳しい状態にあります。また、国内におきましても、政府の食料自給率目標45％に対し、現状は40％を割り込むような状態が続いており、食糧安全保障の上からも大きな不安を覚えます。

このような中で、国に対しては、国民的合意に基づく日本型デカップリングの早期実現を望むものであります。農家が生命産業として誇りを持って取り組めるような農業の実現を図ってもらいたいと思うものであります。

一方、本市におきましても、基幹産業であります農業の活性化は、そのまま市の活性化につながるものだと考えます。地産地消の運動とあわせて、福岡ターゲット構想の積極的、かつ早期の実現をお願いし、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で立山議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［11番　永田紘二君　登壇］

○11番（永田紘二君）

皆さん、お疲れさまでございます。もうしばらく我慢をお願いをしたいと思います。早く終わりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。11番議員の永田でございます。発言通告に基づきまして、一般質問を３点行いたいと思います。

１点目は、組織機構についてであります。２点目は、法定外公共物の管理についてであります。３点目は、先ほどちょっと話が出ました福岡ターゲット構想についてお尋ねをしたいと思います。

まず、組織機構についてでございますけれども、行政改革推進課を先日設置をされました。その業務内容等について教えていただきたいと思います。

２点目であります。法定外公共物の管理についてお尋ねをします。

法定外公共物、すなわち国の財産であります里道、水路であります。17年３月31日までに国から市に譲与がされていると思います。旧山鹿市でも5800カ所、おおよそ230ヘクタールぐらいがあったと思いますけれども、１市４町合併をしましてどれぐらいの規模の譲与がされたのか。全部その分譲与したのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

３点目であります。福岡ターゲット構想についてお尋ねをしたいと思います。

先日、熊日でこういう記事が載りました。「循環農業で安心づくり」ということで載りましたけれども、バイオマスを中心として掲載をされていました。最後の方にこういう表現がありました。「消費者が安心、安全な農産物を求める今、バイオ

マス第１号のブランドは大きい。山鹿市が目指す農産物販売や観光の福岡ターゲット構想にとっても大きな武器だ」ということで明記してあります。本来でありますと、バイオマスセンターと福岡ターゲット構想との関連性をお尋ねしたいわけでありますけれども、そのもとになります福岡ターゲット構想というものがどういうものであるのか、それをまずお尋ねをしたいと思います。１回目終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

行政改革推進課の業務についてお答えいたします。

行政改革の重要性、緊急性をかんがみまして、それまで企画振興課の行政改革推進係としておりましたものを、８月１日に行政改革推進課として設置いたしました。事務の分掌としましては、大きく５点ございます。まず、１点目としましては、社会情勢の変化や住民の需要に対応した簡素で効率的な行政システムを構築するための行政改革の推進に関すること、２点目としまして、政策目標の達成状況把握、各事業の評価・分析を行うことにより、個々の事務事業を見直し・改善を図り、事業の成果を高める行政評価に関すること、３点目としまして、みずからの責任と判断において、行政サービスや地域づくりに取り組むための地方分権に関すること、４点目としまして、事務改善に関すること、５点目として、合併に係る未調整事項等に関することでございます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

一般質問の２点目、法定外公共物（里道、水路）の管理についてお答えをいたします。

まず、譲与の現状についてでございますが、本市は国からの譲与期限であります平成17年３月31日までに申請手続を終了しまして、譲与をすべて完了いたしております。譲与の箇所数は山鹿市全体で２万6707カ所、面積で約582ヘクタールでございます。この面積につきましては、国から譲与を受けました里道、水路は測量がされておりませんので、アバウトな数値でございます。

また、国から譲与されました法定外公共物は現に使用されているものに限定されておりまして、機能を有していないものにつきましては、譲与をされておりません。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

３点目のお尋ねでございます、福岡ターゲット構想についてお答えいたします。

福岡ターゲット構想は、合併時に策定いたしました新市建設計画においての五つの構想の中の一つでございます。福岡ターゲット構想は、福岡県と隣接するという地の利を生かし、大消費地である福岡をターゲットに新市の産業の振興を図ることを目指すものでございます。本構想におきましては、①福岡事務所を開設し、新市のＰＲ、物産展の開催、市場調査の実施及び新産業の発掘や企業誘致の推進、②新市の産品の販売や販路拡大を図るためのアンテナショップの開設、③直売施設を兼ね備えた総合情報発信基地の整備などを検討することとしております。

本年度はその先駆けとして、構想を具体化するための調査費を予算化し、熊本県福岡事務所のアドバイスを受けながら先進地の事例研究や専門家の提言をいただくこととしております。また、あわせまして現在、県の地域振興局や農協などと連携を図りながら、福岡都市圏の量販店やレストランなどへの農林産物の紹介やその後の追跡調査等を実施しているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［11番　永田紘二君　登壇］

○11番（永田紘二君）

２回目の質問を行います。

まず、１点目の組織機構についてであります。

先ほど行政改革推進課の業務についてお話がありました。非常に大事な部署だと思いますし、今後、長期ビジョン10年計画に基づきながら行革を進めていかれると思いますが、どういう形で、どういう方向で行革に取り組んでいかれるのか、そこら辺をお尋ねをしたいと思います。

それから、２点目であります。法定外公共物の管理についてお伺いをしたいと思います。

譲与を受ける申請手続が行われております。何千万円という費用を使って譲与を

受け取っていると思いますけれども、どれくらいの費用がかかったのか、お尋ねをしたいと思います。

また、財産管理の事務委託費が多分それぞれの市町に県から交付されていたと思います。その金額等についてもおわかりになればお尋ねをしたいと思います。

それから、３点目の福岡ターゲット構想についてであります。

ただいまご答弁をいただきましたけれども、これは単に新市建設計画にのせてるやつを読んだと、中身は何にもないという答弁だと理解をします。もし12月議会に同じ質問をしたら同じ答弁がまた返ってくるとかなというような気もしております。極端に申しますと、今福岡事務所の開設という表現されましたけども、どういう形でどういう方向でやっていきたいのかというのが見えない。また、アンテナショップ、それはどこに持っていって、どういう形でアンテナショップをやるのか、それから情報発信基地、どこにどういう目的で情報発信基地をするのか、そういうやつが１回目の答弁で出てきてほしかったなと。具体的なことについて２回目でご質問しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

行革をどのような方法で進めるかというお尋ねでございました。現在、行政改革推進本部を立ち上げておりまして、その中に四つの専門部会を設けております。これまでに改善提案として寄せられていますものを検討し、見直しを進めていきたいと考えております。改善提案としまして、本庁組織の見直し、総合支所の組織の見直し、そして本庁・支所の業務範囲の見直し等多くの提案が寄せられております。今議会終了後には専門部会が検討を開始し、同時に個々の改善項目に対してのプロジェクトを設け、さまざまな角度から意見集約を図り検討協議を進めてまいります。

また一方で、市民代表からなる行政改革懇話会を設置して意見を求め、本年度末をめどに行政改革推進本部としての方針を決定する予定であります。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

２回目の質問にお答えいたします。

まず、譲与申請に要した費用でございますが、１市４町とも平成13年度から平成16年度までの２年ないし３年間で譲与を受けております。費用は総額で9059万6000円でございます。これは譲与申請に必要な図面の作成や、法定外公共物の抽出及び申請書類等の作成業務を、専門業者に委託した費用でございます。

次に、平成16年度の県の委託金でございますが、これは平成15年度に１市４町が行いました、財産管理事務の実績により交付をされております。総額で258万6000円でございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

福岡ターゲット構想の２回目のお尋ねについてお答えいたします。

まず、福岡事務所の開設につきましては、熊本県の福岡事務所などへの職員の派遣や人事交流などにより、福岡都市圏の情報の収集を行い、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

アンテナショップの開設につきましては、独自の施設整備あるいはテナントの活用など、福岡都市圏での拠点づくりを検討したいと考えております。

総合情報発信基地につきましては、立山議員のご質問でも答弁しましたように、地域の情報を収集し、域内はもとより福岡などへの情報発信する基地として必要なものであるととらえております。立地につきましては、交通量、あるいはいろいろな面からの条件等を考慮しながら検討を加えていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［11番　永田紘二君　登壇］

○11番（永田紘二君）

３回目の質問をさせていただきます。

まず、組織機構についてであります。先ほど部長の方から報告があったとおりだと思いますが、行政改革推進課は急いで必要だったということで設置をしたということであります。非常に重要なポジションでもあるし、今後の行革の柱になるだろ

うと理解をします。合併から８カ月経過をしております。昨日、太田黒議員さんからもご質問がありました。林務担当者の設置の問題、それから総合支所の問題、先ほど答弁の中に総合支所の見直し、本庁の見直しということが出されました。今、総合支所・本庁の絡みの中で、山鹿総合支所が本当にぜひともいるのかなと、山鹿総合支所の一部は本庁直轄でもいいんじゃないかなという気もしております。そこら辺もひっくるめてご検討をいただきたいと思います。特に男女共同参画社会、係になっております。部署もなくなっている状況であります。これは今後どうしても強化する部署だということで考えておりますし、これも一考をお願いをしたいなと思います。

それから、前回ちょっとお話をしたと思いますが、子育て支援の窓口の一本化ができていない。支所単独で動いているという状況でありますので、その窓口設定の問題、本庁直轄の問題等も討議をしていただきたいなと思います。これは僕の希望でありまして、ご検討いただければ幸いかなと思います。

それで、一つだけお願いをしておきたい。いつもお話をするんですけども、コンサルタントに投げるんじゃなくて、自分たちでいろんな事業計画つくってくださいよという話をするんですが、特に今回、地方分権が非常に進んでまいります。行政システムの確立が必要になります。合併の強化を最大限に生かすためにも、全職員の皆さん方が危機管理改善意欲等を高めながら、全庁的な行政改革に取り組んでいただきたいと思います。当然基本計画、10年ビジョン等あわせながら進んでいかれると思いますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

２点目であります。法定外公共物の管理についてでありますけれども、今言う580ヘクタールぐらいの里道、水路が山鹿市の財産になります。当然山鹿市が管理するわけでありまして、一部地元の方へ管理を委託するとか、地元に譲与するとか、払い下げるとかというお話もありますけれども、それらに対する山鹿市としての管理の費用負担はないのかなと、非常に心配するんですけれども、その辺をお願いをしたいと思いますし、払い下げの要件等も全部払い下げるわけにはいかんでしょうから、どういう要件であれば地元に払い下げができるのかなということでお尋ねをしたいと思います。

それから、福岡ターゲット構想でありますけれども、情報の発信基地、先ほど地産地消で立山議員さんご質問がありましたけれども、地元の方にそういう発信基地をつくりたいという話だと思います。すなわち、今水辺プラザがあり、あんずの丘があり、小栗郷があり、南部地区にそういう地産地消物産館等がありません。これは総合ビジョンの中で恐らく組んでいただけるものだと思いますけれども、そういうもろもろをまとめた中での情報発信基地をつくられると思いますけれども、要は

福岡ターゲットという表現をする以上は、福岡にどれくらいのものが動いているのか、どれくらいのものの販売の戦略ができるのか、簡単に農産物と言われますけれども、山鹿市が出している、例えば米、みずからが売らなきゃ転作面積がふえていきます。これが今の米の状況でありまして、野菜におきましても市場流通を９割、８割している中で、本当に福岡にどれくらいのものが売れてるのか、どれくらい売りたいのかという基本的な数字をもう少し整理をして取り組んでいただきたいなと。ご答弁につきましては、皆さん方の考え方にお任せしますけれども、そういう形の中で早急に基本的ビジョンの作成をお願いをして、３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

行政改革についてお答えいたします。

合併自治体にとりまして最も重要なものの一つが行財政改革と考えております。今日までの業務を根本から見直す必要があります。職員においてはなぜこうしなければならないのか、あるいは何でこうなのか、ほかに方法はないのかといった、常に疑問と好奇心を持って発想豊かに取り組む必要があると考えております。画一と集権の時代から、多様と分権の時代にこたえ得る役所づくりを全職員ともに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

３回目の質問にお答えをいたします。

まず、今後使用されなくなった法定外公共物の払い下げにつきましては、申請があった場合、利害関係者などの同意があれば払い下げを行いたいと思っております。

次に、法定外公共物の今後の管理についてでございますが、法定外公共物は地域の生活環境に密接なかかわりがあります。農村部と市街地では利用形態も異なっておりますので、市としましては地域の事情を把握しております担当課がそれぞれ所管することにしております。

また、新市での管理につきましては、合併協議におきまして地元からの要望により原材料などを提供し、管理は地元にお願いをするということが決定をされておりますので、機械借り上げ等の費用は市で負担を行いますが、今後はそういった方向で取り組むことになります。

なお、この法定外公共物（里道、水路）につきましては、国有財産特別措置法の改正によりまして、すべての市町村に無償譲与されたものでございますが、譲与前も管理につきましては基本的には今と同じでございます。確かにこの管理問題につきましては、高齢化などによりまして年々厳しくなってきていると思いますが、本市だけではなく、どこの自治体も抱えている共通の課題でございます。そういうことで、将来的には何らかの支援策の検討が必要になってくると思いますが、現段階では住民自治の基本的なあり方からしまして、地域を主体とした管理体制で適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

３回目のお尋ねにお答えいたします。

流通状況等を的確に把握した上での計画に当たっていただきたい、というようなご指摘でございますが、ご指摘につきましては、本年度予算化をいたしております調査費の中で極力流通情報等を把握し、その上での計画策定に当たっていきたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

以上で永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による一般質問は全部終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２、委員会付託を行います。

本定例会に議題となっております全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後２時05分　散会

～～～

９月２２日(木曜日)

平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第５号）

平成17年９月22日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第117号　字の区域変更について

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書

請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書

陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書

陳情第２号　乳幼児医療費窓口無料化制度に関する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　特別委員会の設置について（政治倫理条例策定に関する特別委員会）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第117号　字の区域変更について
議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画
議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書
請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書
陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書
陳情第２号　乳幼児医療費窓口無料化制度に関する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　特別委員会の設置について（政治倫理条例策定に関する特別委員会）

日程追加

第３　意見書案第４号　道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書
　　意見書案第５号　自治体病院の医師確保対策を求める意見書

○

出席議員（30名）

１番	北	原	昭	三	君
２番	芹	川	正	美	君
３番	藤	原		豊	君
４番	立	山	秀	木	君
５番	立	山		隆	君
６番	原			徹	君
７番	平	井	邦	廣	君
８番	吉	本	政	幸	君
９番	池	田	誠	一	君
10番	堀		茂	幸	君
11番	永	田	紘	二	君
12番	森	川	昭	彦	君
13番	早	田	順	一	君
14番	川	野		功	君
15番	古	荘	克	郎	君
16番	島	田	節	男	君
17番	森		芳	顕	君
18番	家	入	憲	隆	君
19番	横	手	啓	介	君
20番	高	野	誠	二	君

21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
助役	杉焼義文	君
収入役	永田忠晴	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君
企画振興部長	福田憲之	君
市民福祉部長	森　和芳	君
経済部長	蔵原栄一	君
建設部長	池田永実	君
環境部長	熊野次男	君
水道局長	池田幸一	君
病院長	本郷弘昭	君
鹿北総合支所長	早野正光	君
市民福祉部次長	角野恵子	君
経済部首席審議員	八木田達弘	君
経済部次長	有尾隆俊	君
総務課長	星子四郎	君
税務課長	横手保夫	君
行政改革推進課長	小川啓司	君
国保年金課長	栃原昭一	君
建設課長	酒井博士	君

監査事務局長兼選管事務局長	幸村英星君
教育総務課長	有働典夫君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議会総務係長	桑原幹夫君
議事係長	今坂英俊君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第106号～議案第121号

認定第47号～認定第60号

請願第２号～請願第３号

陳情第１号～陳情第２号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、認定、請願及び陳情の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第117号　字の区域変更について

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書
請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書
陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書
陳情第２号　乳幼児医療費窓口無料化制度に関する陳情書

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

本定例会におきまして、建設環境常任委員会に付託をされました案件は議案２件、

認定５件でございます。

去る９月14日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催をいたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案審査に先立ちまして現地調査を行いました。市道霊仙古閑線、鹿校通公園の現地、そして鹿本町石渕地区の庄石渕地区農業集落排水処理施設建設予定地、最後に山鹿浄水センターの現地調査を行いまして、担当職員からの説明を受けました。

午後１時30分から委員会を再開いたしました。

議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第50号　平成16年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第53号　平成16年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第58号　平成16年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第60号　平成16年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

本定例会におきまして、経済観光常任委員会に付託された案件は議案３件、認定５件、陳情１件であります。

去る９月15日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案審議に先立ち現地調査を行いました。まず、山鹿東部工業団地は現在、進出企業の工事があっておりますし、昨年も二つの企業を誘致、あと誘致可能な面積が７万2875平米あるということで、今後も積極的な対応に期待をしたいと思います。

次に、鹿本町のバイオマスセンターを視察いたしました。このことにつきましては、９月６日、台風14号によりバイオマスセンターの液肥の貯留槽が被害を受けたというような報告を受けまして、常任委員会において現地調査を行いました。

貯留槽の２基のうち、南側の貯留槽内側が屈曲したことについて執行部の説明を求めました。９月６日、台風14号により午後４時40分ごろ、吹き返しの風により貯留槽の屈曲が発生したことでありますが、今回の事故は工期内のできごとであり、施工業者が全責任を持って対応するとの報告がありました。

なお、執行部においては現在、原因の解明と事故の対策を練っているところでありますが、委員会として事故の発生部分のみの修復でなく、抜本的な対策を講じるよう執行部に申し入れをしました。

なお、詳しいことについては、全議員に対し執行部より説明があります。

次に、古代の森公園整備事業鹿央町を現地調査いたしました。ここは、娯楽施設とあわせたところの公園整備が進んでおり、古代公園を含め、誘客のできるようなシステムができますことを今後期待したいと思いました。そして、この鹿央町の物産館で昼食をとり、そこで暫時休憩ということにしました。

そして、午後１時30分より開会、議案の審査に入りました。

議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号　字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第54号、第55号、第56号、第57号については、一括議題として審査いたしました。

認定第54号　平成16年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第55号　平成16年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第56号　平成16年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案

のとおり認定すべきものと決しました。

認定第57号　平成16年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書について、委員より賛否両論の意見が出ましたけれども、なお一層慎重審議する必要がありとし、継続審査すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。

まず、閉会中の所管施設調査といたしまして、７月４日、７月25日、８月２日、８月８日に現地調査を行いましたので、それを報告をしたいと思います。

まず、幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」についてであります。三つほど確認をさせていただきました。一つは、敷地面積１万7000平米ですけれども、その中の「ゆ～かむ」のあるふれあいセンター等が建っております3700平米、これが借地であるということでありまして、平成16年から平成26年まで借地契約書がなされておりました。

二つ目であります。年間予算約8700万円でありますけれども、当然、一般財源が投入されておりますが、4600万円、一般財源で運営をしている。それにあわせまして、三つ目でありますけれども、起債の償還、これが17年度支払い分だけで約8500万円、すなわち年間一般財源を加えますと１億3000万円ほど持ち出しがされているということであります。

ただし、起債の内容でありますけれども、過疎債がほとんどでありまして、交付税算入がどれぐらいあるものかについては、まだ、調査未定であります。

市立病院でございます。施設の老朽化というのは、皆さん方ご案内のとおりだと思います。手術室等、壁なり柱に亀裂等も出ておりまして危険な箇所がたくさん見受けられました。早急に改築が望まれると思いました。

ただし、改築の場合、現在地でいかがなものかという委員からの意見も一部出されました。

三つ目であります。文教施設でございますけれども、中学校、小学校、幼稚園、保育園、老人センター、それぞれ全部回りましたけれども、備品、建物、施設等、

それぞれの格差が見られました。当然でありますけれども。ただ、老朽化によります損傷、破損、亀裂等がそれぞれの箇所で見受けられました。早急に対応すべき必要のあるところも見られました。その分については早急に対策をとっていただきたいということであります。

それから、今、問題になっておりますアスベストの使用の施設が見受けられました。これは早急に対策が必要だと望まれます。

以上、閉会中の所管施設調査の内容をご報告申し上げました。

それから、本定例会に付託をされました案件につきましては議案が４件、認定６件、請願２件、陳情１件を、去る９月16日に本館３階の会議室におきまして、午前10時より文教厚生常任委員会を開催いたしました。委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、慎重に議案の審査を行いました。

議案第107号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第48号　平成16年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第49号　平成16年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第51号　平成16年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第52号　平成16年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第59号　平成16年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書、なお一層慎重に審議する必要がありとして、継続審査すべきものと決しました。

請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書、なお一層慎重審議する必要

がありとして、継続審査すべきものと決しました。

陳情第２号　乳幼児医療費窓口無料化制度に関する陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

丸山総務企画常任委員長。

［総務企画常任委員長　丸山康昭君登壇］

○総務企画常任委員長（丸山康昭君）

おはようございます。

本定例会において、総務企画常任委員会に付託されました案件は議案12件、認定１件であります。

当委員会は、去る９月20日、午前10時から議員控室において、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第106号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第108号　専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第109号　専決処分の承認を求めることについて（平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第110号　山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第111号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号　山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号　山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号　山鹿市過疎地域自立促進計画、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案のとお

り可決すべきものと決しました。

議案第120号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第121号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第47号　平成16年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。原議員。

［６番　原　　徹君　登壇］

○６番（原　　徹君）

６番議員、日本共産党の原でございます。私は議案第114号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）への反対を表明いたします。

私は、平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）を、合併協議会の財政計画や、本年度の当初予算と総体的に対比する中で重大な問題が生じているということを認識いたしました。今からその問題を３点ほど指摘して反対討論といたします。

まず、１点目は歳入と交付税についてであります。

合併協議会での平成17年度の歳入予測は291億7300万円となっております。ところが、本年度の９月の補正を含めた歳入は255億7200万円で、既に36億100万円の歳入不足が生じているわけであります。なぜ、歳入に不足が生じたのか。それは交付税にあります。交付税を見てみますと、平成17年度の合併協議会の交付税の予測は118億1800万円となっており、また、本年度の予算は105億円となっています。不足額は13億1800万円です。ところが、７月に普通交付税の決定がなされましたが101億4700万円となっておりまして、当初予算に対して３億5300万円の減額となっています。

なお、ことしの12月までに交付税で賄うという性格の臨時財政対策債というのが

９億7100万円ありますが、これも前年度比マイナス22.3％となっています。交付税への依存度の高い山鹿市の歳入に対しまして、合併協議会で予測していた普通交付税が16億7000万円もの減額ということであります。このことは今後の財政経営の抜本的見直しが余儀なくされてくるわけであります。

２点目は、公債費、つまり市の借金払いについてであります。

合併協議会の平成17年度の公債費は38億9400万円と見込んでいました。今年度の公債費、補正予算も含めまして39億3100万円となっておりまして、借金は3700万円増加しております。今後も公債費は一層大きくなっていくことが予測されるわけであります。

３点目は、地方債、市の借金についてであります。

平成17年度の地方債は329億300万円となっておりました。一方、臨時税収、補てん債、臨時財政対策等をあわせますと55億6100万円であります。この55億6100万円を差し引いても地方債は273億4200万円となっております。しかし、いずれにしてもこの地方債329億300万円は市の一般財源をもって償還しなければなりません。

また、合併特例債の起債可能額は、248億2000万円となっております。これが市町村合併を推進させるために政府がとったあめの政策でありますが、合併協の特例債利用予定額は150億円とお聞きしております。しかし、その約30％の45億円は償還しなければならず、過去の借金返済に対して上積みされ、さらに借金は膨らむわけであります。

それでは、これからどれだけの借金をするのか。合併協の財政計画で見てみますと、10年間で289億2700万円の借金計画となっています。平成17年度の公債費比率は13％、その10年後の平成26年度は18％となっています。しかしながら、歳入は交付税の減額で一層縮減される可能性が大でありますから、公債比比率が18％にとどまることは困難であります。したがって、この点におきましても、合併まちづくり計画の財政見直しは避けられないわけであります。

そこで、執行部は議会に対して今後15年間の財政力指数がどのように推移するのか、また、公債費負担率、さらには経常収支比率など、どのように推移していくかを提示する責任があると思います。

ところが、これまで市民に合併したら財政も豊かになり、すばらしいまちづくりができるなどと宣伝してきましたまほろば財政計画は、当初のままにとなっているわけであります。既に、上天草市では合併当初の財政計画が大幅に修正されました。その結果、合併特例債は起債可能額の３分の１しか使えないとしております。本市でも深刻な状況にあるのではないでしょうか。

私は、このように今後の財政運営の見直しが行われないまま、補正予算が組まれ

ていくことに大きな疑問と不安を感じ、議案第114号に反対を表明するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第106号から議案第109号までの４案件を一括採決いたします。

議案第106号から議案第109号までの４案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第110号から議案第113号までの４案件を一括採決いたします。

議案第110号から議案第113号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号から議案第116号までの２案件を一括採決いたします。

議案第115号から議案第116号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号から議案第121号までの５案件を一括採決いたします。

議案第117号から議案第121号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第47号から認定第60号までの14案件を一括採決いたします。

認定第47号から認定第60号までの14案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、14案件は原案のとおり認定されました。

次に、請願第２号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第２号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第３号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第３号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第１号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第２号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第２号は原案のとおり採択されました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　特別委員会の設置について（政治倫理条例策定に関する特別委員会）

○議長（高野誠二君）

日程第２　特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。政治倫理条例策定に関する調査の件につきまして、８人の委員をもって構成する政治倫理条例策定に関する特別委員会を設置し、これに付託し、調査することにいたしたいと思います。

なお、この特別委員会は調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うこととすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、政治倫理条例策定に関する調査の件については、８人の委員をもって構成する政治倫理条例策定に関する特別委員会を設置し、これに付託し、調査の期間を本調査が終了するまで閉会中もなお、調査を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました政治倫理条例策定に関する特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、寺崎勇児議員、家入憲隆議員、島田節男議員、森川昭彦議員、池田誠一議員、平井邦廣議員、原　　徹議員、藤原　豊議員以上８人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました８人の諸君を政治倫理条例策定に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により議長招集による特別委員会を招集いたします。

休憩中、直ちに特別委員会は委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は議員控室といたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時36分　休憩

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時51分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま政治倫理条例策定に関する特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので報告いたします。委員長寺崎勇児議員、副委員長島田節男議員、以上のとおりであります。

ただいま意見書案２件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。この際、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程追加

日程第３　意見書案第４号～意見書案第５号

○議長（高野誠二君）

日程第３、直ちに一括議題といたします。

意見書案２件について職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意 見 書 案 第 4 号

平成17年９月22日提出

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　森　川　昭　彦

賛成者

山鹿市議会議員　丸　山　康　昭
山鹿市議会議員　永　田　紘　二
山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議長　高　野　誠　二　様

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は広く住民の熱望するところである。

平成15年度税制改正において、揮発油税等を道路特定財源とし、その暫定税率の適用が５年間延長と認められ、その金額を道路整備に充当されることとなり、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うこととされた。

しかし、平成17年度予算では、公共事業費の削減がなされ、道路整備においても必要な事業が確実に行えない状況となっている。

本市では、新市建設計画の中で、「快適で便利な暮らしづくり」を基本方針に据え、その中で道路の整備を重点的に推進しているところである。

特に、広域的な規模での産業活動や地域活動を支援するものとして、県北から九州中央部に至る県北横断道路や、朝夕の混雑の著しい国道325号の４車線化等、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。

これに応えるためには、国道325号をはじめとした国・県道の整備、また生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで、着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年９月22日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　扇　千景　様
内閣総理大臣　小泉純一郎　様
財務大臣　谷垣禎一　様
国土交通大臣　北側一雄　様
総務大臣　麻生太郎　様
経済財政担当大臣　竹中平蔵　様

意 見 書 案 第 5 号

平成17年９月22日提出

自治体病院の医師確保対策を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永　田　紘　二

賛成者

山鹿市議会議員　丸　山　康　昭

山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議員　森　川　昭　彦

山鹿市議会議長　高　野　誠　二　様

少子、高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は、地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、昨年４月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年９月22日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇　千景様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
総務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	尾辻秀久様
文部科学大臣	中山成彬様
財務大臣	谷垣禎一様

○議長（高野誠二君）

意見書案第４号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、森川昭彦議員、ありませんか。

○12番（森川昭彦君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

次に、意見書案第５号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、永田紘二議員、ありませんか。

○11番（永田紘二君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております２案件については、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第４号及び意見書案第５号の２案件を一括採決いたします。

意見書案第４号及び意見書案第５号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成17年（第５回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前11時00分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**堀　　茂　幸**

山鹿市議会議員　**池　田　誠　一**